

鎌倉市総合計画

－鎌倉ビジョン 2034－

－鎌倉ミライ共創プラン 2030－

資料編

令和7年（2025年）8月

鎌倉市

— 目次 —

1 人口	…	1
(1) 現状	…	1
ア 総人口・総世帯数	…	1
イ 男女別人口	…	2
ウ 年齢別人口	…	3
エ 地域別人口	…	4
オ 地域別世帯数	…	6
カ 世帯類型	…	7
キ 人口の自然増減	…	8
ク 人口の社会増減	…	9
ケ 昼間人口	…	13
(2) 将来推計	…	16
ア 推計方法	…	16
イ 推計結果（全体）	…	18
ウ 社人研準拠推計	…	20
エ 社人研準拠＋開発インパクト推計	…	25
オ 希望出生率達成推計	…	30
(3) 課題	…	35
2 土地利用	…	36
(1) 現状	…	36
(2) 課題	…	38
3 施策	…	39
(1) 施策の体系	…	39
(2) 施策と SDGs	…	40
(3) 各施策の現状と課題	…	41
ア 施策の前提	…	41
0-1 平和	…	41
0-2 共生	…	42
イ 横断的施策	…	43
1-1 防災	…	43
1-2 地球温暖化	…	43
ウ ひとの共創	…	44
2-1 福祉	…	44
2-2 こども・若者	…	45
2-3 健康	…	45
2-4 教育	…	46

2-5 スポーツ・レクリエーション	…	46
エ 暮らしの共創	…	47
3-1 都市交流	…	47
3-2 芸術文化	…	47
3-3 防犯	…	48
3-4 廃棄物	…	48
3-5 生活環境	…	49
3-6 生態系	…	49
3-7 就労	…	50
3-8 農業	…	50
3-9 水産業	…	51
3-10 商工業	…	51
3-11 観光	…	52
3-12 交通安全	…	52
3-13 移動交通	…	53
3-14 消防	…	53
3-15 歴史	…	54
オ まちの共創	…	55
4-1 都市空間	…	55
4-2 道路	…	55
4-3 河川	…	56
4-4 緑地	…	56
4-5 風致景観	…	57
4-6 海浜	…	57
4-7 都市拠点	…	58
4-8 下水道	…	58
4-9 公園	…	59
4-10 住宅	…	59
カ 計画推進体制	…	60
(ア) 市民自治	…	60
5-1 コミュニティ	…	60
5-2 協働	…	60
(イ) 市政基本運営	…	61
5-3 人事	…	61
5-4 広報	…	61
5-5 広聴	…	61
5-6 財務	…	62
5-7 行政経営	…	62

5-8 ファシリティマネジメント	…	63
5-9 ICT	…	63
(4) 個別計画	…	64
4 各種調査結果	…	66
(1) 市民アンケート調査	…	66
ア 調査について	…	66
イ LWCI について	…	67
ウ 調査結果（概要）	…	69
（ア）回答者属性	…	69
（イ）幸福度・満足度について	…	69
（ウ）主観因子について	…	70
（エ）客観因子と主観因子の比較について	…	72
(2) 希望出生率の算出に係る調査	…	74
ア 希望出生率について	…	74
イ 調査について	…	75
ウ 調査結果（概要）	…	76
（ア）回答者属性	…	76
（イ）理想的な子どもの人数・予定している子どもの人数	…	77
（ウ）予定している子どもの人数が理想的な子どもの人数よりも少ない理由	…	78
（エ）今後の結婚に対する考え・結婚後にほしい子どもの人数	…	79
5 市民参画	…	80
(1) 鎌倉こどもミライミーティング	…	80
ア 日時及び場所	…	80
イ 参加者	…	80
ウ 結果	…	81
(2) 市民ワークショップ「わたしたちが描く みらいの鎌倉」	…	82
ア 第1回「鎌倉への想いを聞く」	…	82
（ア）オンライン意見聴取	…	82
（イ）市民ワークショップ「わたしたちが描く みらいの鎌倉」	…	82
（ウ）結果	…	83
イ 第2回「理想の鎌倉を思い描く」	…	85
（ア）オンライン意見聴取	…	85
（イ）市民ワークショップ「わたしたちが描く みらいの鎌倉」	…	85
（ウ）結果	…	86
ウ 第3回「具体的にイメージする」	…	88
（ア）オンライン意見聴取	…	88
（イ）市民ワークショップ「わたしたちが描く みらいの鎌倉」	…	88
（ウ）結果	…	89

6	職員参画	…	95
	(1) 参加者	…	95
	(2) 結果	…	95
	ア 第1回目	…	95
	イ 第2回目	…	96
	ウ 第3回目	…	97
	エ 第4回目及び5回目	…	98
7	鎌倉市総合計画審議会	…	100
	(1) 委員名簿	…	100
	(2) 開催経過	…	101
8	鎌倉市総合計画専門委員	…	103
9	計画期間	…	103
10	鎌倉市総合計画条例	…	104
11	平和都市宣言	…	106
12	鎌倉市民憲章	…	106

鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン 2034」・鎌倉市基本計画「鎌倉ミライ共創プラン 2030」資料編

鎌倉ビジョン 2034 及び鎌倉ミライ共創プラン 2030 で示す方針等の背景となるデータや資料をまとめたものです。

1 人口

(1) 現状

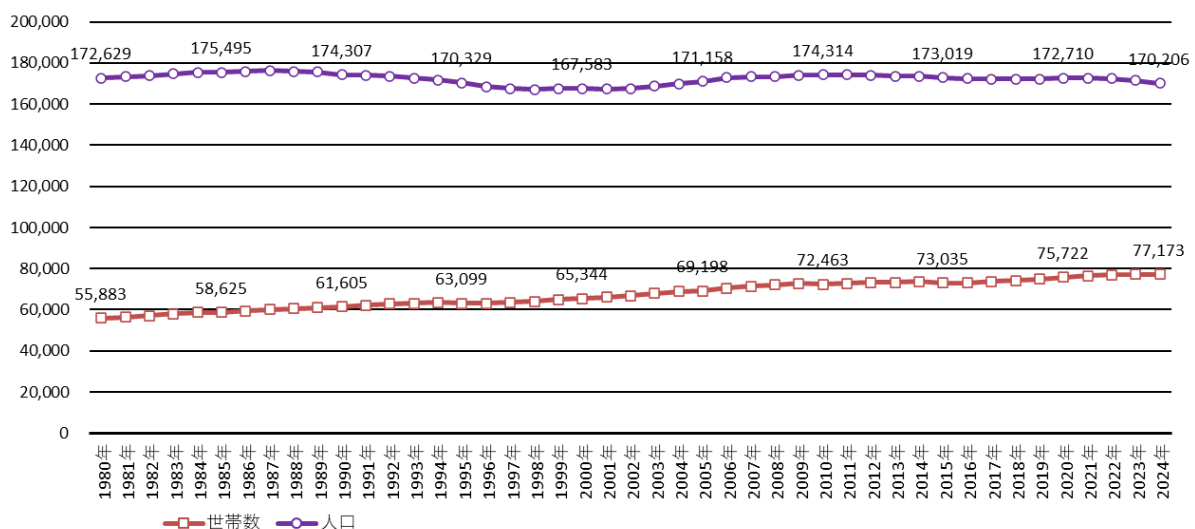
ア 総人口・総世帯数

本市の人口は、昭和60年（1985年）の175,495人（国勢調査結果（10月1日時点）。以下、令和2年（2020年）まで同じ。）から、平成2年（1990年）には174,307人まで減少し、その後、減少傾向が続くと見込んでいました。

しかしながら、平成12年（2000年）の167,583人を底に、以降増加傾向に転じ、平成22年（2010年）には174,314人まで増加しました。その後は、再度減少傾向となっていますが、大幅な減少には至らず、令和2年（2020年）には172,710人、令和6年（2024年）には170,206人となっています。

なお、世帯数は、昭和60年（1985年）は58,625世帯、平成12年（2000年）は65,344世帯、令和2年（2020年）は75,722世帯、令和6年（2024年）は77,173世帯と増加傾向で推移していますが、世帯当たり人数は、昭和60年（1985年）は2.99人、平成12年（2000年）は2.56人、令和2年（2020年）は2.28人、令和6年（2024年）は2.21人と減少傾向で推移しています。

図表 1-(1)-ア-① 鎌倉市の人口動向(総人口・総世帯数)



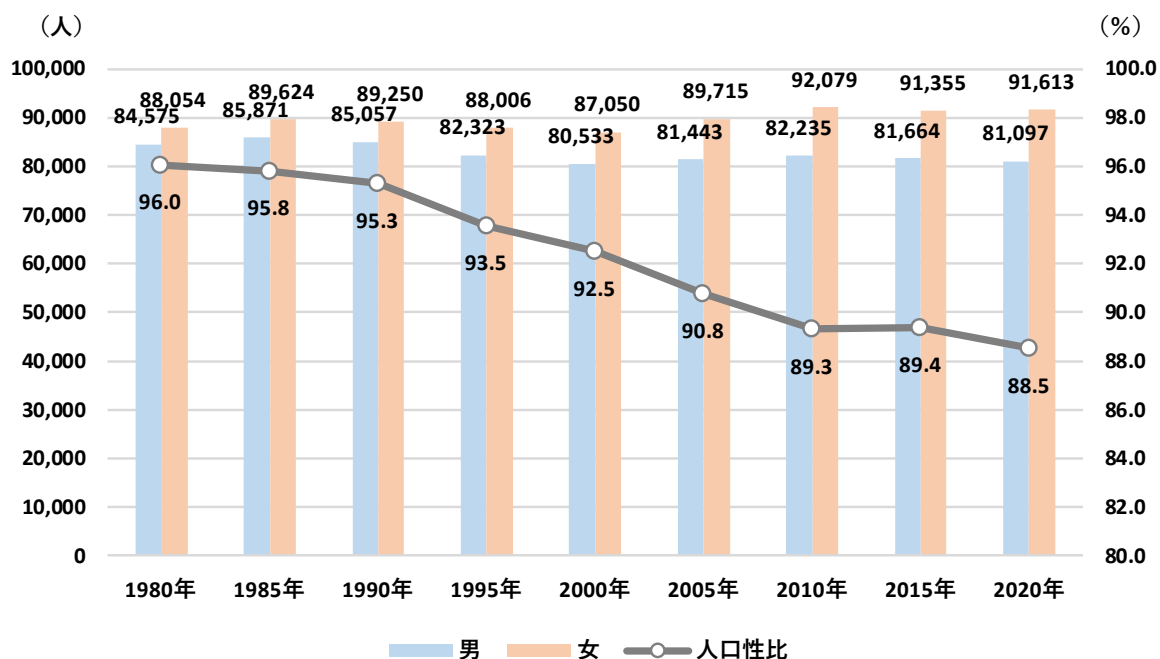
資料)総務省「国勢調査」

イ 男女別人口

男女別の人口推移を見ると、ともに昭和60年（1985年）をピークに減少し、その後、平成12年（2000年）を底に、一時的に増加傾向に転じて、平成22年（2010年）には男性82,235人、女性92,079人となりました。以降、再び男性人口は減少傾向となり、令和2年（2020年）は81,097人となっている一方、女性人口は平成27年（2015年）から令和2年（2020年）にかけて微増し、91,613人となっています。

人口性比（女性100人に対する男性の人口）を見ると、平成22年（2010年）は89.3であったのに対し、令和2年（2020年）は88.5と減少傾向となっており、全国（人口性比94.7）や神奈川県（人口性比98.7）と比較して、人口性比の低さが顕著となっています。

図表 1-(1)-イ-① 鎌倉市の人口動向(男女別人口・人口性比)

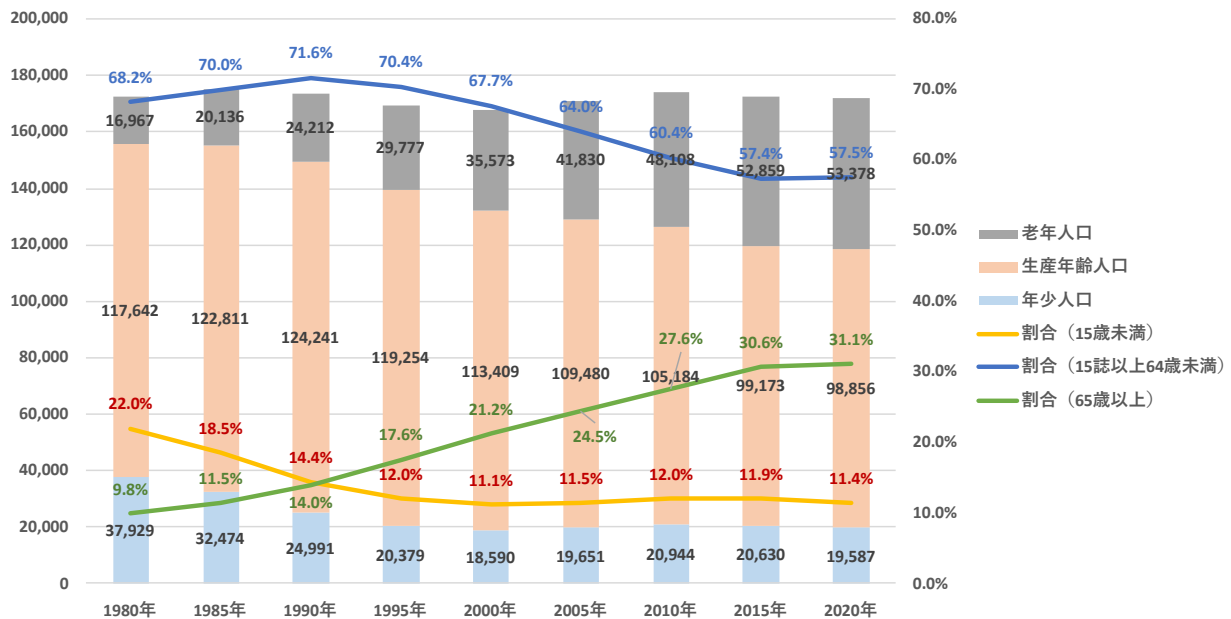


資料)総務省「国勢調査」

ウ 年齢別人口

年齢構成を見ると、平成27年（2015年）には生産年齢人口割合が57.4%と60%を下回り一方、老年人口割合は30.6%と30%を上回り、令和2年（2020年）においても、生産年齢人口割合は57.5%、老年人口割合は31.1%となっています。

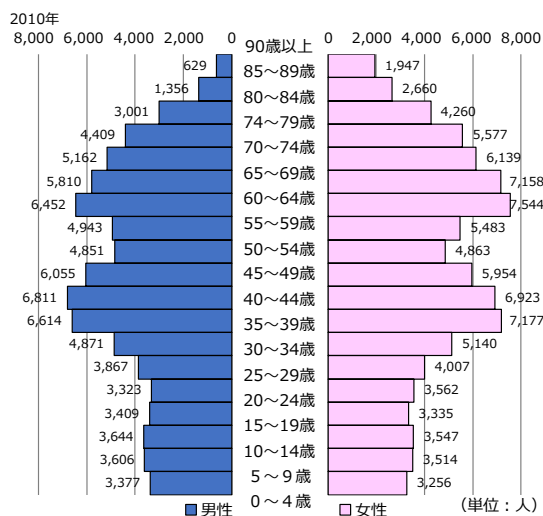
図表 1-(1)-ウ-① 鎌倉市の人口動向(年齢3区分人口・年齢3区分構成比)



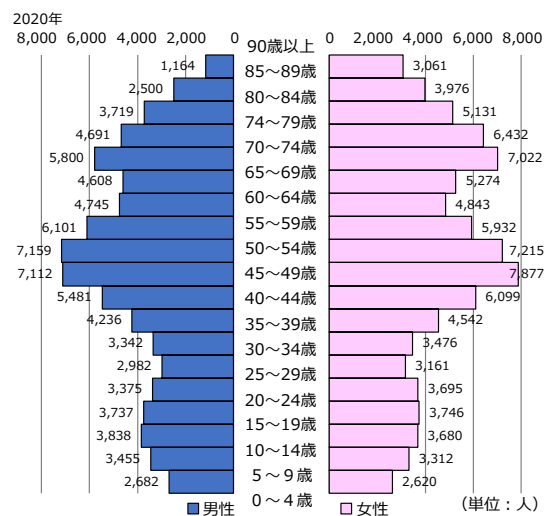
資料)総務省「国勢調査」

図表 1-(1)-ウ-② 鎌倉市の人口動向(年齢5歳階級別人口ピラミッドの変化)

【2010年】



【2020年】

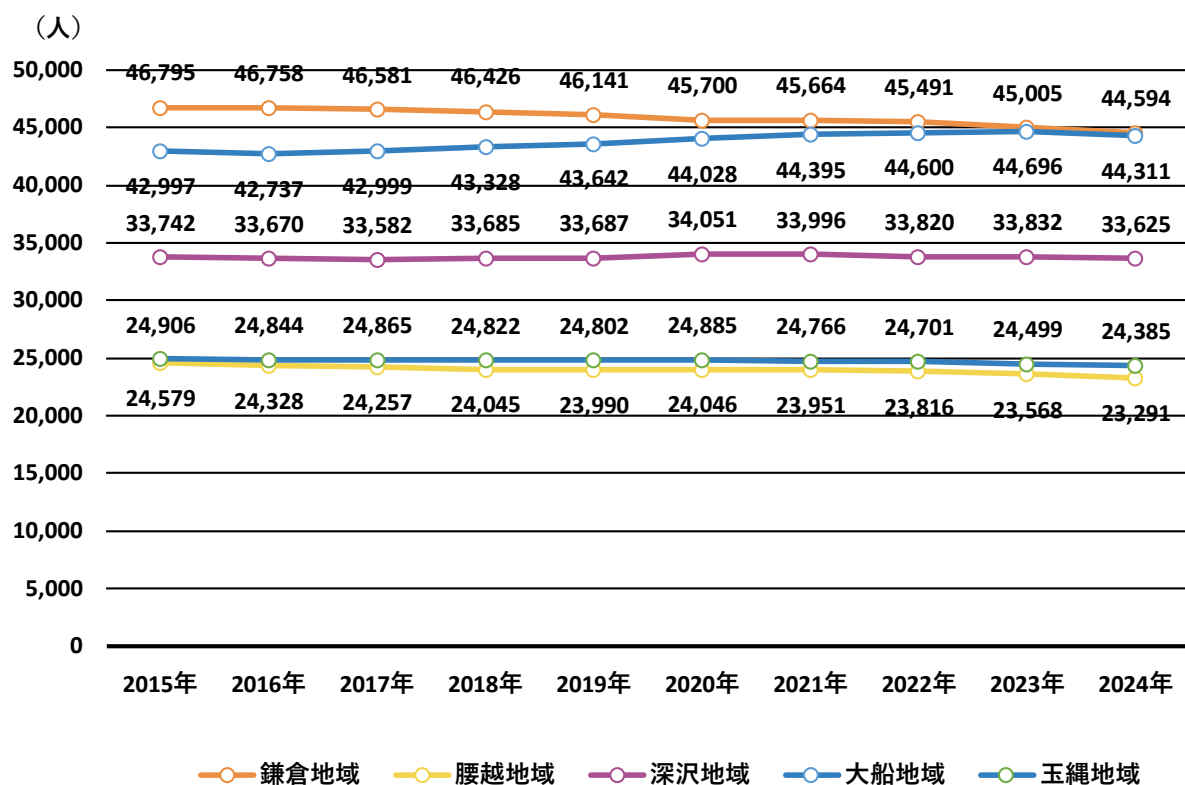


資料)総務省「国勢調査」

エ 地域別人口

地域別人口を見ると、大船地域は増加傾向にあり、腰越地域は減少傾向にあります。また、鎌倉地域は平成 22 年（2010 年）、玉縄地域は平成 21 年（2009 年）をピークに、緩やかな減少傾向にあります。

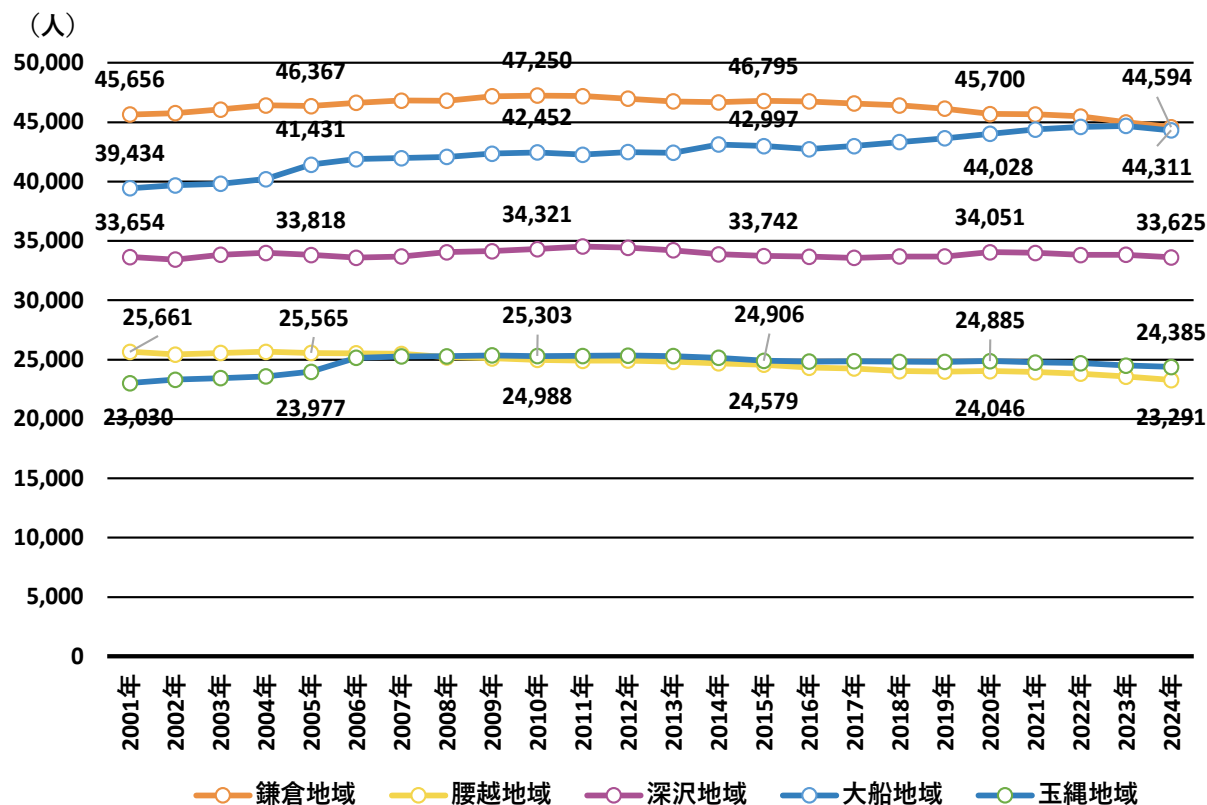
図表 1-(1)-エ-① 鎌倉市の人口動向(地域別人口)



地域	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
総数	173,019	172,337	172,284	172,306	172,262	172,710	172,772	172,428	171,600	170,206
鎌倉地域	46,795	46,758	46,581	46,426	46,141	45,700	45,664	45,491	45,005	44,594
腰越地域	24,579	24,328	24,257	24,045	23,990	24,046	23,951	23,816	23,568	23,291
深沢地域	33,742	33,670	33,582	33,685	33,687	34,051	33,996	33,820	33,832	33,625
大船地域	42,997	42,737	42,999	43,328	43,642	44,028	44,395	44,600	44,696	44,311
玉縄地域	24,906	24,844	24,865	24,822	24,802	24,885	24,766	24,701	24,499	24,385

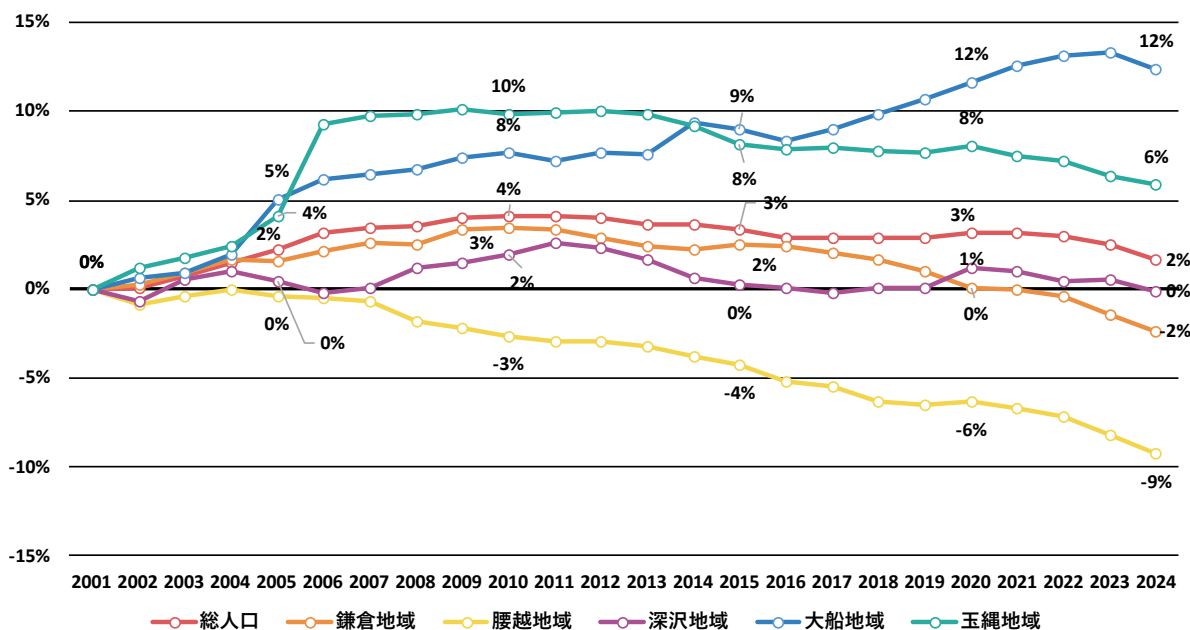
資料) 鎌倉市「町丁字別・地域別人口と世帯数」

図表 1-(1)-エ-② 鎌倉市の人口動向(地域別人口(長期))



資料)鎌倉市「町丁字別・地域別人口と世帯数」

図表 1-(1)-エ-③ 鎌倉市の人口動向(地域別人口(2001年を基準とした増減率))

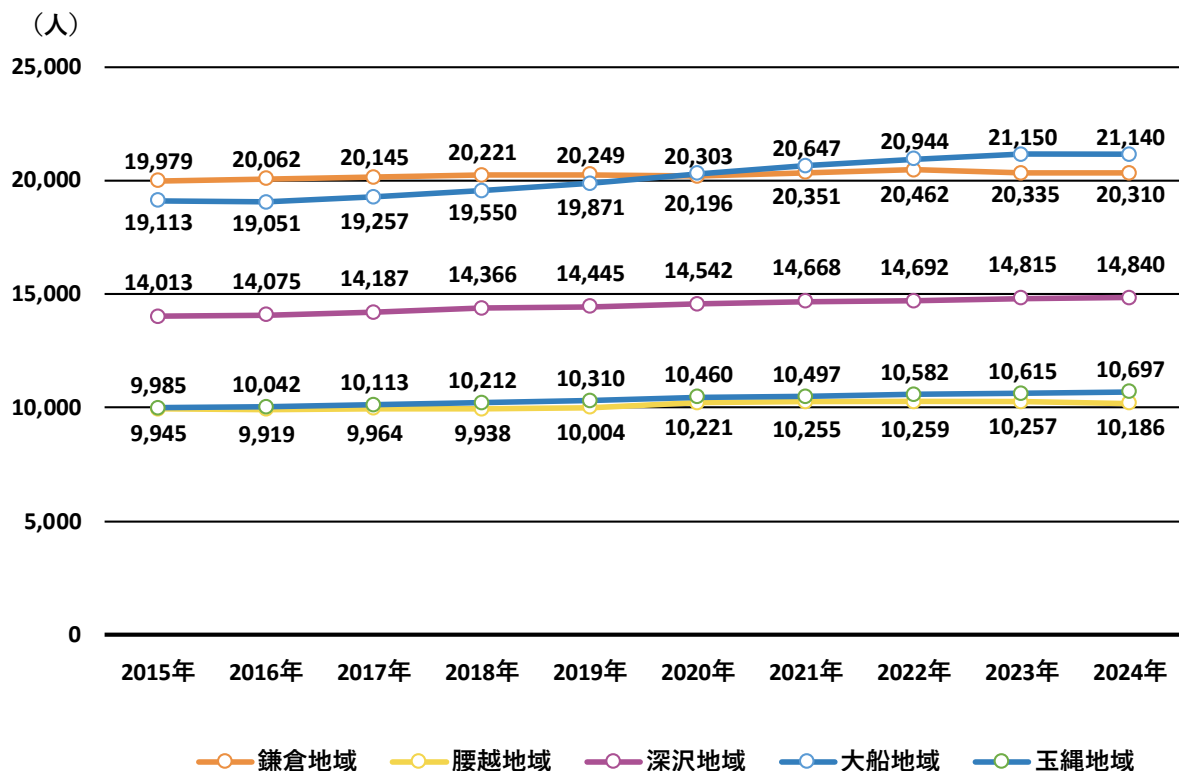


資料)鎌倉市「町丁字別・地域別人口と世帯数」

オ 地域別世帯数

地域別世帯数を見ると、顕著に増加しているのは大船地域であり、次いで深沢地域、玉縄地域となっています。なお、鎌倉地域及び腰越地域は微増となっています。

図表 1-(1)-オ-① 鎌倉市の人口動向(地域別世帯数)



地域	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
総数※	73,035	73,149	73,666	74,287	74,879	75,722	76,418	76,939	77,172	77,173
鎌倉地域	19,979	20,062	20,145	20,221	20,249	20,196	20,351	20,462	20,335	20,310
腰越地域	9,945	9,919	9,964	9,938	10,004	10,221	10,255	10,259	10,257	10,186
深沢地域	14,013	14,075	14,187	14,366	14,445	14,542	14,668	14,692	14,815	14,840
大船地域	19,113	19,051	19,257	19,550	19,871	20,303	20,647	20,944	21,150	21,140
玉縄地域	9,985	10,042	10,113	10,212	10,310	10,460	10,497	10,582	10,615	10,697

資料) 鎌倉市「町丁字別・地域別人口と世帯数」

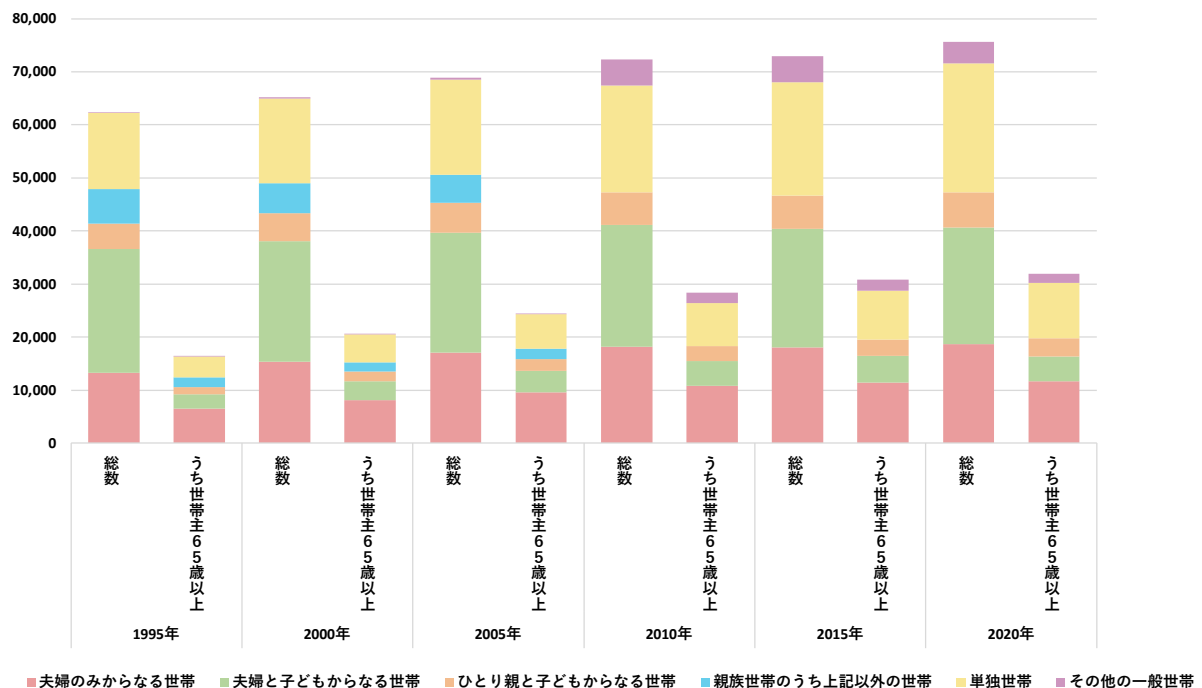
※ 本グラフの世帯数は「一般世帯」と「施設等の世帯」の合計で表しており、「一般世帯」のみについて世帯類型別世帯数を表した「図表 1-(1)-カ-① 鎌倉市の人口動向(世帯類型別世帯数)」の世帯数とは差が生じる。

カ 世帯類型

世帯類型別に見ると、「夫婦のみからなる世帯」、「ひとり親と子どもからなる世帯」、「単独世帯」が増加傾向にある一方、「夫婦と子どもからなる世帯」、「その他の一般世帯」は減少傾向にあります。

総世帯数に占める割合では、平成27年（2015年）まで「夫婦と子どもからなる世帯」が最も多い世帯類型で、次点が「単独世帯」でしたが、令和2年（2020年）では逆転し、「単独世帯」が最も多い世帯類型となっています。

図表 1-(1)-カ-① 鎌倉市の人口動向(世帯類型別世帯数)



世帯類型	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
総世帯（一般世帯総数）	62,444	65,261	68,942	72,361	72,916	75,607
うち世帯主65歳以上	16,342	20,595	24,415	28,365	30,877	31,954
夫婦のみからなる世帯	13,281	15,388	17,083	18,146	18,120	18,709
うち世帯主65歳以上	6,531	8,163	9,549	10,765	11,447	11,652
夫婦と子どもからなる世帯	23,335	22,716	22,530	22,961	22,251	21,955
うち世帯主65歳以上	2,695	3,541	4,132	4,761	4,994	4,707
ひとり親と子どもからなる世帯	4,743	5,240	5,675	6,152	6,276	6,678
うち世帯主65歳以上	1,333	1,800	2,182	2,724	3,123	3,398
親族世帯のうち上記以外の世帯※	14,564	12,135	10,541			
うち世帯主65歳以上	1,842	1,763	1,919			
単独世帯	14,306	15,931	17,943	20,141	21,383	24,252
うち世帯主65歳以上	3,892	5,281	6,589	8,201	9,220	10,435
その他の一般世帯	212	274	388	4,961	4,886	4,013
うち世帯主65歳以上	49	47	44	1,914	2,093	1,762

資料)総務省「国勢調査」

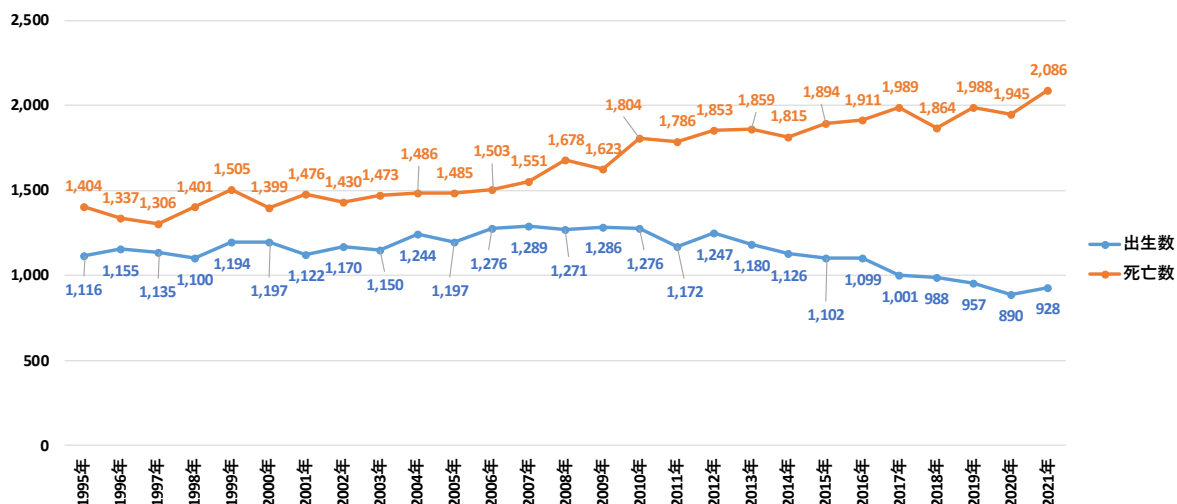
※ 平成17年国勢調査まで用いられていた「親族世帯」「非親族世帯」の区分は、平成22年国勢調査以降、「親族のみの世帯」「非親族を含む世帯」の区分に変更されたため、2010年以降の「親族世帯のうち上記以外の世帯」の数値については集計ができず、「その他の一般世帯」に含まれている。

キ 人口の自然増減

人口増減のうち、自然増減については、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、特に平成22年（2010年）以降は、その差が拡大傾向にあります。

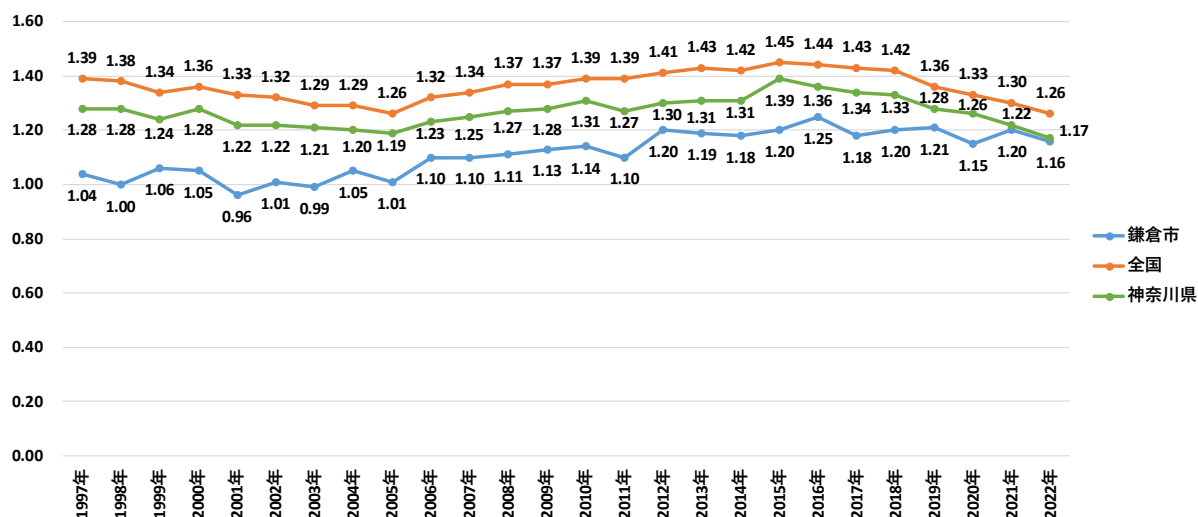
なお、合計特殊出生率はやや上昇傾向にあり、令和2年（2020年）は大きく低下しましたが、令和3年（2021年）は上昇しています。また、全国・神奈川県の水準は下回りつつも、神奈川県との格差は縮小しています。

図表 1-(1)-キ-① 自然増減の推移



資料)厚生労働省「人口動態調査」

図表 1-(1)-キ-② 合計特殊出生率の推移

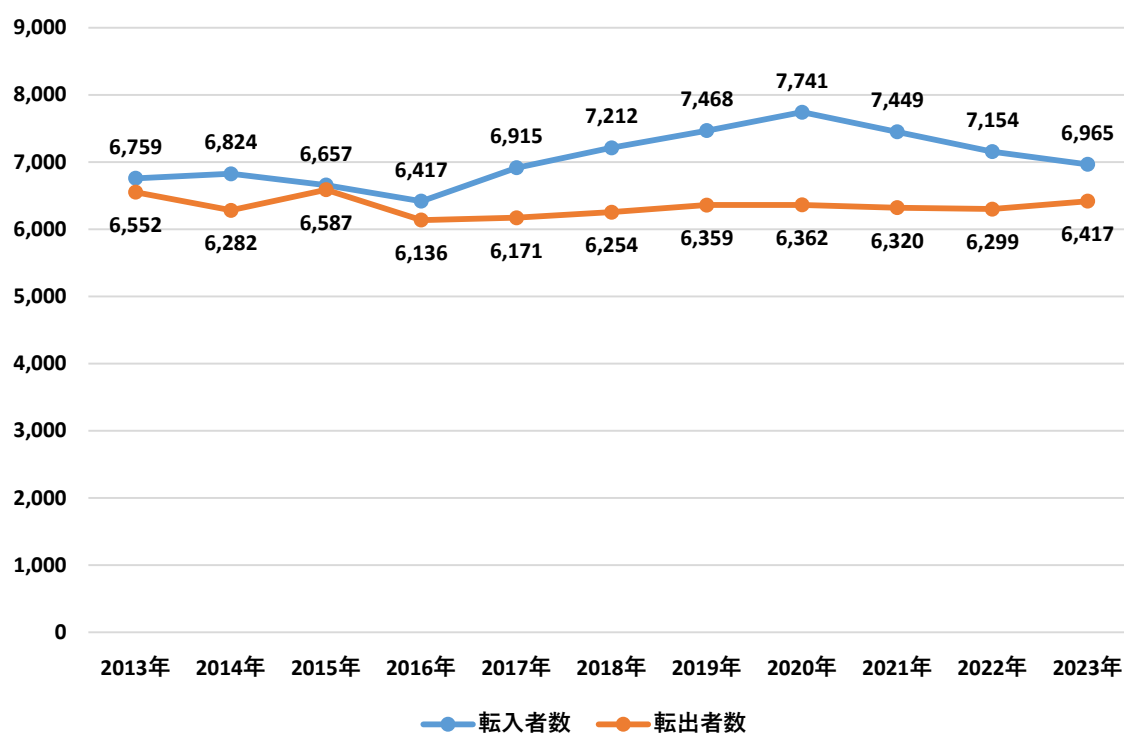


資料)鎌倉市の統計、厚生労働省「人口動態統計調査」

ク 人口の社会増減

人口増減のうち、社会増減については、平成27年（2015年）以降、特に20歳代の転出超過に対する30歳代・40歳代の転入超過により、転入者数が転出者数を上回る社会増となっています。ただし、この転入超過数も、令和2年（2020年）をピークに減少傾向にあり、特に周辺大都市からの転入者数は令和3年（2021年）をピークに減少傾向となっています。

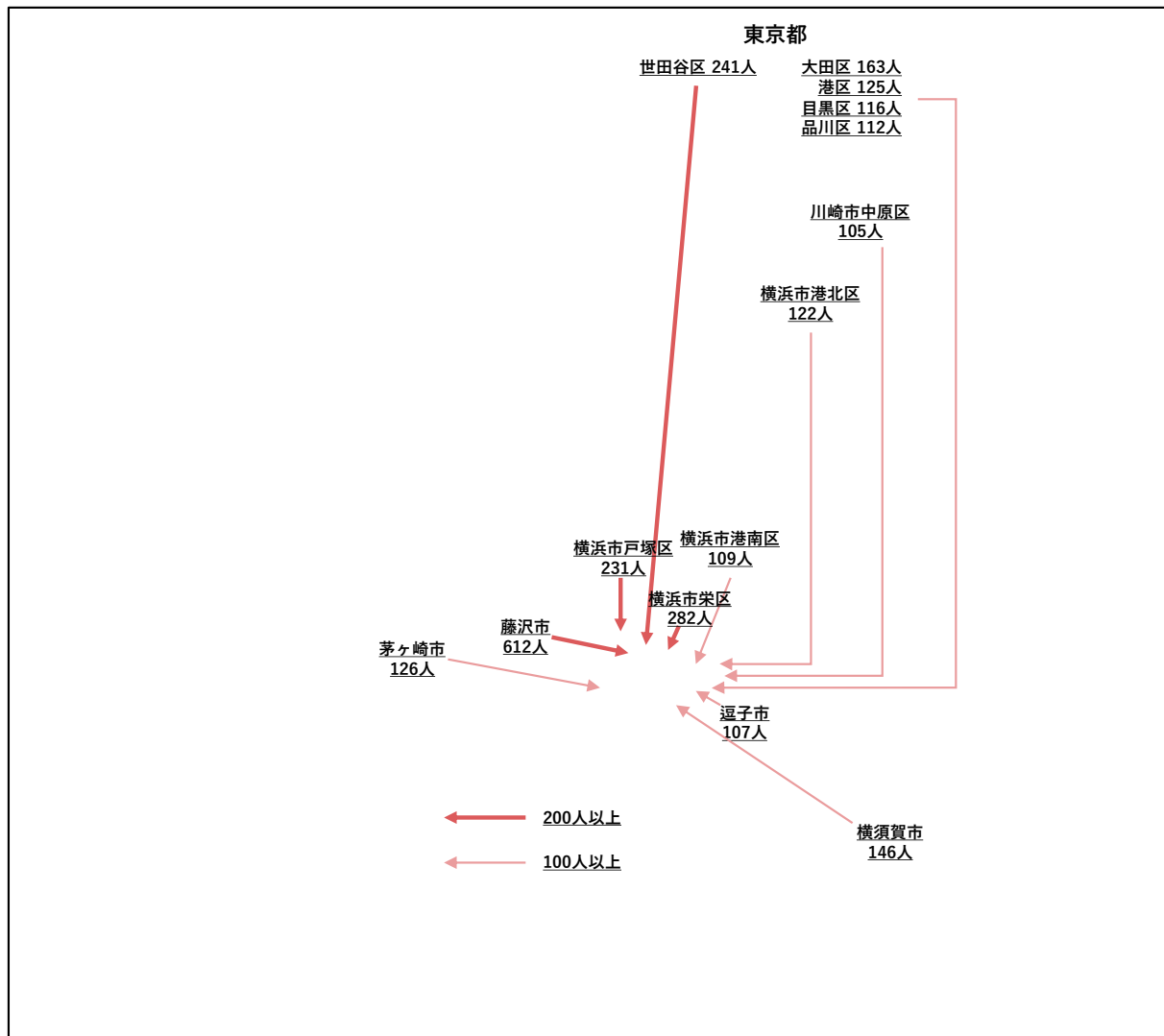
図表 1-(1)-ク-① 社会増減の推移



資料)総務省「住民基本台帳移動報告」

令和5年（2023年）年の本市への転入者数について、100人を超えて転入している転入元の住所地を市区町村別みると、藤沢市が612人で最も多く、次いで横浜市栄区（282人）、東京都世田谷区（241人）、横浜市戸塚区（231人）、東京都大田区（163人）となっており、近隣の自治体や東京都特別区部南部の自治体からの転入が多いことがうかがえます。

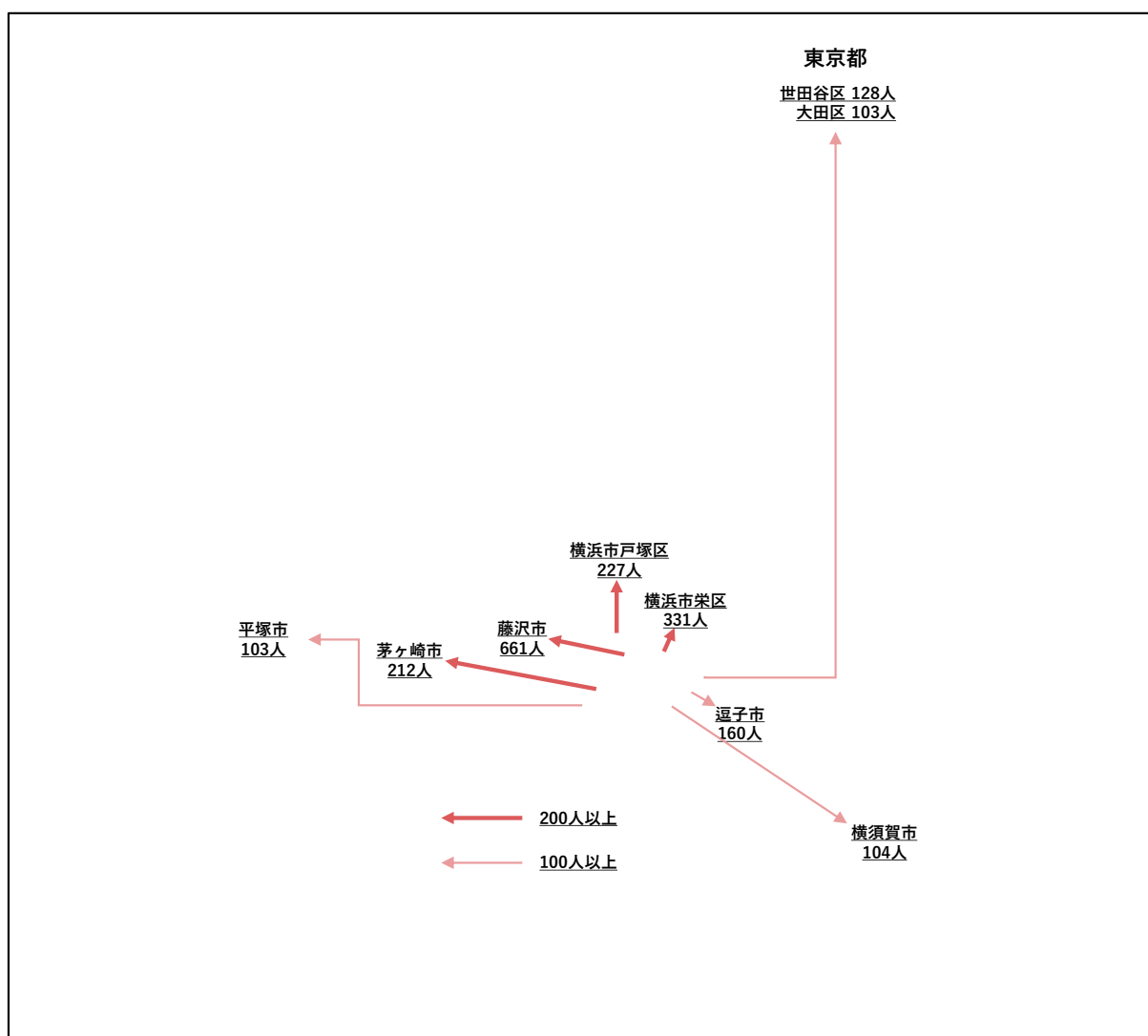
図表 1-(1)-ク-② 鎌倉市への転入状況(100人以上の転入のある自治体)



資料) 地域経済分析システム(以下「RESAS」という。元データは総務省「住民基本台帳人口移動報告」、国土数値情報(行政区域データ)

一方で、本市からの転出者数について、100人を超えて転出している転出先の住所地を市区町村別にみると、藤沢市が661人で最も多く、次いで横浜市栄区（331人）、横浜市戸塚区（227人）、茅ヶ崎市（212人）、逗子市（160人）となっており、近隣の自治体への転出が多くなっていることがうかがえます。

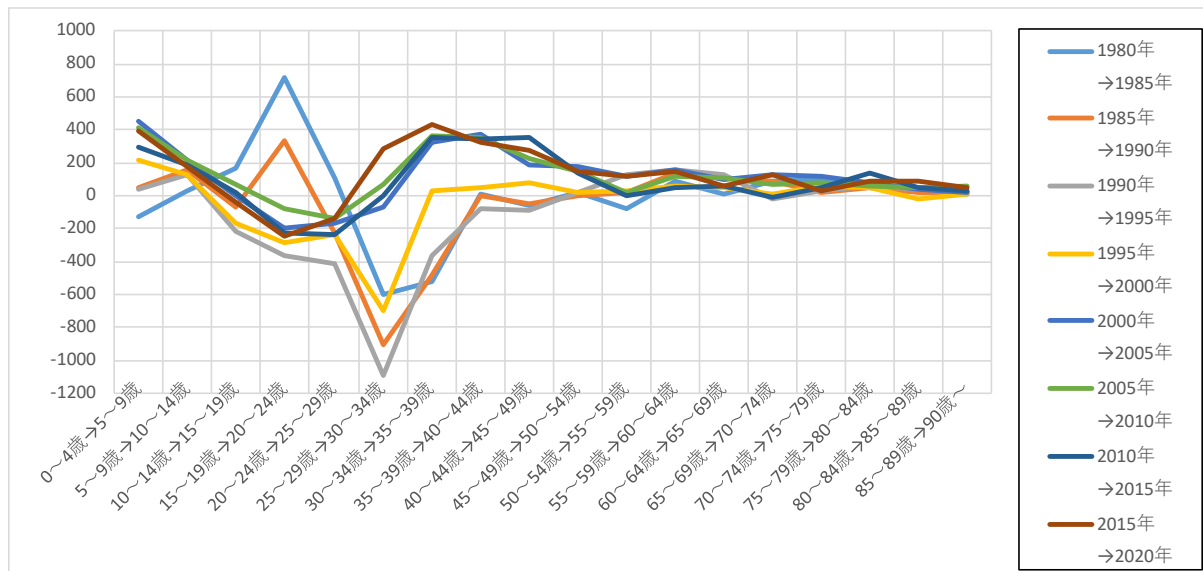
図表 1-(1)-ク-③ 鎌倉市からの転出状況(100人以上の転出のある自治体)



資料) RESAS(元データは総務省「住民基本台帳人口移動報告」、国土数値情報(行政区域データ)

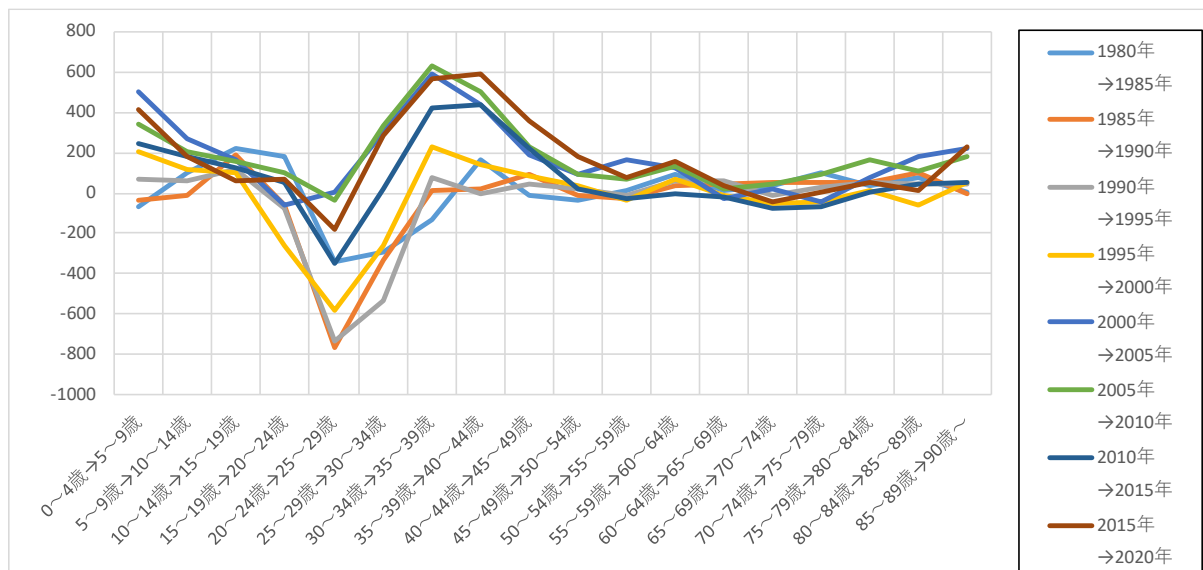
近年の年齢階級別の純移動数を見ると、5年後の転出超過は男性の15～24歳、女性の20～24歳の層が、転入超過は男女とも25～44歳の層が特に大きくなっています。

図表 1-(1)-ク-④ 年齢階級別人口移動の傾向(純移動数)(男)



資料) RESAS(元のデータは総務省「国勢調査」、総務省「住民基本台帳人口移動報告」)

図表 1-(1)-ク-⑤ 年齢階級別人口移動の傾向(純移動数)(女)



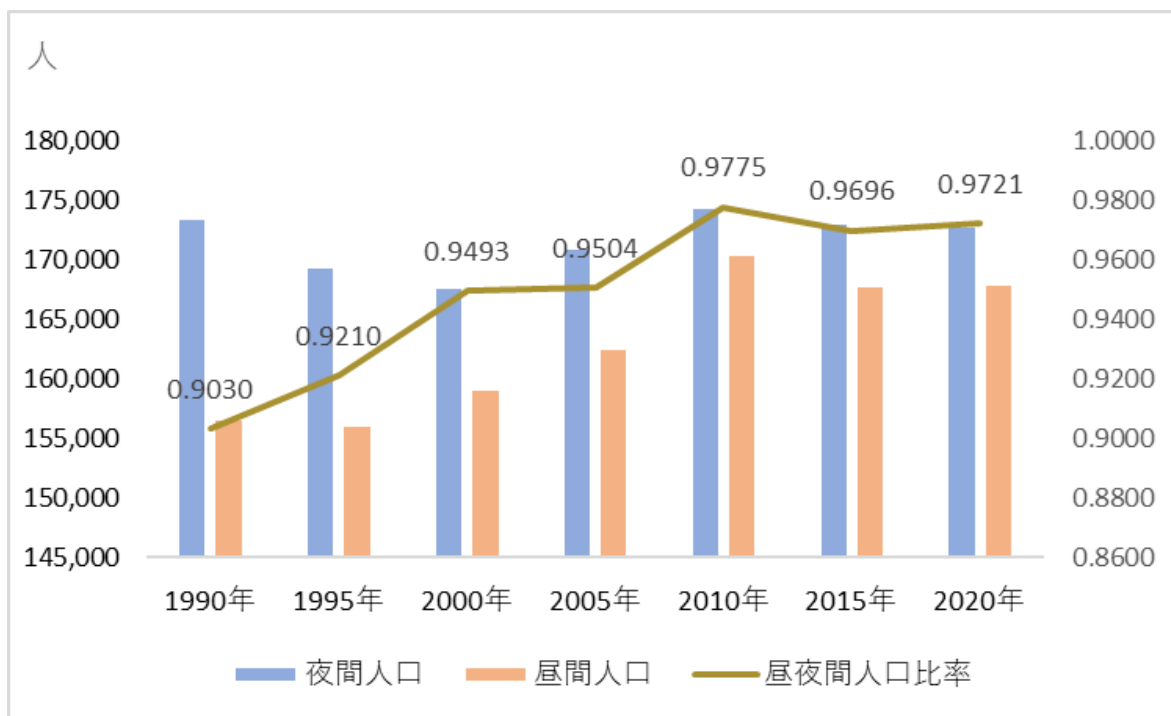
資料) RESAS(元のデータは総務省「国勢調査」、総務省「住民基本台帳人口移動報告」)

ケ 昼間人口

昼間人口の動向を見ると、昼夜間人口比率は100%を下回っているものの、昼間人口の増加により、その水準は上昇傾向にあります。昼間人口は年齢別では65歳以上が最も多く、これに次いで15歳未満が多くなっています。

通勤・通学で本市に流出入する人の割合を年齢別に見ると、流入では15～19歳、45～54歳、流出では40～59歳が多く、地域別に見ると、流入では横浜市、藤沢市、茅ヶ崎市、横須賀市、逗子市、流出では横浜市、藤沢市、港区、千代田区、中央区が多くなっており、流出の方がより広域となっています。

図表 1-(1)-ケ-① 昼夜間人口比率の推移



資料) RESAS (元のデータは総務省「国勢調査」)

図表 1-(1)-ケ-② 昼間人口の年齢別比率(2020年)

年齢階級名	昼間人口（実数）	昼間人口（割合）
総数	167,884 人	100.00%
15 歳未満	21,220 人	12.64%
15～19 歳	9,729 人	5.80%
20～24 歳	6,108 人	3.64%
25～29 歳	6,403 人	3.81%
30～34 歳	6,869 人	4.09%
35～39 歳	8,400 人	5.00%
40～44 歳	10,439 人	6.22%
45～49 歳	12,993 人	7.74%
50～54 歳	12,503 人	7.45%
55～59 歳	10,685 人	6.36%
60～64 歳	8,857 人	5.28%
65 歳以上	52,789 人	31.44%
不詳	889 人	0.53%

資料) RESAS(元のデータは総務省「国勢調査」)

図表 1-(1)-ケ-③ 流入・流出口(通勤・通学者)の年齢別比率(2020年)

年齢階級名	流入人口（実数）	流入人口（割合）	流出人口（実数）	流出人口（割合）
総数	43,952 人	100.0%	48,778 人	100.00%
15 歳未満	2,460 人	5.6%	827 人	1.70%
15～19 歳	6,480 人	14.7%	4,234 人	8.68%
20～24 歳	2,905 人	6.6%	3,867 人	7.93%
25～29 歳	3,219 人	7.3%	2,959 人	6.07%
30～34 歳	3,185 人	7.3%	3,134 人	6.43%
35～39 歳	3,331 人	7.6%	3,709 人	7.60%
40～44 歳	3,740 人	8.5%	4,881 人	10.01%
45～49 歳	4,440 人	10.1%	6,436 人	13.19%
50～54 歳	4,479 人	10.2%	6,350 人	13.02%
55～59 歳	3,806 人	8.7%	5,154 人	10.57%
60～64 歳	2,634 人	6.0%	3,365 人	6.90%
65 歳以上	3,273 人	7.5%	3,862 人	7.92%
不詳	0 人	0.0%	0 人	0.00%

資料) RESAS(元のデータは総務省「国勢調査」)

図表 1-(1)-ケ-④ 流入人口(通勤・通学者)の相手先地域別比率(2020年)

順位	地域	流入人口(実数)	流入人口(割合)
1	横浜市	16,000 人	38.6%
2	藤沢市	10,411 人	25.1%
3	茅ヶ崎市	2,716 人	6.6%
4	横須賀市	2,207 人	5.3%
5	逗子市	2,013 人	4.9%
6	川崎市	1,101 人	2.7%
7	平塚市	995 人	2.4%
8	葉山町	746 人	1.8%
9	大和市	548 人	1.3%
10	相模原市	459 人	1.1%

資料)RESAS(元のデータは総務省「国勢調査」)

図表 1-(1)-ケ-⑤ 流出人口(通勤・通学者)の相手先地域別比率(2020年)

順位	地域	流出人口(実数)	流出人口(割合)
1	横浜市	15,447 人	32.2%
2	藤沢市	5,737 人	12.0%
3	港区	3,756 人	7.8%
4	千代田区	3,043 人	6.4%
5	中央区	1,891 人	3.9%
6	川崎市	1,889 人	3.9%
7	品川区	1,583 人	3.3%
8	横須賀市	1,324 人	2.8%
9	新宿区	1,275 人	2.7%
10	渋谷区	1,269 人	2.7%

資料)RESAS(元のデータは総務省「国勢調査」)

(2) 将来推計

ア 推計方法

本市の人口推計は、国勢調査を基準人口とし、性別・年齢5歳階級別のコーホート¹に基づく、5年を1期としたコーホート要員法²による推計を行いました。

なお、推計に用いたデータは以下のとおりです。

データ	内容	出典
基準人口	令和2年(2020年)10月1日時点の性別・年齢5歳階級別人口	国勢調査
生存率	t年n歳のコーホートが5年後に生存している確率	「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計)」の将来の生存率
子ども女性比	15～49歳の女性人口の合計に対する0～4歳の割合	基準人口から算出
純移動率	t年n～n+4歳のコーホートにおける、5年後の移動数(転入者数・転出者数の合計)を算出するための確率	基準人口並びに生存率から算出

¹ ある共通点をもつ集団のこと。本推計では、国勢調査の集計に基づき、性別ごとに0～4歳、5～9歳、10～14歳、・・・、85～89歳の年齢5歳階級の集団とし、90歳以上については、90歳以上の集団とした。

² 将来人口推計の基本的な手法。加齢に伴って生ずる年々の変化を死亡や出生、人口移動(転出入)ごとに計算し、将来の人口を推計するもの。本推計では、性別ごとの年齢5歳階級の集団(コーホート)が、5年後に次の年齢階級の集団に移行する際の人口の期待値を、将来の生存率や移動率等のパラメータを仮定して推計し、これを積み上げることで市の人口総数を推計した。

そして、令和 5 年（2023 年）12 月に国立社会保障・人口問題研究所³（以下「社人研」という。）が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年（2023 年）推計）」の結果を踏まえて、以下の 3 パターンを算出しました。

	自然増減		社会増減	
	死亡	出生	移動率	開発インパクト
社人研準拠推計 （1 (2) ウ）	▶～2050 年 社人研が算出した 仮定値	▶～2050 年 社人研が算出した 仮定値	▶～2050 年 社人研が算出した 仮定値	—
社人研準拠＋ 開発インパクト推計 （1 (2) エ）	▶2050→2055 年～ 社人研仮定値の 2040→2045 年と 2045→2050 年の 変動分の平均値	▶2050→2055 年～ 2050 年の値 ▶ <u>母親年齢</u> 20～44 歳	▶2050→2055 年～ 社人研仮定値の 2045→2050 年の値	▶ <u>深沢地域の まちづくり</u> 2,500 人 ^{※2}
希望出生率 達成推計 （1 (2) オ）		▶ <u>合計特殊出生率</u> 2065 年までに 希望出生率 ^{※1} 1.65 を達成		

※1 希望出生率については、「4 (2)」参照。

※2 住民基本台帳による平成 30 年（2018 年）から令和 4 年（2022 年）における性別・年齢別（5 歳）階級別の市外転入人口と市内転居者人口の比率（転入人口：市内転居者人口＝67.26：32.74）から、市外転入者数（2,500 人×0.6726≒1,682 人）を算出し、それを 2030 年と 2035 年に等分割して加味。

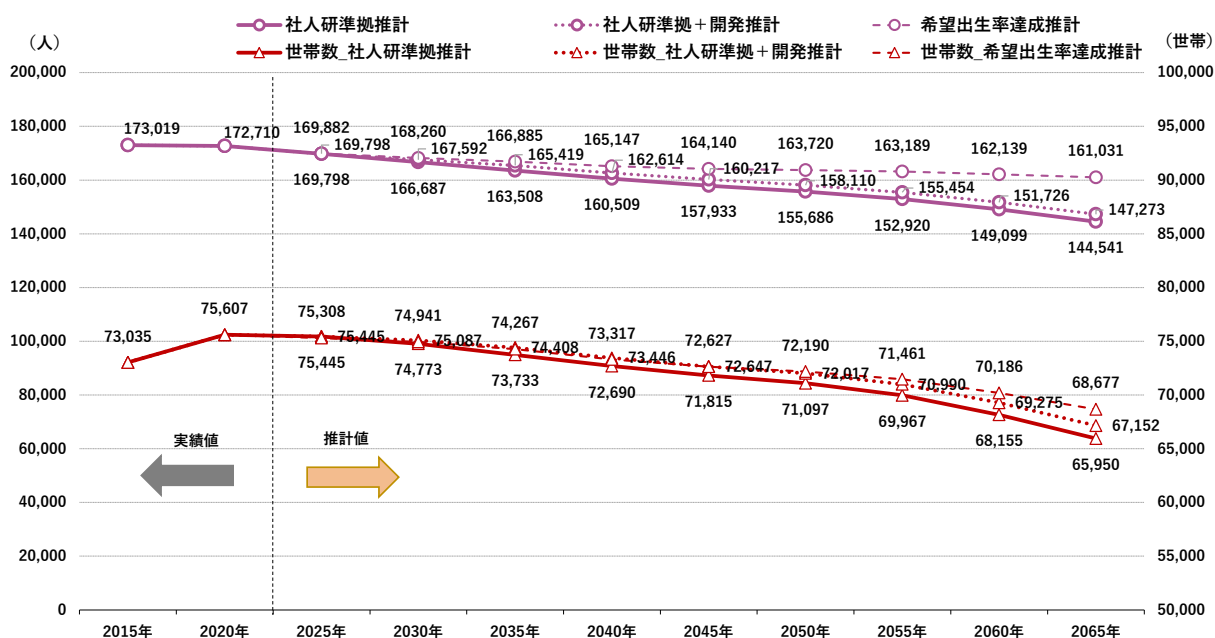
³ 社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として設立された研究所。（厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所を平成 8 年（1996 年）に統合。）

イ 推計結果（全体）

各推計結果においても、2025 年以降、人口は単調に減少することが見込まれます。社人研準拠推計では、2060 年に 15 万人を下回り、社人研準拠＋開発インパクト推計では、2065 年に 15 万人を下回る見込みです。希望出生率達成推計は、最も減少幅が緩やかであり、2065 年にも 16 万人を維持する見込みです。

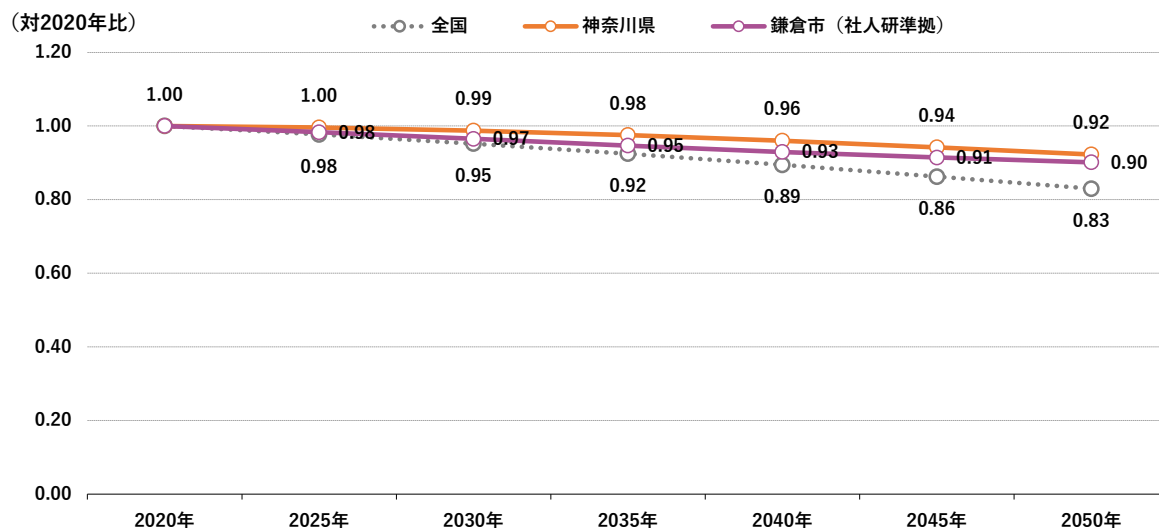
世帯数も人口推計と同様に推移する見込みであり、社人研準拠推計では、2055 年に 7 万世帯を下回り、社人研準拠＋開発インパクト推計では、2060 年に 7 万世帯を下回る見込みです。希望出生率達成推計は、最も減少幅が緩やかであるものの、2065 年に 7 万世帯を下回る見込みです。

図表 1-(2)-イ-① 各推計結果



社人研による「日本の将来推計人口（全国）」及び「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」に基づく将来人口の全国、神奈川県、本市の推計値（社人研準拠推計）の推移を対2020年比で見ると、全国、神奈川県、本市の推計値のいずれも低下しますが、本市の推計推移は、全国と比較するとその減少率は緩やかである一方、神奈川県と比較すると急なものとなっています。

図表 1-(2)-イ-② 全国・神奈川県・鎌倉市の人口推計結果比較（対2020年比）



資料) 社人研「日本の将来推計人口（全国）※」及び「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」

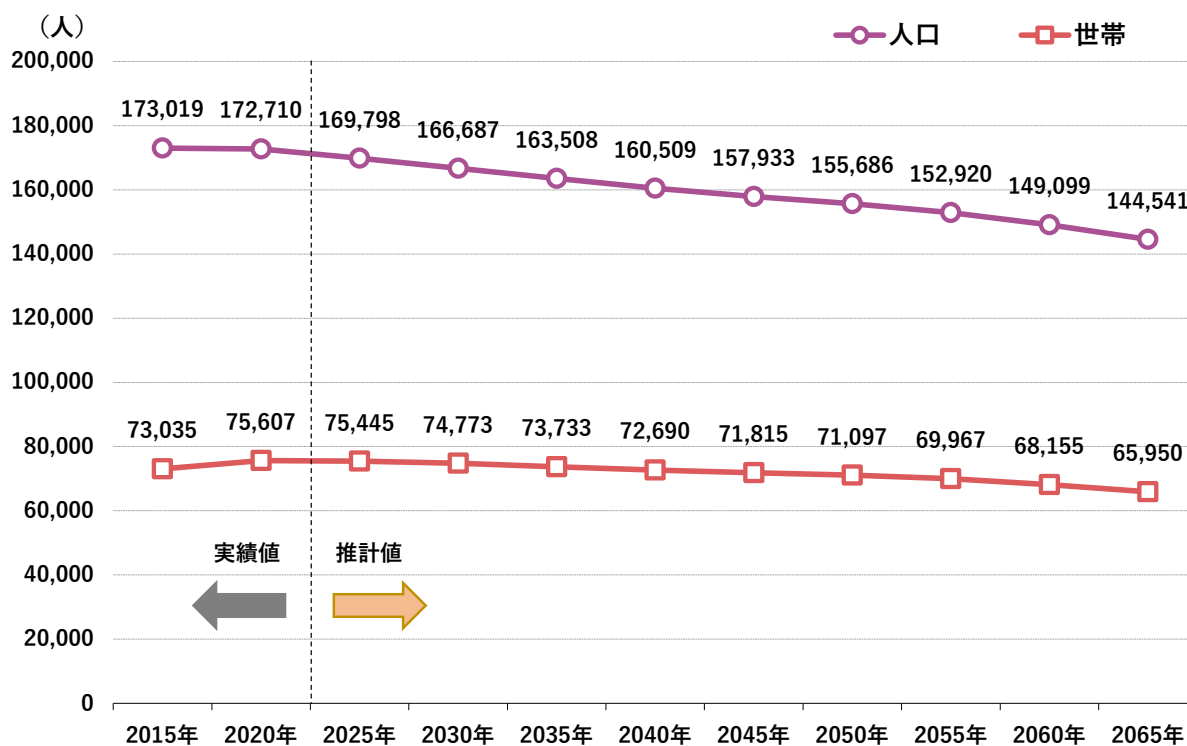
※ 全国値は出生中位（死亡中位）推計

ウ 社人研準拠推計

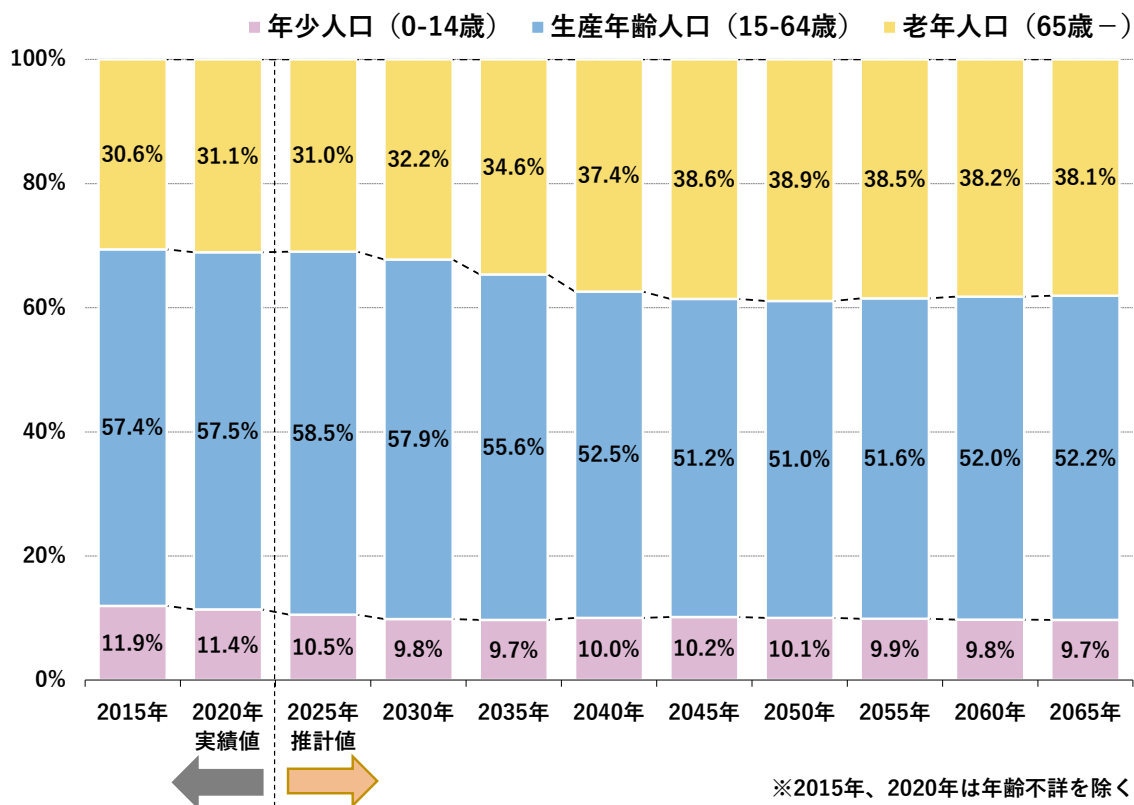
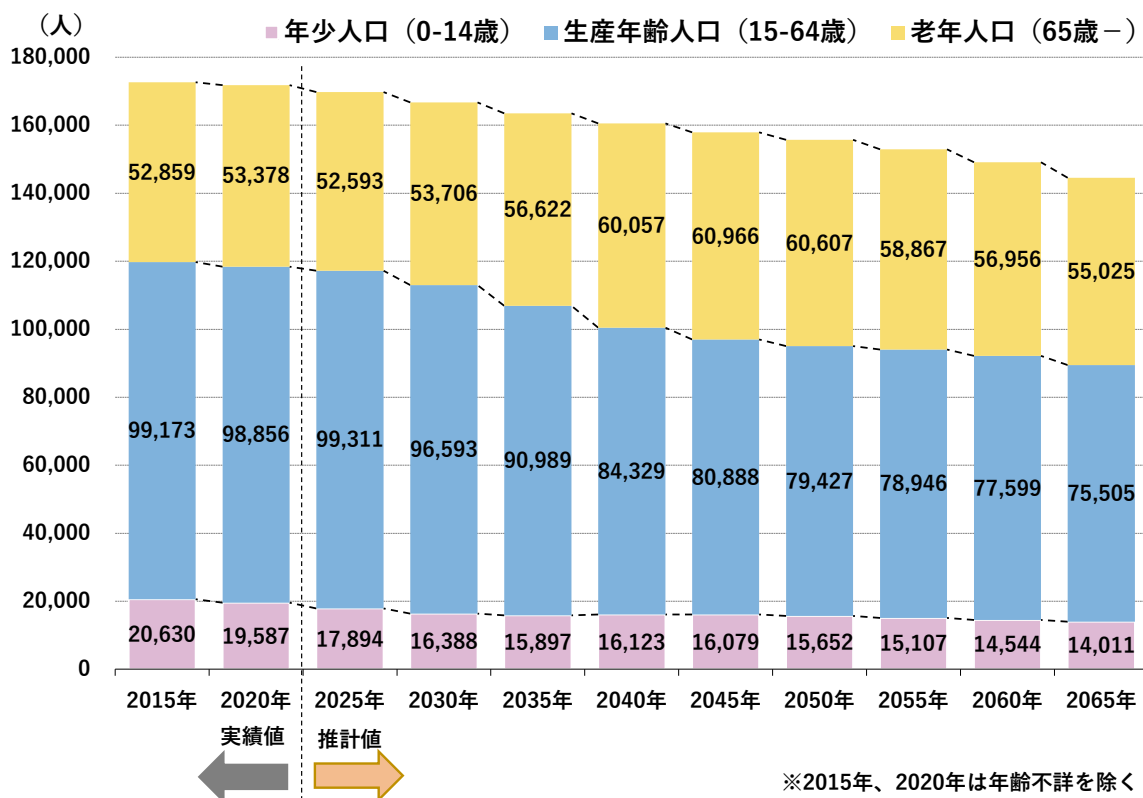
社人研準拠推計結果では、2045 年に 16 万人を下回り、2065 年に約 14.5 万人となる見込みです。

年齢 3 区分別にみると、年少人口は、2025 年以降減少し、2040 年にいったん増加するものの再び減少し、2065 年の年齢区分構成比は 9.7%（2020 年比－1.7 ポイント）に低下します。生産年齢人口は、2025 年以降減少し、2065 年の年齢区分構成比は 52.2%（2020 年比－5.3 ポイント）に低下します。老年人口は、2025 年以降増加し、その後 2045 年をピークとして減少し、2065 年の年齢区分構成比は 38.1%（2020 年比＋7.0 ポイント）に上昇します。

図表 1-(2)-ウ-① 社人研準拠推計結果(人口、世帯数)

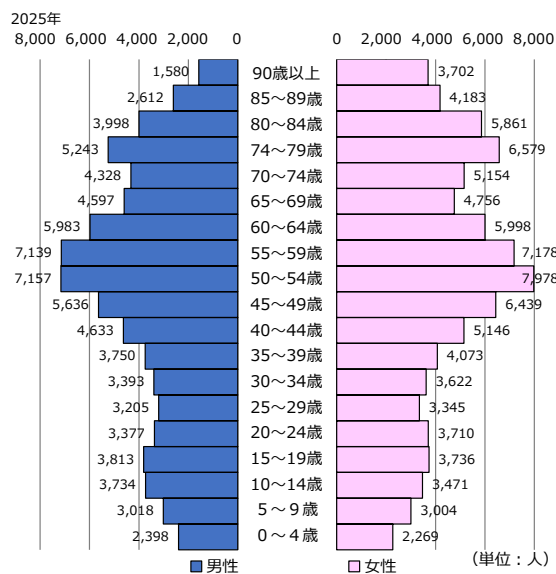


図表 1-(2)-ウ-② 社人研準拠推計結果(年齢3区分人口・年齢3区分構成比)

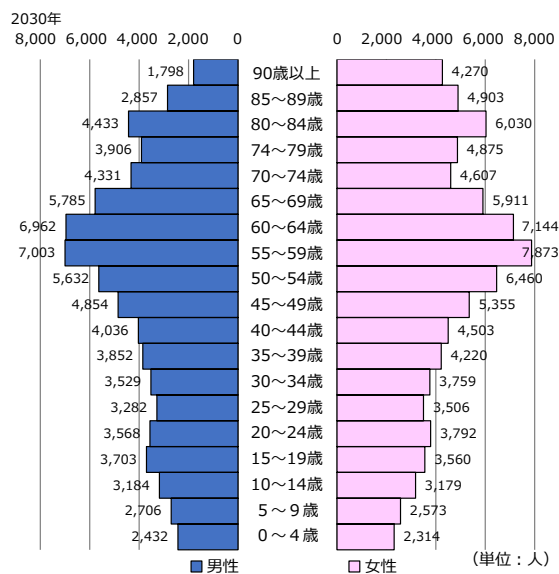


図表 1-(2)-ウ-③ 社人研準拠推計性別・年齢5歳階級別人口ピラミッドの変化

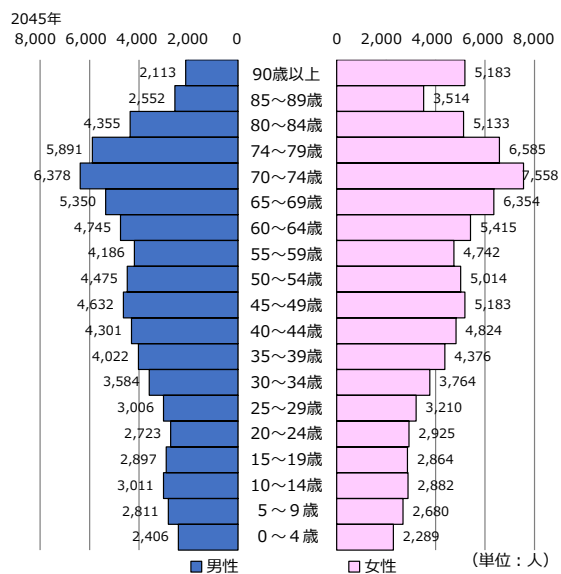
【2025 年】



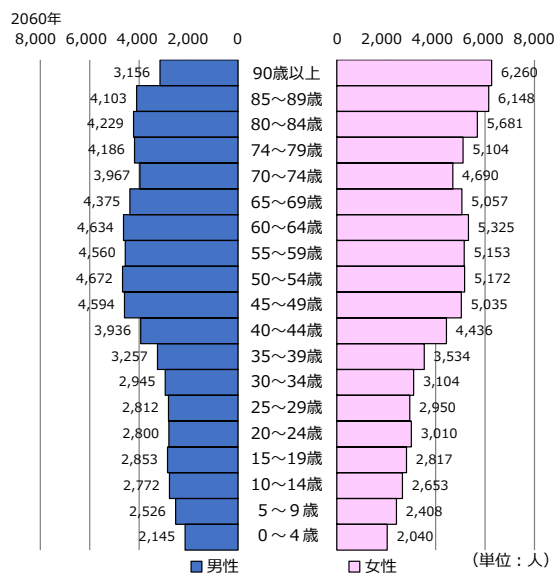
【2030 年】



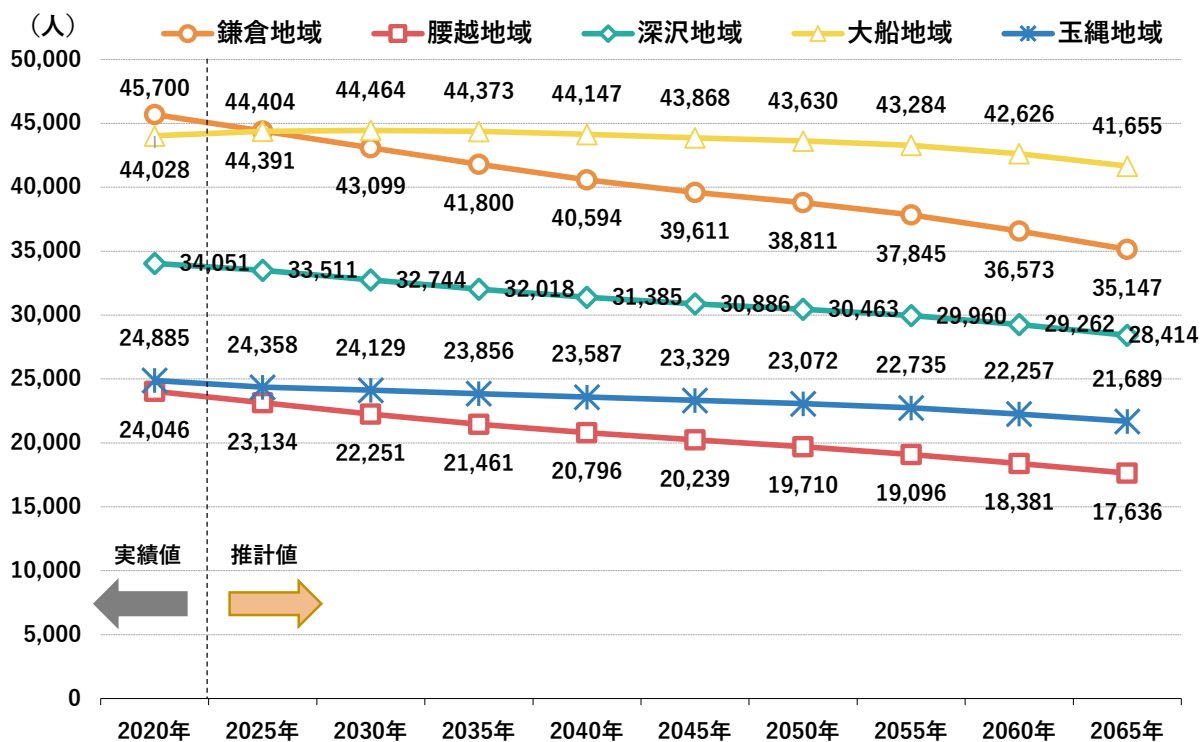
【2045 年】



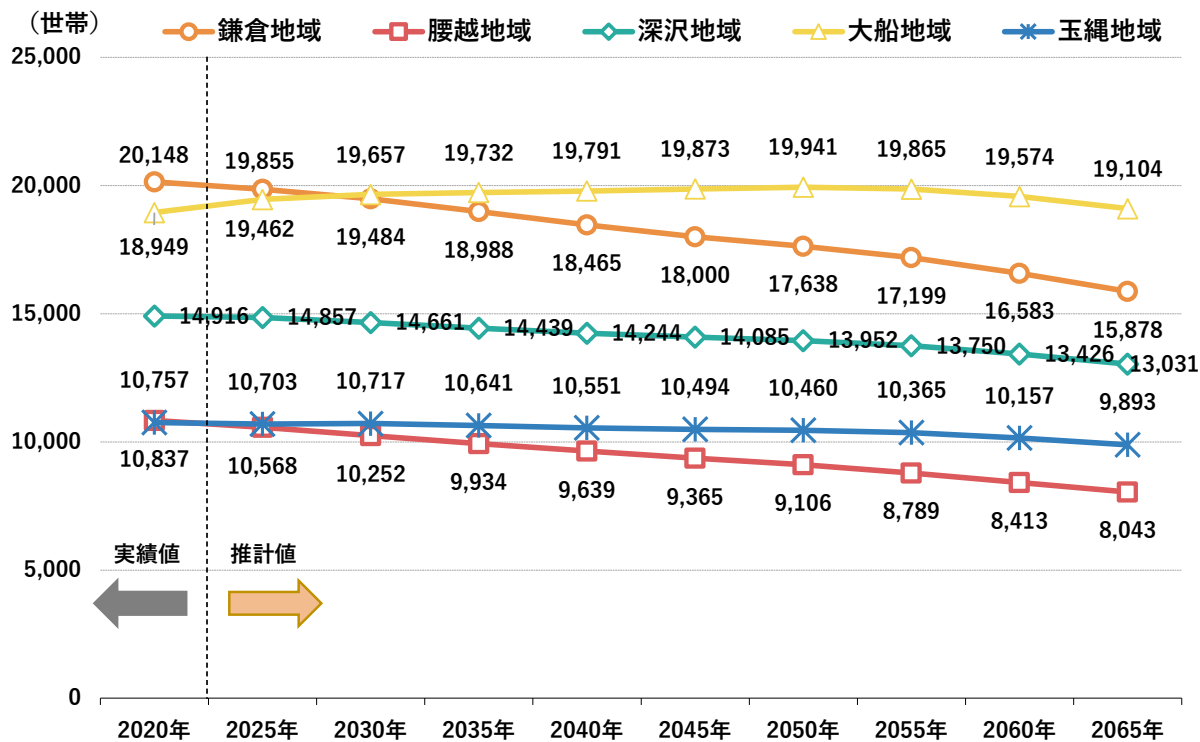
【2060 年】



図表 1-(2)-ウ-④ 社人研準拠推計結果(5地域別推計結果)

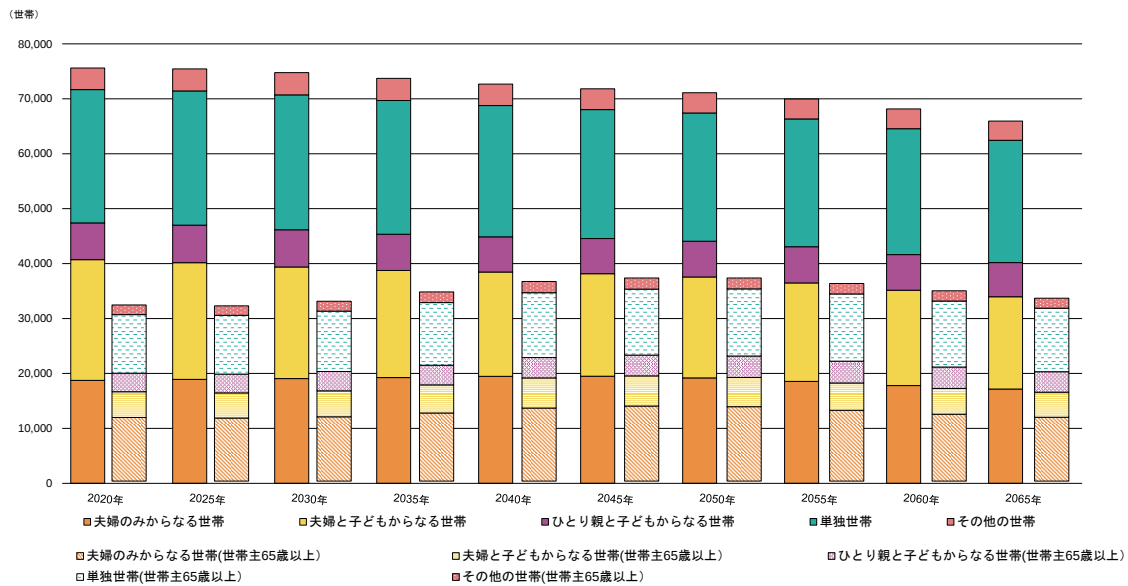


図表 1-(2)-ウ-⑤ 社人研準拠推計結果(5地域別推計結果)世帯推計



注) 小数点以下を四捨五入して表示していることから、「図表 1-(2)-ウ-① 社人研準拠推計結果(人口、世帯数)」他の世帯数と一致しない場合がある。

図表 1-(2)-ウ-⑥ 社人研準拠推計結果(世帯類型別世帯数グラフ)



図表 1-(2)-ウ-⑦ 社人研準拠推計結果(世帯類型別世帯数表)

基本推計	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
総世帯	75,607	75,445	74,773	73,733	72,690	71,815	71,097	69,967	68,155	65,950
うち世帯主 65 歳以上	32,312	32,149	32,994	34,700	36,616	37,252	37,254	36,246	34,916	33,546
夫婦のみ世帯	18,737	18,928	19,074	19,259	19,478	19,497	19,191	18,560	17,805	17,158
うち世帯主 65 歳以上	11,677	11,570	11,786	12,490	13,405	13,776	13,658	12,997	12,262	11,715
夫婦と子ども世帯	21,978	21,245	20,304	19,499	18,982	18,658	18,365	17,924	17,354	16,800
うち世帯主 65 歳以上	4,717	4,607	4,781	5,166	5,534	5,529	5,346	4,999	4,736	4,587
ひとり親と子ども世帯	6,696	6,826	6,776	6,579	6,417	6,406	6,515	6,582	6,477	6,235
うち世帯主 65 歳以上	3,402	3,450	3,532	3,600	3,712	3,817	3,948	3,999	3,925	3,755
単独世帯	24,260	24,440	24,564	24,360	23,891	23,476	23,342	23,268	22,928	22,251
うち世帯主 65 歳以上	10,752	10,790	11,084	11,484	11,899	12,092	12,310	12,330	12,114	11,659
その他の世帯	3,936	4,005	4,055	4,036	3,922	3,779	3,684	3,634	3,591	3,507
うち世帯主 65 歳以上	1,765	1,732	1,811	1,961	2,066	2,037	1,991	1,920	1,879	1,830

注) 2020 年の国勢調査における性・年齢 5 階級別世帯主数を用いて世帯主率を算出しており、世帯主率の算出には世帯の類型(不詳)を按分していることから、2020 年の類型別世帯数については実際の値と異なる場合がある。

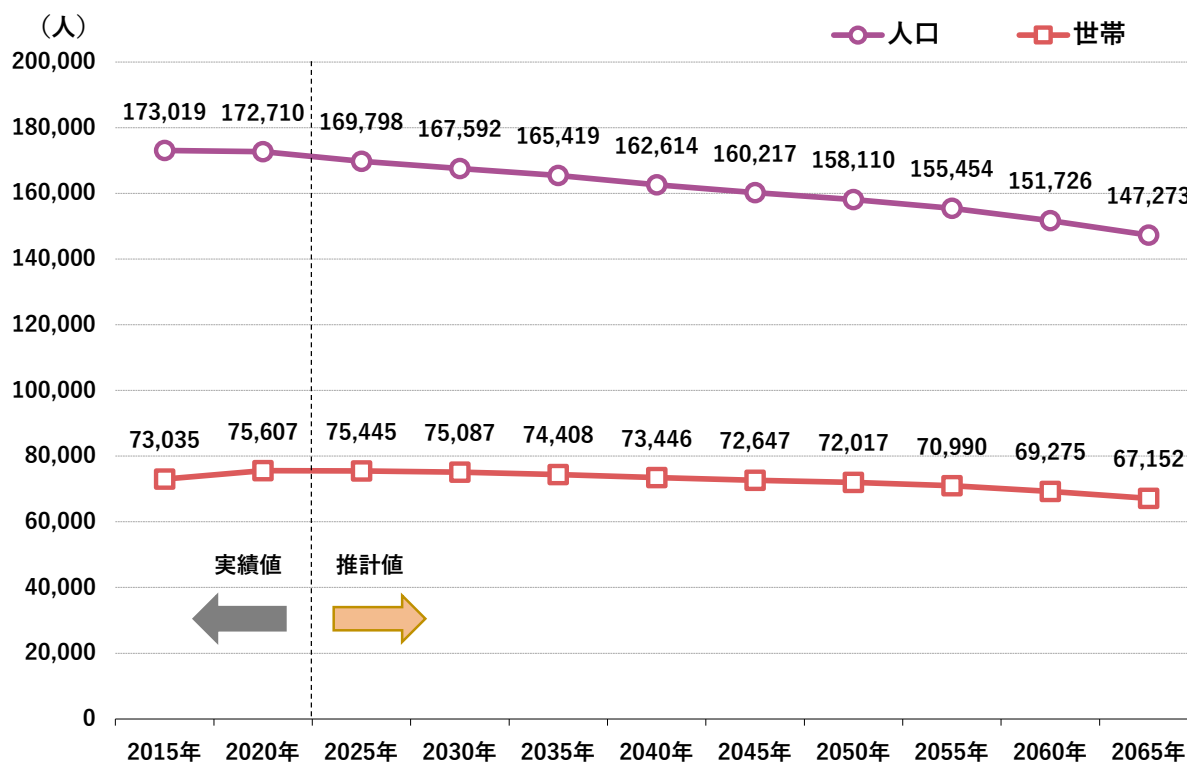
注) 小数点以下を四捨五入して表示していることから、各類型の合計が総数と一致しない場合がある。

エ 社人研準拠+開発インパクト推計

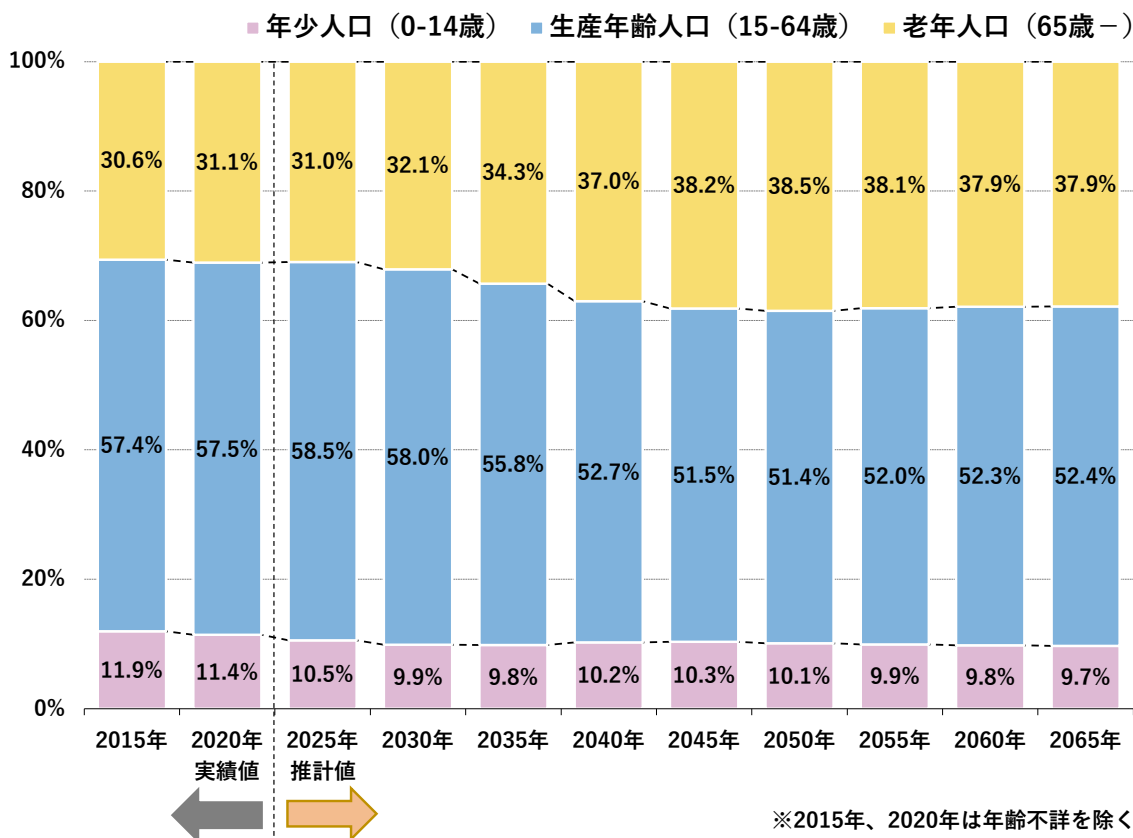
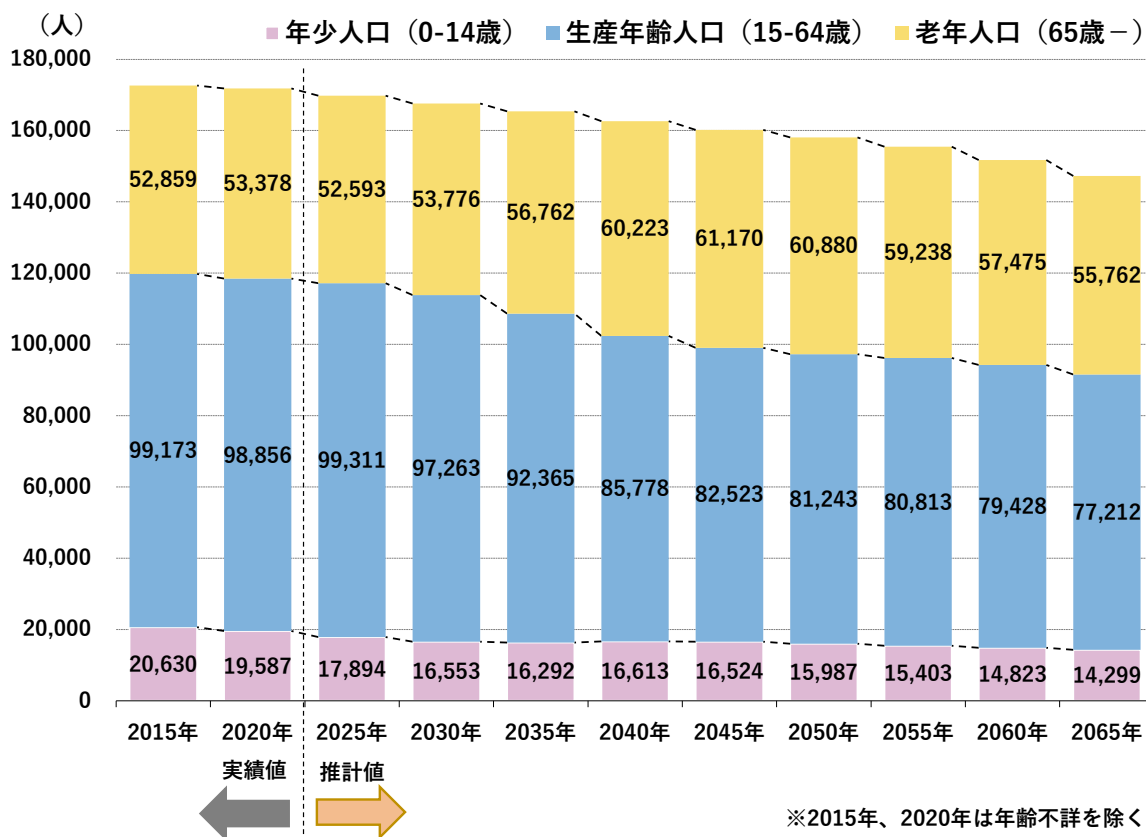
社人研準拠+開発インパクト推計結果では、2050年に16万人を下回り、2065年に約14.7万人となる見込みです。

年齢3区分別にみると、年少人口は、2025年以降減少し、2040年にいったん増加するものの再び減少し、2065年の年齢区分構成比は9.7%（2020年比-1.7ポイント）に低下します。生産年齢人口は、2025年以降減少し、2065年の年齢区分構成比は52.4%（2020年比-5.1ポイント）に低下します。老年人口は、2025年以降増加し、その後2045年をピークとして減少し、2065年の年齢区分構成比は37.9%（2020年比+6.8ポイント）に上昇します。

図表 1-(2)-エ-① 社人研準拠+開発インパクト推計結果(人口、世帯数)



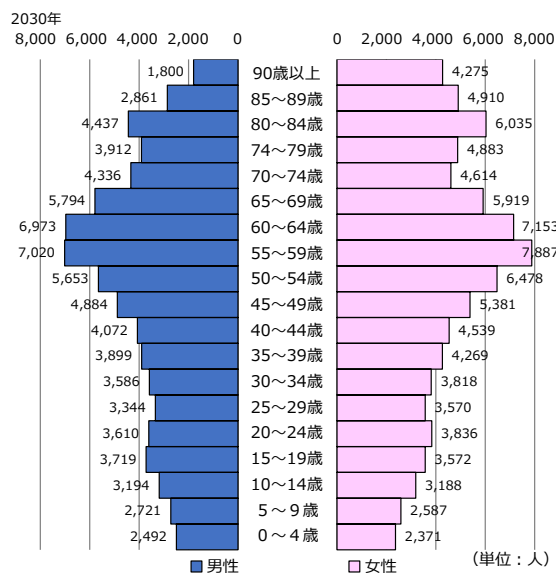
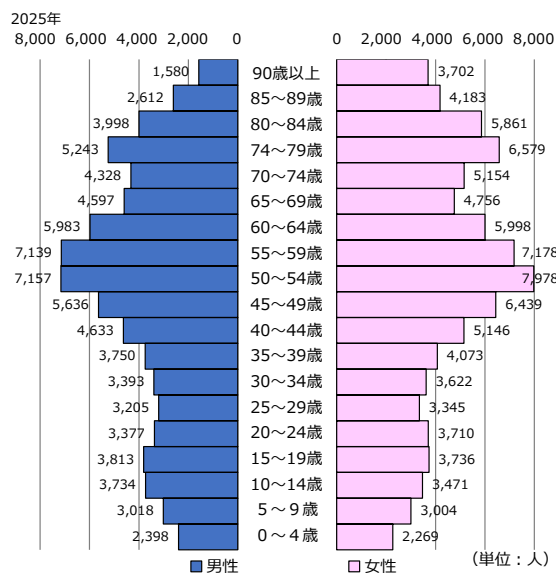
図表 1-(2)-エ-② 社人研準拠+開発インパクト推計結果(年齢3区分人口・年齢3区分構成比)



図表 1-(2)-エ-③ 社人研準拠+開発インパクト推計性別・年齢5歳階級別人口ピラミッドの変化

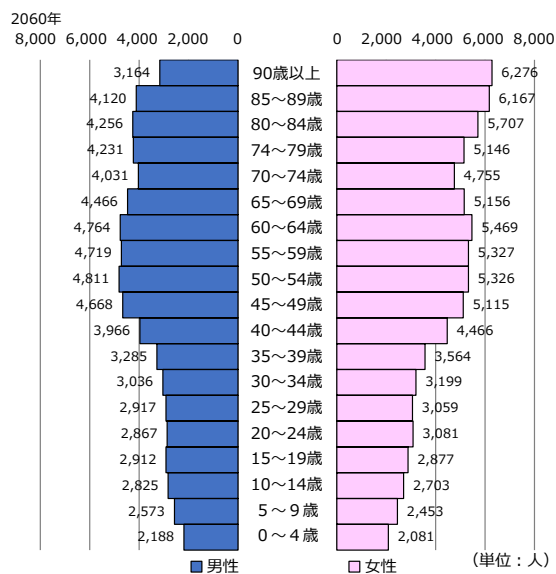
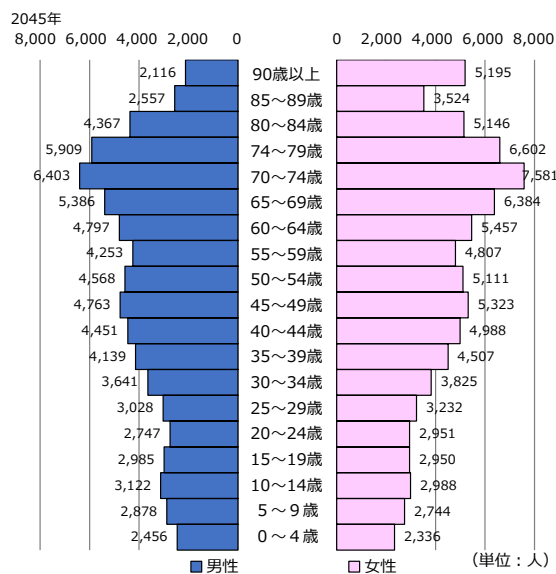
【2025 年】

【2030 年】

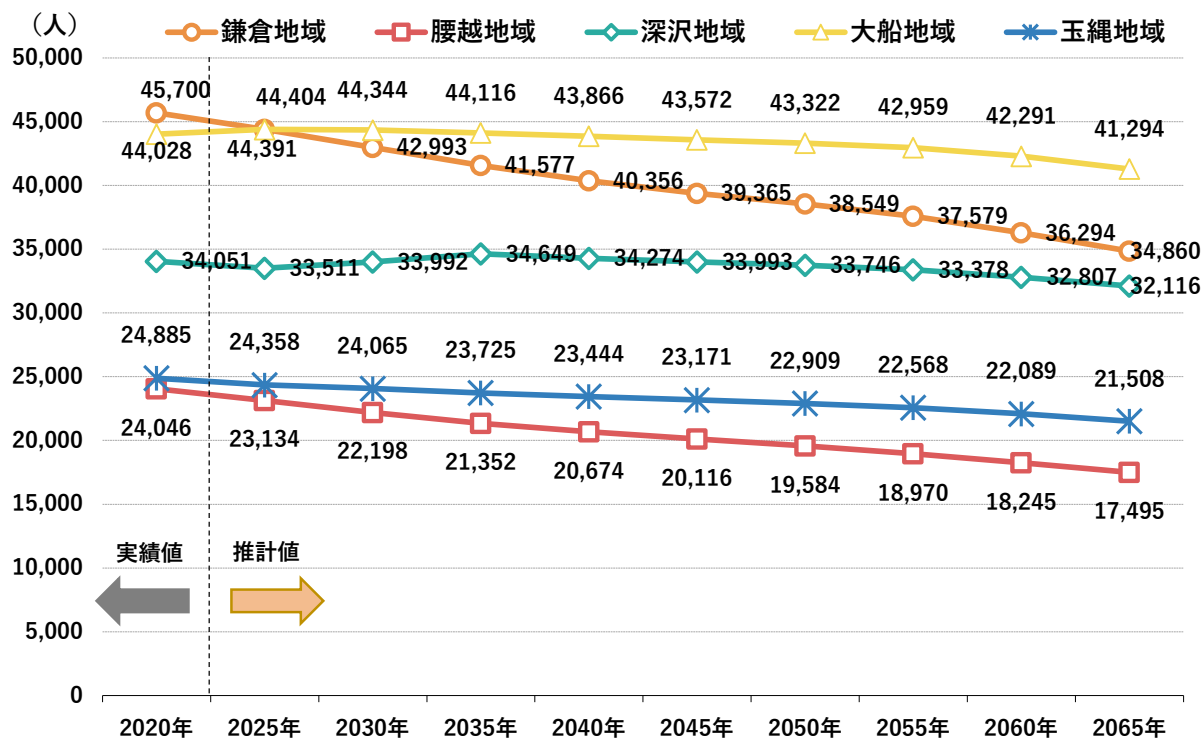


【2045 年】

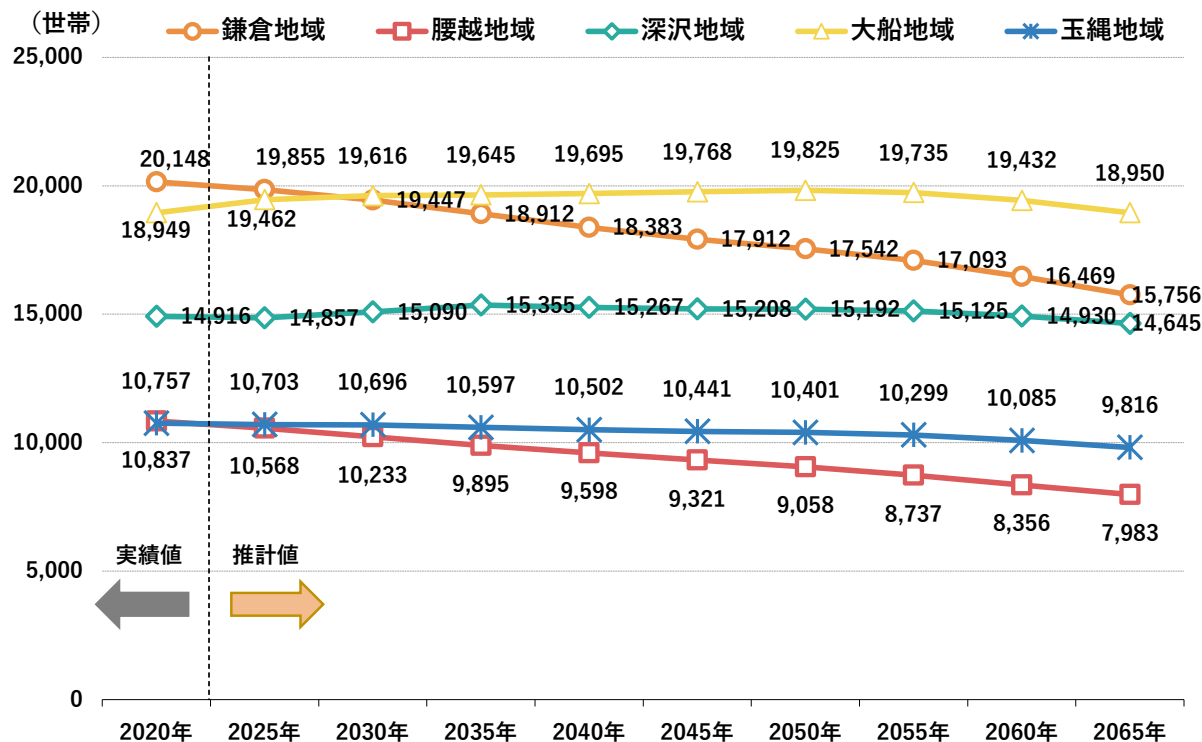
【2060 年】



図表 1-(2)-エ-④社人研準拠+開発インパクト推計結果(5地域別推計結果)

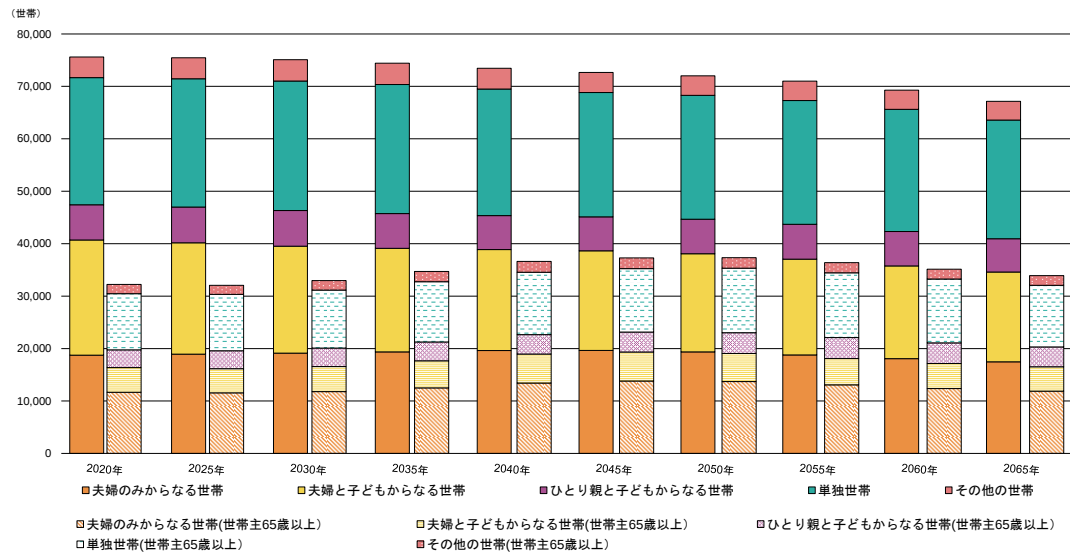


図表 1-(2)-エ-⑤社人研準拠+開発インパクト推計結果(5地域別推計結果)世帯推計



注) 小数点以下を四捨五入して表示していることから、「図表 1-(2)-エ-① 社人研準拠+開発インパクト推計結果 (人口、世帯数)」他の世帯数と一致しない場合がある。

図表 1-(2)-エ-⑥ 社人研準拠+開発インパクト推計結果(世帯類型別世帯数グラフ)



図表 1-(2)-エ-⑦ 社人研準拠+開発インパクト推計結果(世帯類型別世帯数表)

社人研準拠+開発インパクト推計	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
総世帯	75,607	75,445	75,087	74,408	73,446	72,647	72,017	70,990	69,275	67,152
うち世帯主 65 歳以上	32,312	32,149	33,037	34,787	36,718	37,381	37,429	36,481	35,237	33,997
夫婦のみからなる世帯	18,737	18,928	19,128	19,378	19,616	19,654	19,375	18,782	18,074	17,474
うち世帯主 65 歳以上	11,677	11,570	11,802	12,521	13,443	13,826	13,728	13,091	12,389	11,892
夫婦と子どもからなる世帯	21,978	21,245	20,406	19,734	19,270	18,986	18,708	18,261	17,686	17,135
うち世帯主 65 歳以上	4,717	4,607	4,787	5,179	5,551	5,551	5,376	5,040	4,792	4,664
ひとり親と子どもからなる世帯	6,696	6,826	6,794	6,620	6,468	6,469	6,589	6,666	6,567	6,328
うち世帯主 65 歳以上	3,402	3,450	3,536	3,609	3,722	3,828	3,963	4,019	3,952	3,794
単独世帯	24,260	24,440	24,690	24,610	24,136	23,720	23,615	23,592	23,293	22,639
うち世帯主 65 歳以上	10,752	10,790	11,098	11,512	11,931	12,131	12,360	12,396	12,207	11,790
その他の世帯	3,936	4,005	4,070	4,066	3,955	3,817	3,731	3,690	3,655	3,575
うち世帯主 65 歳以上	1,765	1,732	1,814	1,966	2,072	2,045	2,001	1,934	1,899	1,857

注) 2020 年の国勢調査における性・年齢 5 階級別世帯主数を用いて世帯主率を算出しており、世帯主率の算出には世帯の類型(不詳)を按分していることから、2020 年の類型別世帯数については実際の値と異なる場合がある。

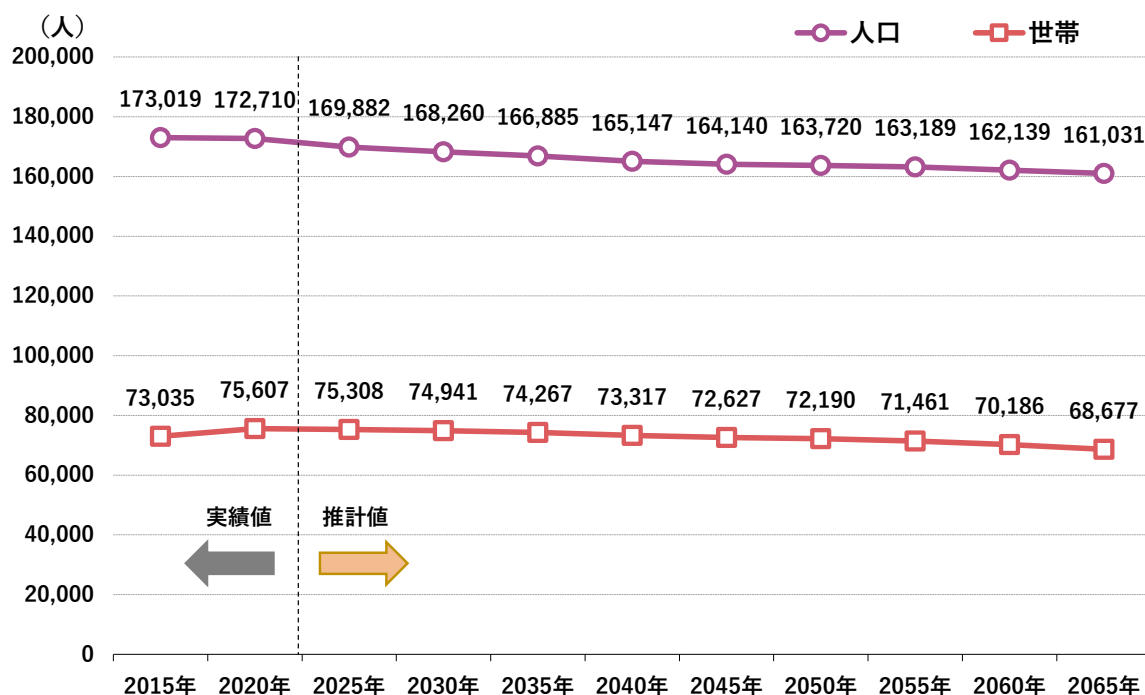
注) 小数点以下を四捨五入して表示していることから、各類型の合計が総数と一致しない場合がある。

オ 希望出生率達成推計

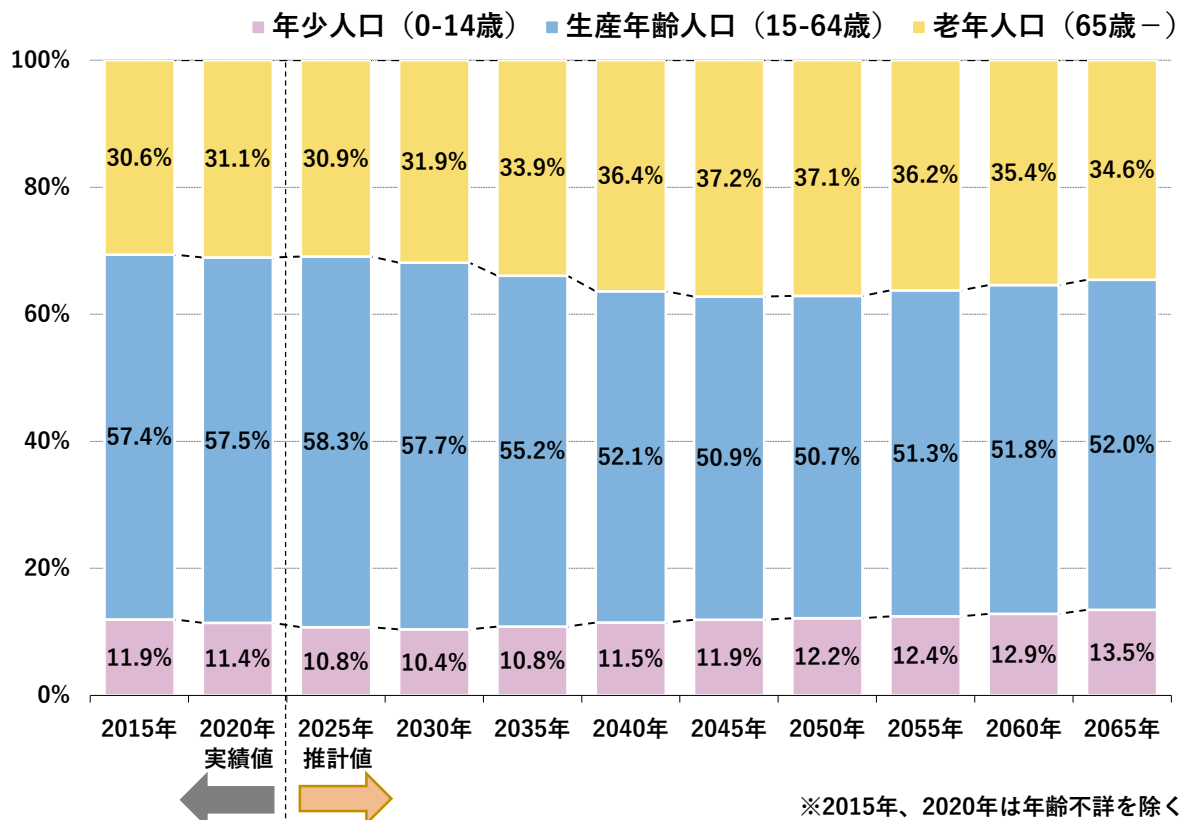
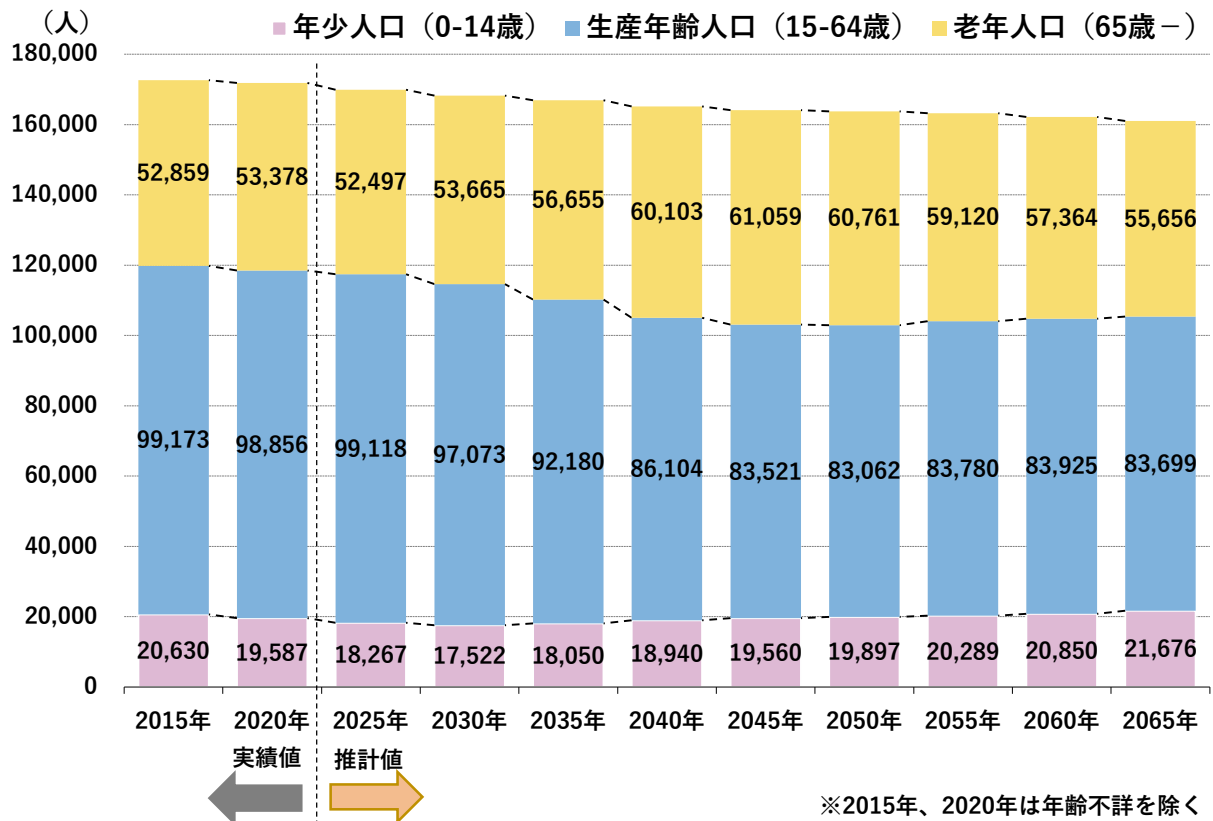
希望出生率達成推計では、2025 年以降減少はするものの、減少幅は緩やかであり、2065 年に約 16.1 万人と、2020 年からは約 1.1 万人の減少に留まり、16 万人を維持できる見込みです。

年齢 3 区分別にみると、年少人口は、2030 年にかけて減少しますが、その後回復に転じ、2050 年には 2020 年の水準を超え、2065 年には約 2.2 万人、年齢区分構成比は 13.5%（2020 年比+2.1 ポイント）に上昇します。生産年齢人口は、2025 年以降、2050 年にかけて減少しますが、その後 2060 年にかけて増加し、2065 年には再度減少に転じます。増加、減少を繰り返し、2065 年の年齢区分構成比は 52.0%（2020 年比-5.5 ポイント）に低下します。老年人口は、2025 年以降増加し、その後 2045 年をピークとして減少し、2065 年の年齢区分構成比は 34.6%（2020 年比+3.5 ポイント）に上昇します。

図表 1-(2)-オ-① 希望出生率達成推計結果(人口、世帯数)

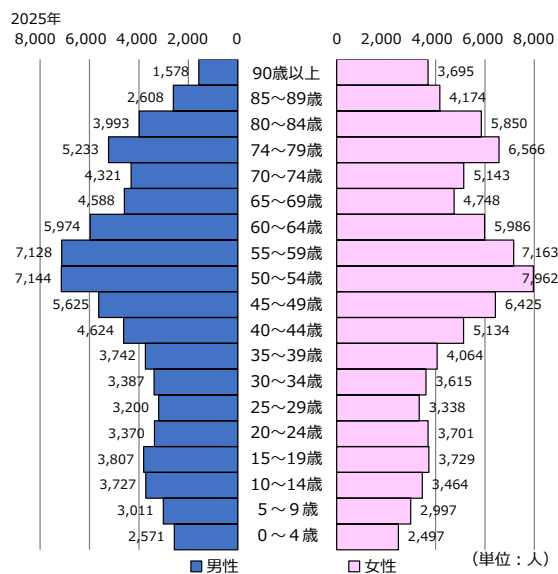


図表 1-(2)-才-② 希望出生率達成推計結果(年齢3区分人口・年齢3区分人口構成比)

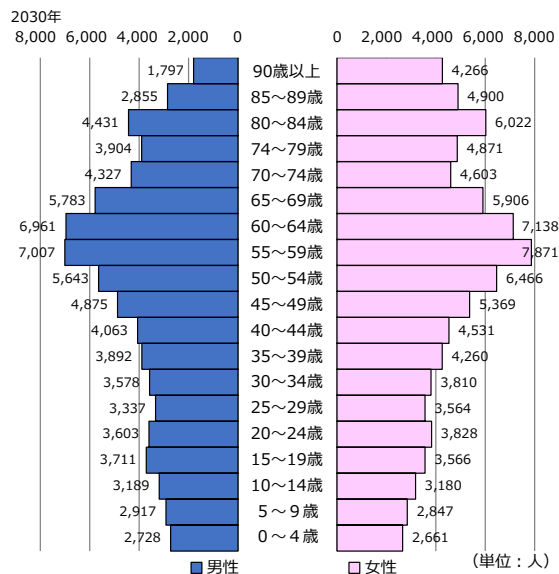


図表 1-(2)-オ③ 希望出生率推計性別・年齢5歳階級別人口ピラミッドの変化

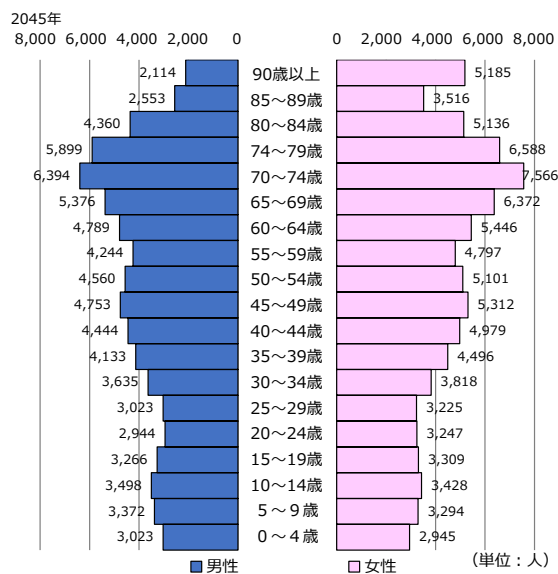
【2025 年】



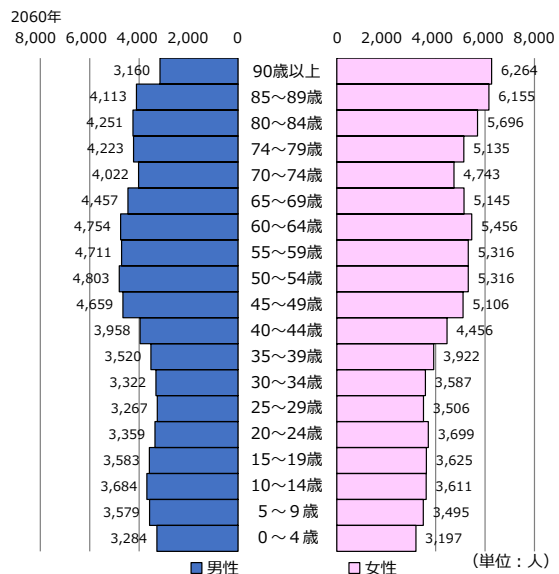
【2030 年】



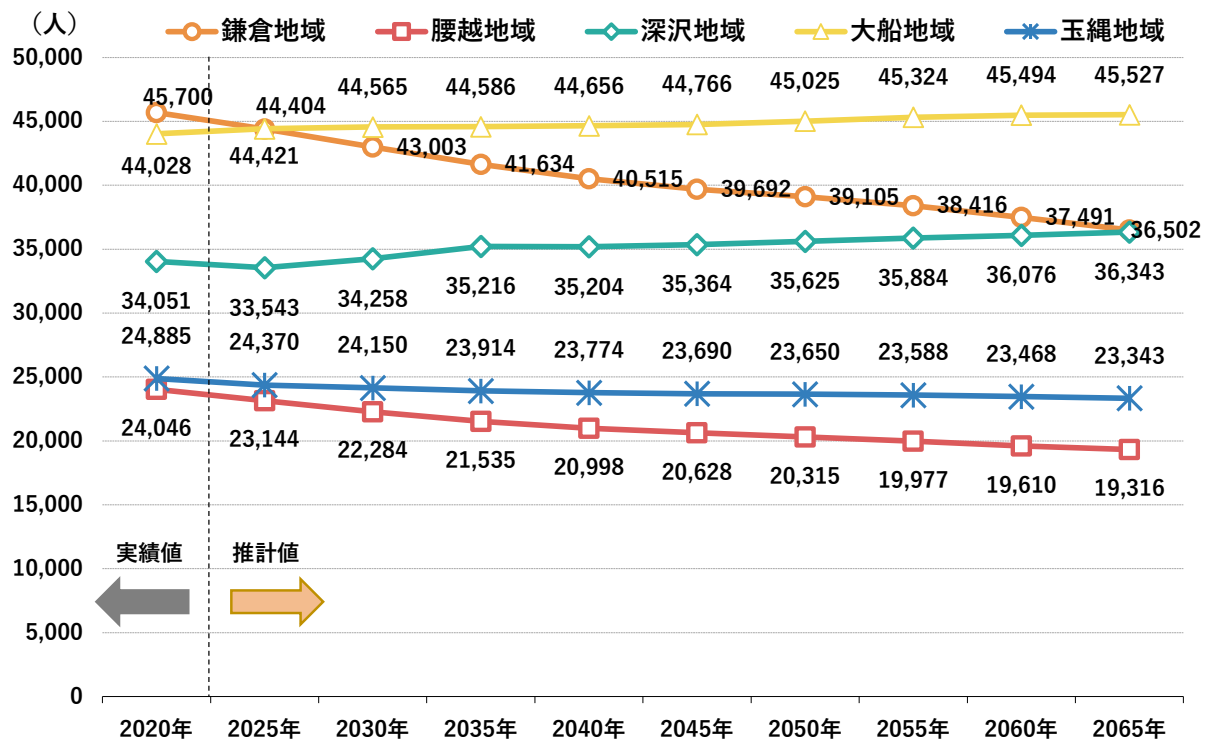
【2045 年】



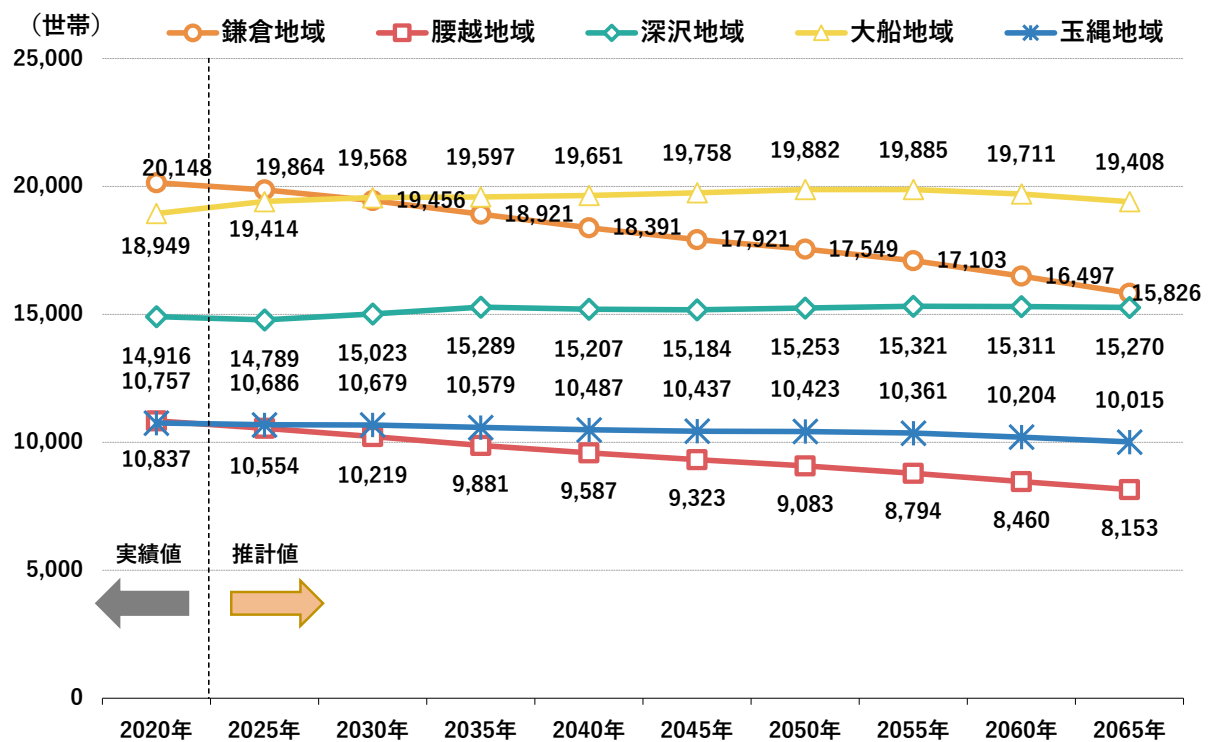
【2060 年】



図表 1-(2)-才-④ 希望出生率達成推計結果(5地域別推計結果)

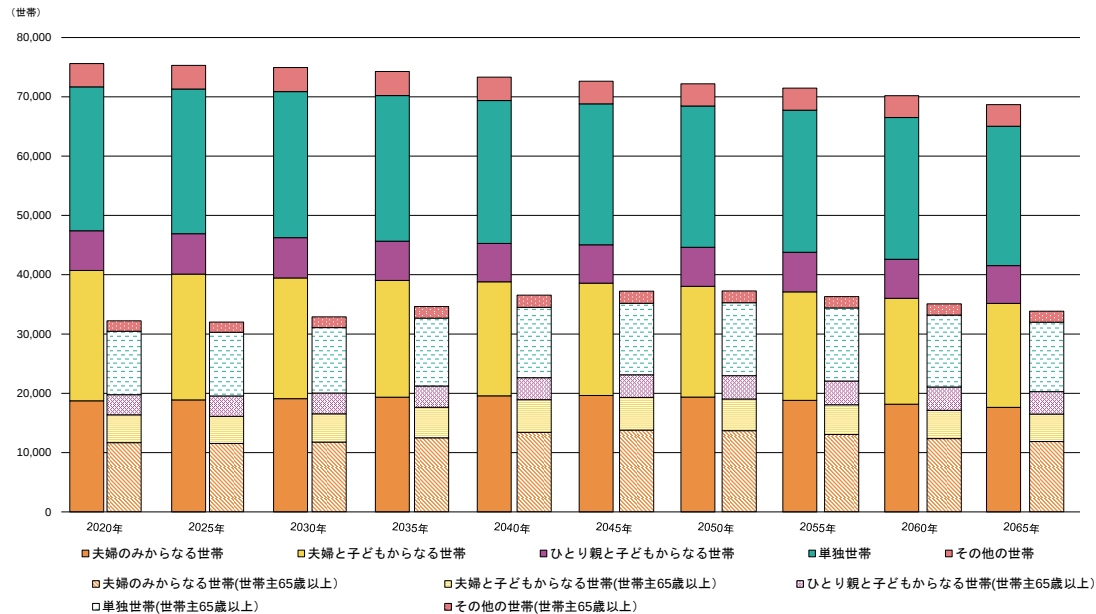


図表 1-(2)-才-⑤ 希望出生率達成推計結果(5地域別推計結果)世帯推計



注) 小数点以下を四捨五入して表示していることから、「図表 1-(2)-才-① 希望出生率達成推計結果(人口、世帯数)」他の世帯数と一致しない場合がある。

図表 1-(2)-オ-⑥ 希望出生率達成推計結果(世帯類型別世帯数グラフ)



図表 1-(2)-エ-⑦ 希望出生率達成推計結果(世帯類型別世帯数表)

希望出生率達成推計	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
総世帯	75,607	75,308	74,941	74,267	73,317	72,627	72,190	71,461	70,186	68,677
うち世帯主 65 歳以上	32,312	32,092	32,972	34,724	36,648	37,316	37,358	36,409	35,172	33,935
夫婦のみからなる世帯	18,737	18,896	19,093	19,343	19,579	19,624	19,361	18,809	18,155	17,627
うち世帯主 65 歳以上	11,677	11,551	11,780	12,499	13,418	13,804	13,703	13,066	12,367	11,871
夫婦と子どもからなる世帯	21,978	21,208	20,368	19,697	19,233	18,955	18,689	18,306	17,863	17,529
うち世帯主 65 歳以上	4,717	4,599	4,778	5,170	5,541	5,542	5,367	5,030	4,783	4,656
ひとり親と子どもからなる世帯	6,696	6,813	6,780	6,606	6,455	6,457	6,580	6,665	6,584	6,379
うち世帯主 65 歳以上	3,402	3,444	3,529	3,602	3,714	3,821	3,955	4,011	3,944	3,786
単独世帯	24,260	24,393	24,640	24,563	24,101	23,777	23,823	23,973	23,895	23,512
うち世帯主 65 歳以上	10,752	10,770	11,075	11,491	11,907	12,108	12,336	12,371	12,183	11,768
その他の世帯	3,936	3,998	4,062	4,058	3,948	3,814	3,738	3,708	3,688	3,630
うち世帯主 65 歳以上	1,765	1,729	1,810	1,962	2,068	2,041	1,998	1,931	1,895	1,853

注) 2020 年の国勢調査における性・年齢 5 階級別世帯主数を用いて世帯主率を算出しており、世帯主率の算出には世帯の類型(不詳)を按分していることから、2020 年の類型別世帯数については実際の値と異なる場合がある。

注) 小数点以下を四捨五入して表示していることから、各類型の合計が総数と一致しない場合がある。

(3) 課題

社人研が算出した仮定値に基づく今後の本市の人口見込み（資料編(2) ウ 社人研準拠推計）では、人口の維持・増加は見込めず、向こう40年の間に15万人を下回る見込みです。

そして、年齢構成も、団塊ジュニア世代⁴が65歳を迎え、全国の総人口に占める老年人口の割合が35%に達すると試算されている2040年には、本市の老年人口割合は約37%まで増加する一方、生産年齢人口は約53%まで減少すると見込んでいます。

⁴ 昭和 46 年(1971 年)から昭和 49 年(1974 年)の第2次ベビーブームに生まれた世代。

2 土地利用

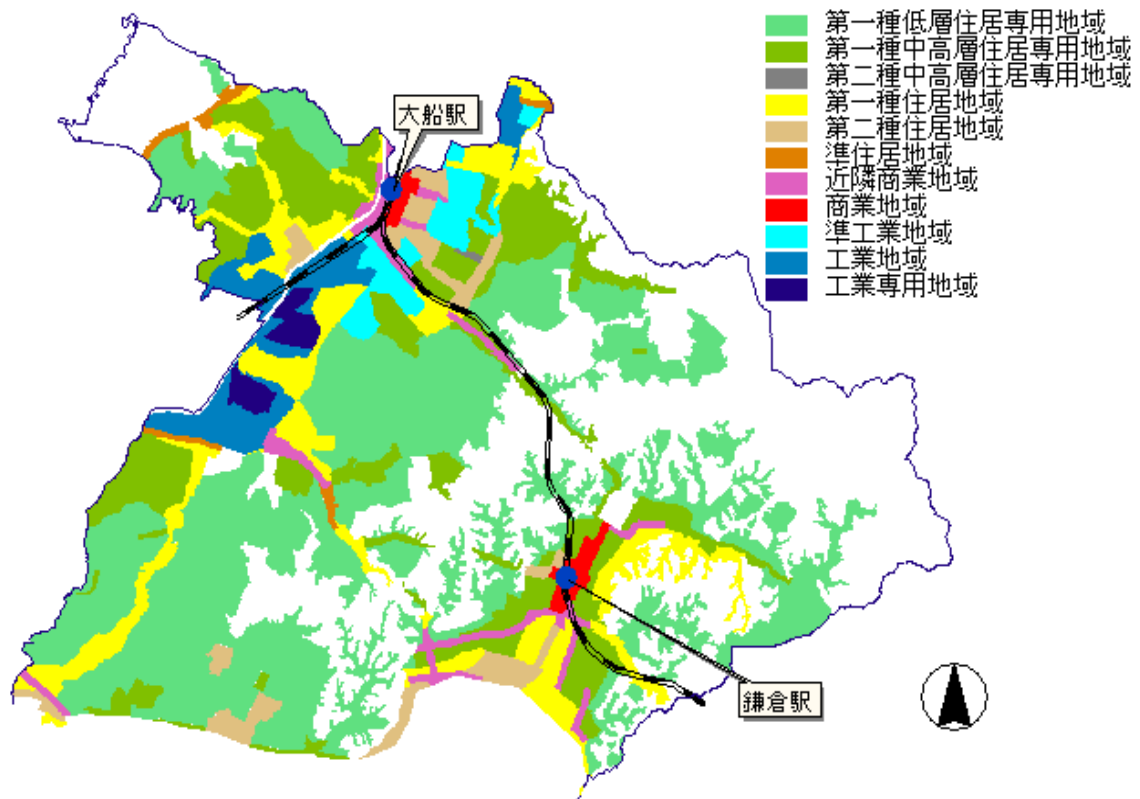
(1) 現状

本市は約3,966haの市域のうち、約2,569haが市街化区域、約1,384haが市街化調整区域であり、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）」に基づく歴史的風土保存区域が約989ha（このうち歴史的風土特別保存地区が約573.6ha）、「首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）」に基づく近郊緑地保全区域が約294ha（このうち近郊緑地特別保全地区が約131ha）、「都市緑地法（昭和48年法律第72号）」に基づく特別緑地保全地区が約49.4haであり、土地利用の制限等により環境が保全されている地域が合計で市域の約3分の1の面積を占めています。

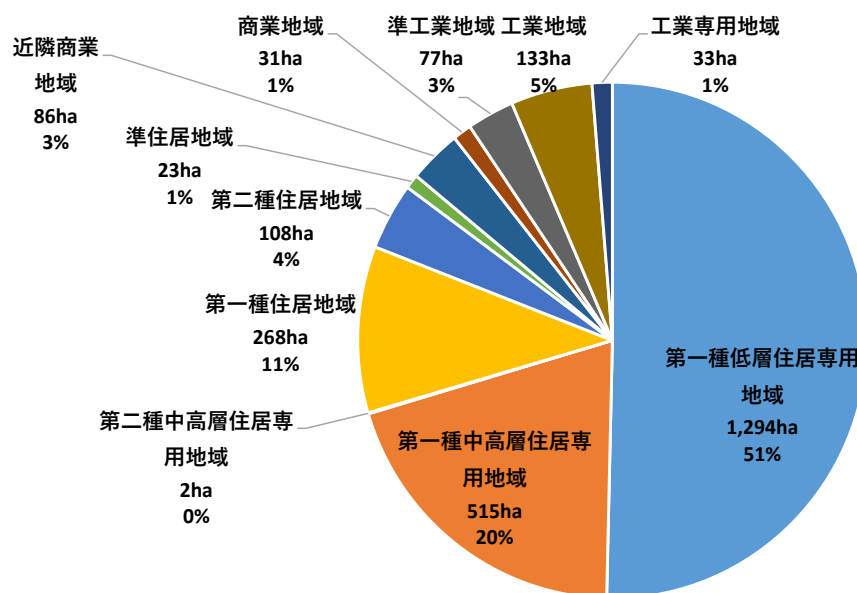
また、「都市計画法（昭和41年法律第100号）」に基づく用途地域では、第一種低層住居専用地域が約1,294ha、第一種中高層住居専用地域が約515ha、第二種中高層住居専用地域が約1.7ha、第一種住居地域が約268ha、第二種住居地域が約108ha、準住居地域が約23haと、住宅系用途地域が用途地域指定済地域の大部分を占めており、また、市街化区域の9割弱を占めています。そして、実際の土地利用においても、住宅系用地が増加しています。

他方、鎌倉駅や大船駅周辺では、商業系用途地域を、柏尾川の両岸や大船駅東側等では、工業系用途地域を指定しています。

図表 2-(1)-① 用途地域の現状



図表 2-(1)-② 用途地域の面積

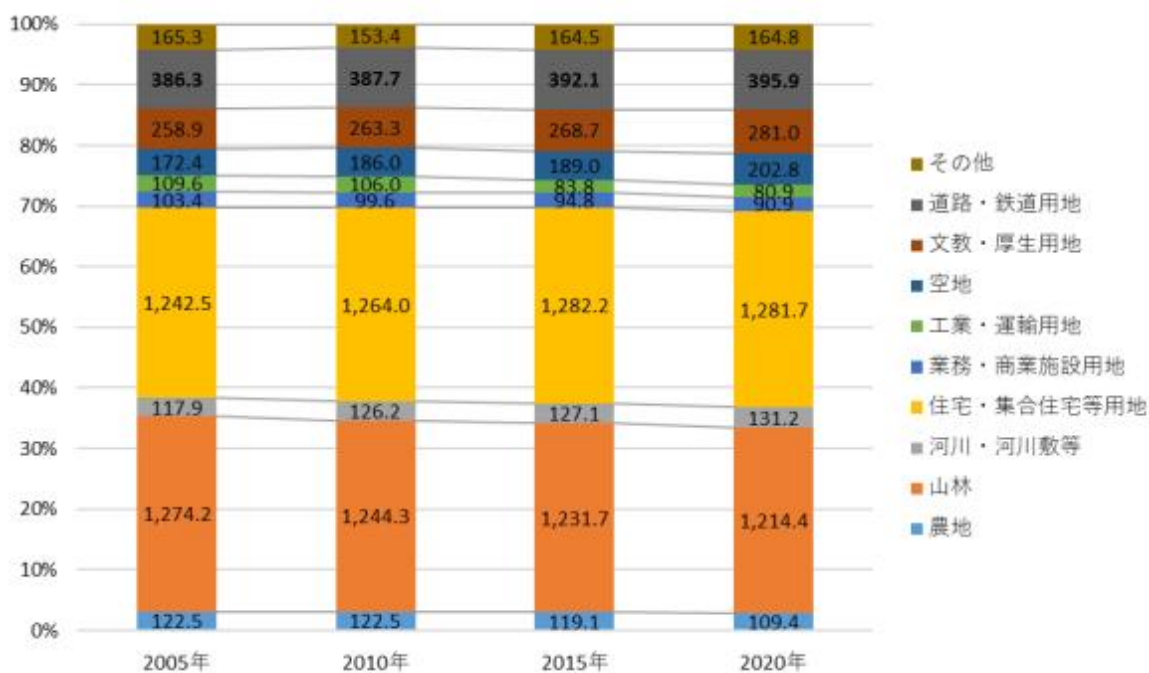


(2) 課題

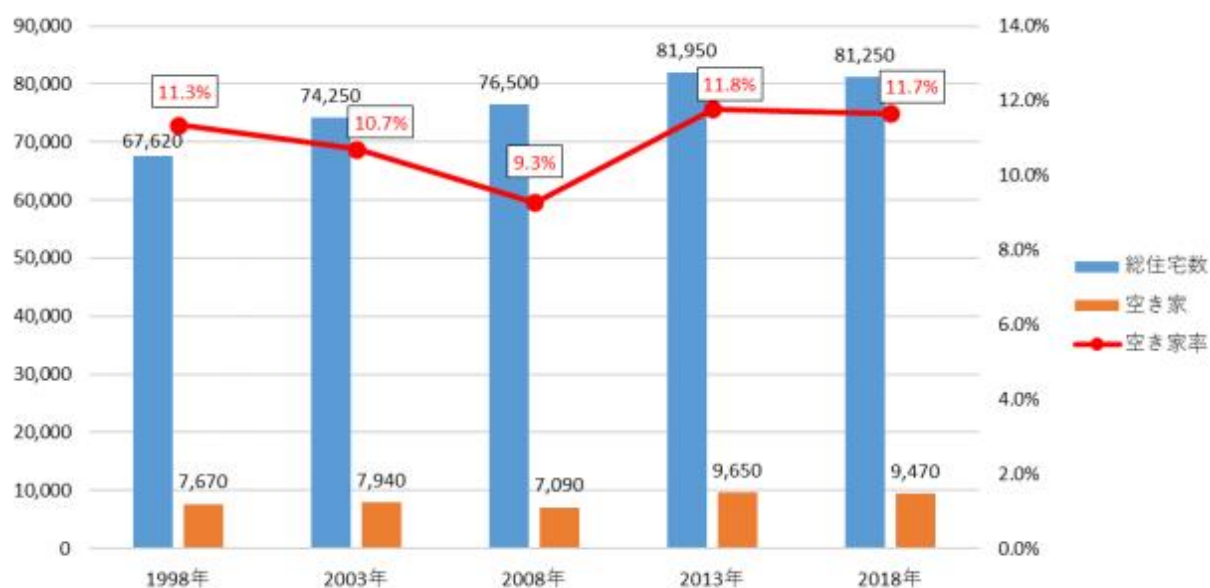
平成17年（2005年）以降、土地利用の用途別面積として、住宅系用地、文教・厚生用地、空地が増加している一方、農地、山林、業務・商業施設用地、工業・運輸用地が減少しており、企業の工場等の流出による産業活力の低下等が懸念されています。

また、平成20年（2008年）に9.3%であった空き家率は、平成30年（2018年）に11.7%に上昇しており、地域コミュニティの希薄化にもつながっています。

図表 2-(2)-① 用途別土地利用面積の推移



図表 2-(2)-② 総住宅数・空き家数(空き家率)の推移



3 施策

(1) 施策の体系

基本構想	基本理念	「平和都市宣言」の精神 「鎌倉市民憲章」の精神			
	将来都市像	古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち			
	将来目標	生涯にわたって誰もが安心して自分らしく暮らせるまち＝共生社会 自然・歴史・文化を未来につなぐまち 多世代・多文化・多様な絆がいきるまち ひとの想いが尊重される豊かで安全なまち			
基本計画	基本方針	個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現			
	リーディングプロジェクト	こどもたちと紡ぐミライの鎌倉プロジェクト			
	施策	0-1 平和			
		0-2 共生			
		I-1 防災	ひとの共創 2-1[福祉] 2-2[こども・若者] 2-3[健康] 2-4[教育] 2-5[スポーツ・レクリエーション]		
暮らしの共創 3-1[都市交流] 3-2[芸術文化] 3-3[防犯] 3-4[廃棄物] 3-5[生活環境]			3-6[生態系] 3-7[就労] 3-8[農業] 3-9[水産業] 3-10[商工業]	3-11[観光] 3-12[交通安全] 3-13[移動交通] 3-14[消防] 3-15[歴史]	
まちの共創 4-1[都市空間] 4-2[道路] 4-3[河川] 4-4[緑地] 4-5[風致景観]	4-6[海浜] 4-7[都市拠点] 4-8[下水道] 4-9[公園] 4-10[住宅]				
計画推進体制 市民自治 5-1[コミュニティ] 5-2[協働]	市政基本運営 5-3[人事] 5-4[広報] 5-5[広聴] 5-6[財務] 5-7[行政経営] 5-8[ファシリティマネジメント] 5-9[ICT]				

(2) 施策と SDGs

図表 3-(2)-① 施策とSDGs 整理表

				平和	共生	防災	地球温暖化	福祉	こども・若者	健康	教育	スポーツ・レクリエーション	都市交流	芸術文化	防犯	廃棄物	生活環境	生態系	就労	農業	水産業	商工業	観光	交通安全	移動交通	消防	歴史	都市空間	道路	河川	緑地	風致景観	海浜	都市拠点	下水道	公園	住宅	コミュニティ	協働	人事	広報	広聴	財務	行政経営	マネジリメント	ファシリテイト	ICT		
		17	パートナーシップで目標を達成しよう	○	◎	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎						◎					
経済	8	働きがいも経済成長も		◎	◎				◎		◎			◎					◎	○	○	◎	◎																◎				○			○			
	9	産業と技術革新の基盤を作ろう					◎							◎					◎	○	○	◎				○				◎	◎								◎				○			◎			
	10	人や国の不平等をなくそう		○	◎			◎		◎	○			◎	◎				◎			◎									◎	◎								◎									
	12	つくる責任、つかう責任					◎			◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎		○	○	◎	◎								◎	◎												◎				
社会	1	貧困をなくそう			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎						○																														
	2	飢餓をゼロに			◎		◎	◎	◎	◎			◎					◎	◎	◎	◎																												
	3	すべての人に健康と福祉を					◎	◎	◎	◎		○	◎					◎	◎						◎							◎																	
	4	質の高い教育をみんなに		◎	◎			◎	◎		◎			◎	◎				◎									◎																				◎	
	5	ジェンダー平等を実現しよう			◎			◎	◎	◎	○								○																					◎							◎		
	7	エネルギーをみんなに。そしてクリーンに					◎																												○														
	11	住み続けられるまちづくりを		○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○			◎	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○		○	◎	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
16	平和と公正をすべての人に		◎	○				◎					◎		◎																													◎					
環境	6	安全な水とトイレを世界中に			◎	○		◎	◎				◎			◎	◎	◎														◎	◎																
	13	気候変動に具体的な対策を			◎	◎	◎		◎		◎			◎			○	○	○																		◎												
	14	海の豊かさを守ろう					◎							◎			○	◎	◎			◎										○			◎														
	15	陸の豊かさを守ろう					◎							◎				○	◎		○											◎	◎		◎		◎	○											

○：ゴールと関連する施策

◎：ゴール及びターゲットと関連する施策

(3) 各施策の現状と課題

ア 施策の前提

0-1 平和

◇ 現状

鎌倉市は、昭和 33 年（1958 年）8 月に「平和都市宣言」を行い、昭和 48 年（1973 年）11 月に「鎌倉市民憲章」を制定しており、本市の事業のすべては、この「平和都市宣言」と「鎌倉市民憲章」の精神に基づいています。

鎌倉市に限ったことではありませんが、戦争経験世代が少なくなる中で、平和に対する意識に変化が生じています。

また、世界的に「平和」という言葉が示す意味自体が、戦争や争いと対になる狭い概念から、日常を平穏に過ごすといった広い概念に変わってきています。

◆ 課題

平和に関する講演会やコンサート等のイベントを毎年実施していますが、市民意識調査において、「平和都市宣言」と「鎌倉市民憲章」の認知度が回答数の半数を下回る等、平和意識醸成の取組が効果的に行えていないと推察される状況にあります。

幅広い世代の市民に、平和の大切さを継続して伝えていくとともに、時代によって変化する平和の概念について、常に市民に伝えていく必要があります。

0-2 共生

◇ 現状

男女平等の必要性は、広く社会に受け入れられつつあり、男性の育児休暇取得率の向上等、個々のライフスタイルにも変化を生じさせています。

外国人労働者が増え、また、日本のインバウンド需要も高まっていることで、多くの外国籍の方が市内に生活・滞在していることが日常的となっています。

LGBTQ⁵といった性的マイノリティの方に対する理解が進んでおり、パートナーシップ制度の導入等、社会構造も少しずつではありますが対応しはじめています。

多様な情報がやり取りされる社会が進行し、個々の違いを知ることができる機会が増えたことで、これまで以上に一人ひとりの人権や個性が重要視されています。

多様化を続ける住民等の個性を、社会や地域が受け入れる姿勢や意識は、柔軟化しています。

◆ 課題

社会や地域が、多様性を重要視する必要性を理解しはじめているとはいえ、社会構造や制度が十分に変化に追いついていないと言いき難い状況です。

これまでの価値観やそれに根差した地域のルールが、個人の価値観と衝突し、自分らしい生活や地域との交流の妨げとなり、生活に不具合や閉塞感を生じさせている場合もあります。

多様化した個性が、生活に複雑に絡みあいはじめており、これまでの経験や既存の手法・考え方だけに頼っての課題の解決は困難となっています。

⁵ 性的マイノリティの人を表す、Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、生まれたときの身体の性別と性自認が異なる人)、Questioning(クエスチョニング)、Queer(クィア・性的マイノリティの人を包括する言葉)等のそれぞれの英単語の頭文字を使った造語で、自認する性や恋愛対象のあり方が多数派と異なる人等。

イ 横断的施策

1-1 防災

◇ 現状

各地で風水害による甚大な被害が発生しており、風水害対策の充実が求められています。

大規模地震の発生が懸念されており、災害に対する備えの充実が求められています。

自然災害に加え、国内外を問わず発生する社会的災害への対策も講じています。

◆ 課題

地震・津波発生時の避難誘導等対策を講じることのほか、多様化するニーズを踏まえた避難所・資機材の確保が必要です。また、平時・災害時を問わず、防災情報の周知方法の工夫等、情報伝達体制の充実が必要です。

自然災害・社会的災害対応を行うための人的・物的リソースの確保も進める必要があります。

1-2 地球温暖化

◇ 現状

令和6年（2024年）の世界の平均気温は観測史上最も高くなり、国内でも温暖化に起因する熱中症患者の救急搬送や豪雨の頻発化、農業や漁業への影響等、気候変動が私たちの暮らしに与える影響を実感する機会が増えています。

本市では令和2年（2020年）2月に「鎌倉市気候非常事態宣言」を行い、「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画」を策定して、市の率先行動を進める等、地球温暖化対策への取組を加速しています。

◆ 課題

地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの発生抑制には、省エネルギーによって使うエネルギー量をできるだけ減らした上で、使うエネルギーを再生可能エネルギーに転換していく必要があります。

本市では2050年に脱炭素社会の実現を目指していますが、目標達成に向けては、より一層の努力が必要です。

温室効果ガスは私たちの暮らしの中から発生していることから、その発生抑制に向け、市民、事業者、滞在者等、様々な主体と連携し、脱炭素化を進めていく必要があります。

さらに、これらの取組を最大限進めても気温の上昇は避けられないことから、気候変動の影響による被害の回避や軽減を図る必要もあります。

ウ ひとの共創

2-1 福祉

◇ 現状

包括的支援体制の構築に着手しましたが、生活課題の複雑化・複合化による住民のニーズの多様化に対し、福祉人財が不足しています。

災害の大規模化・頻発化を背景に、災害発生時におけるソーシャルワーク⁶に期待が寄せられていますが、現在の支援体制のままでは、社会的に脆弱な市民や世帯が災害時に支援を受けられない可能性が生じています。

近年、誰もが孤独・孤立に陥る可能性が生じるという問題が深刻化し、市民の命を守るために、福祉の枠を超えた対応に迫られています。

ケアに必要な独居者や、高齢者や障害者に対する家族からの虐待事案が増加傾向にあります。

◆ 課題

相談支援のみならず、地域づくりも含めた、一体的かつより包括的な支援体制の構築が必要です。

社会的に脆弱な市民や世帯が災害時に困らないよう、地域とともに事前防災に取り組み、平時からの支援体制づくりや支えあいの地域づくりが必要です。

孤独・孤立の問題が深刻化する中、身近な地域でつながり、働き続けたり、社会参加したりできる機会・場を官民連携で創出する環境や仕組みが不足しています。

福祉サービスの需要と供給のバランスが崩れることが懸念される中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、ケアラー支援⁷も視野に入れた福祉サービスの充実、福祉人財の確保・育成、当事者の権利擁護や住まい確保等に向け、分野を超え、制度をまたぐ取組が必要です。

⁶ 社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活(QOL)を支援し、個人のウェルビーイング(個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること)の状態を高めることを目指していくこと。

⁷ こころやからだの不調により介護や援助を必要とする家族等は無償でケアを行っているケアラーが、孤立することなく、安心して自分らしく暮らすことができるよう支援すること。

2-2 こども・若者**◇ 現状**

核家族化の進行や地域コミュニティの関係変化（希薄化）等により、妊娠期から支援が必要な家庭や複合的な課題を抱えている子育て家庭等が増加しています。

◆ 課題

保護者の子育てに関する不安感や孤独感が高まっています。

こどもの心身の状況や置かれた環境等に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障する必要があります。

地域社会との連携等により、こどもの年齢や発達に応じた多様な体験や遊びができる場や機会の創出が求められています。

2-3 健康**◇ 現状**

鎌倉市民の健康寿命と平均寿命の差は、男性 1.6 歳、女性 3.4 歳（令和 5 年（2023 年））です。

生活習慣病の発症の若年化・重症化により、生活習慣病の治療に掛かる医療費は、国民健康保険医療費全体の約 35%を占めています。

過去 10 年間で 250 人ほどの市民が自ら命を絶っています。

◆ 課題

いつまでも自分らしくいきいきと暮らし続けるためには、市民自らが、ライフコースアプローチ⁸を意識した健康づくりに取り組むことができる環境の整備が必要です。

若年層から、生活習慣病の発症・重症化予防に向けた取組を行う必要があります。

誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりが必要です。

⁸ 胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり。

2-4 教育

◇ 現状

国際理解教育や ICT⁹教育の充実等、こどもたち一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、どのような状況であっても対応できるよう、生きる力を身に付けていく必要があります。これに対応した学校運営を行っています。

市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会・場所において学習することができ、その成果を適切に生かせる社会の実現を目指しています。

◆ 課題

家庭や地域が抱える問題が複雑化している中で、こどもを取り巻く状況が深刻化しており、それぞれにあった環境整備が必要な状況です。

地域には、生涯学習を支える人財と資料等が豊富にあることから、これらを学習資源として利活用するための学習環境の整備が必要です。

2-5 スポーツ・レクリエーション

◇ 現状

市民のスポーツ実施率（1回30分以上の運動・スポーツを週1日以上実施している人の割合）は、47.4%（令和5年度（2023年度））に留まっており、低い状況です。

市民一人ひとりが、スポーツに親しめるようにする必要があり、地域やスポーツ活動団体への支援や関係団体との連携強化が求められています。

◆ 課題

「ウェルネス¹⁰」の実現に向け、市民一人ひとりがスポーツをする・みる・支えることができるよう、スポーツ施設のバリアフリー化やライフステージに応じたスポーツ環境の整備が必要です。

また、関係団体や地域への支援の充実、スポーツ活動団体・プロスポーツチーム等との連携の強化もあわせて図る必要があります。

⁹ コンピュータ、ネットワーク、ソフトウェア、データベース、通信技術（インターネット、電話、テレビ等）を含む多様な技術を利用して、情報の収集、処理、保存、伝送、共有を行うこと。

¹⁰ 健康な心身を維持・発展させる生活行動。

エ 暮らしの共創

3-1 都市交流

◇ 現状

新型コロナウイルス感染症拡大により一時交流が停滞した期間を経て、近年では、大韓民国安東市とのパートナーシティ提携の締結のほか、「2025年東アジア文化都市」を経た日本・中華人民共和国・大韓民国との文化交流等、国内外の都市との交流関係を広げています。

◆ 課題

「国際交流」という言葉は、日常に定着してきていますが、言葉や文化の違い等、いまだ障壁は多くあるため、さらなる相互理解を進める仕組みを模索する必要があります。

「都市交流」というと、国外との交流に重きが置かれがちですが、日本国内の違う文化を知る、相手の地域に鎌倉の文化を知らせることも、都市間の交流にあたっては重要であることを再認識する必要があります。

3-2 芸術文化

◇ 現状

地域の芸術文化活動の支援のために、地域団体や企業等と協力し、芸術文化活動の場の確保・充実を図っている自治体が増えています。

地域の特色ある芸術文化に触れる機会を地域内で確保することが、全国的にも推奨されています。

◆ 課題

芸術文化は、積極的に取り組む市民と、触れる機会を持たない市民とに分かれる傾向があり、自分の住む地域の芸術文化が持つ価値に市民が気付いていないこともあります。

芸術文化活動に使う施設・設備は専門性が高いものもあり、活動に必要な施設等を確保することの難しさが、活動することの支障となることもあります。

3-3 防犯**◇ 現状**

市内の刑法犯認知件数は、平成 15 年（2003 年）をピークに減少傾向にあり、市民等の日頃の防犯活動の成果が現れてきていましたが、令和 4 年（2022 年）からは増加傾向に転じています。

消費者トラブルは巧妙かつ悪質になっており、消費者被害の回復を図ることが困難な事例も少なくありません。

◆ 課題

地域における防犯意識の醸成を図る必要があります。

消費者被害を未然に防止するため、消費者一人ひとりが消費生活に関する知識を身につけられるように啓発活動を行い、また、地域における見守りを充実させる必要があります。

3-4 廃棄物**◇ 現状**

天然資源やエネルギーが大量に消費され、環境への負荷が大きくなる中で、ごみに関する様々な減量・資源化施策の実施や、市民の理解と日々の分別等への協力を通じて、ごみの発生量や焼却量を削減してきました。

「かまくらプラごみゼロ宣言」を行うとともにゼロ・ウェイストかまくらを目指して、生ごみ処理機の普及促進や家庭系ごみの燃やすごみ及び燃えないごみの処理に係る有料化の実施、事業系ごみの分別の徹底や資源化等により、ごみの減量・資源化を進めており、リサイクル率は県内で 1 位（令和 4 年度（2022 年度））となっています。

◆ 課題

市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は近隣自治体と比べてもいまだに多く、今後もさらなる削減の取組が必要です。

ゼロ・ウェイストを目指し、今後のごみの減量・資源化を進めるため、安定的で持続可能なごみ処理体制の構築が必要です。

使い捨てプラスチック製品の削減について積極的に取り組む必要があります。

3-5 生活環境**◇ 現状**

市民の生活環境に対する意識の高まりや価値観の多様化に伴い、要望も個別化・多様化しています。

狂犬病予防注射の接種率は猶予件数が多いこともあり、近隣自治体よりも低い状況です。

有害鳥獣に関する相談や市民による捕獲頭数は、増加傾向にあります。

◆ 課題

市民の生活環境に対する意識の高まりや、来訪者の増加に伴い、ごみの散乱防止や路上喫煙の防止、公衆トイレの清潔な維持に対する要望や必要性が高まっています。

狂犬病予防注射の接種義務の啓発を強化する必要があります。

有害鳥獣による市民生活への被害が増加しているため、近隣自治体とも連携し、対策を行う必要があります。

3-6 生態系**◇ 現状**

鎌倉の豊かな自然環境は、市や市民、市民活動団体等が協働して守り、育んできています。

生態系の基盤となる緑地や農地、河川等の水辺空間を確保し、また、維持保全や管理を行うことで、自然とのふれあいを通じた生態系保全の意識醸成が進んでいます。

近年、タイワンリス等の有害外来動物の増加傾向が見られ、効果的な捕獲方法の研究等の取組を実施しています。

◆ 課題

鎌倉の豊かな自然環境をこれからも維持していくためには、今後も自然とのふれあいを通じた意識醸成を行い、市や市民、市民活動団体等との協働による保全活動を継続していく必要があります。

有害外来動物の増加により、生態系への影響が懸念されることから、有害外来動物の捕獲を強化し、生態系への影響を抑える必要があります。

3-7 就労**◇ 現状**

人口減少及び少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少と相まって、労働力や社会保障の担い手不足を補うため、高齢者の就労が期待されています。

女性の就労を進めるため、子育てと仕事の両立に向けた支援はもとより、男性を含む短時間勤務や育児休業の制度化等が行われています。

コロナ禍を経て、新たな生活様式の下で、在宅勤務やテレワークが浸透する等、働き方改革が進んでいます。

生活意識や行動が変化し、価値観も多様化した現状においては、仕事だけでなく、自分の生活や家族との生活の充実、社会参加や地域活動等に参加する時間を大事にするライフスタイルが志向され、「生活の豊かさ」を求める人々が増えています。

技能職の後継者不足が深刻化しており、技術の伝承が危惧されています。

◆ 課題

若者から高齢者までのすべての人が元気に活躍し続けることができる社会が必要です。働き方改革に対応した情報発信や周知啓発が必要です。

長寿社会に対応した就労環境の充実はもとより、市民の働く環境を整備するため、中小企業勤労者の福利厚生に係る支援と労働環境の向上が求められています。

勤労者の悩みや困難の解消を図り、メンタルヘルスやハラスメントに起因する労働環境問題の改善、安全衛生・健康管理の対策が必要です。

優秀な技能職者の表彰や技能祭等を通じて、多様な技能を広く周知し、技能職への関心を高めるとともに、若年後継者の育成を図る必要があります。

3-8 農業**◇ 現状**

農業者の高齢化等に伴い、農業者が減少傾向にあります。

地産地消を推進するため、農産物等のブランドの周知を進めています。

農業を通じた地域貢献を推進することで、農業者以外の農業への理解を醸成します。

環境保全型農業を推進しながら、新たなブランド化に向け、協議・検討を進めています。

◆ 課題

安定化した農業が行えるよう、農業基盤を整備するとともに、農業の担い手の確保や後継者の育成が必要です。

環境保全型農業や新たなブランドに対する農業者の意識改革が必要です。

3-9 水産業**◇ 現状**

本市の漁獲量の約7割を「しらす」と「わかめ」が占めています。

漁業は自然環境に左右されやすく、天候等により出漁が制限されるだけでなく、出漁しても安定した漁獲があるとは限りません。

漁獲された海産物は、漁業者から直接もしくは仲買人経由で市外の市場等に出荷されています。

◆ 課題

漁場環境整備のため、藻場の保全や資源を増やす取組が必要です。特に、高水温に対応するわかめ種苗の変更や食害への対策を講じていく必要があります。

漁業者は減少傾向にあることに加え、湾に面した鎌倉地域に漁業支援施設がないことが、漁業者にとって大きな負担となっています。

漁業協同組合が放流した貝類等が無断で採取される等、漁業権が侵害される事案が増えています。

地元で獲れた海産物が「鎌倉産」として市内に流通する仕組みをつくり、そして、市民が手にできる機会を増やす必要があります。

3-10 商工業**◇ 現状**

製造業等を含む事業所の転出が続いています。

市内事業所の9割以上を占める中小企業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた業績の落ち込みや資金繰りの悪化に陥り、その後の原油価格高騰とそれに伴う物価高の影響を受けています。

働き方改革が進む中で、できるだけ都内等へ通勤する負担を減らし、恵まれた環境を享受しながら、市内で働くことができる場を希望される方が増加傾向にあります。

商店街では、商店街団体加盟店舗数の減少、大規模小売店との競合、EC（電子商取引）の利用の増加による個店の売上額の減少等により、厳しい経営環境下に置かれています。

伝統的工芸品である鎌倉彫については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、出荷額、従事者ともに減少しています。

◆ 課題

市内において働く場を増やすため、市内での創業の促進や市内企業の留置と新たな企業の誘致、中小企業の経営基盤の強化を行う必要があります。

商店街団体への加入促進に向けた取組を行うとともに、商店街が以前の賑わいを取り戻すことができるよう、地域の特性を生かした新たな魅力を創出し、かつ、商店街の抱える諸課題の解決を図る必要があります。

鎌倉彫の伝統を守り、技術の伝承を図るためには、出荷額の増加及び後継者の育成により、鎌倉彫産業全体の振興を図る必要があります。

3-11 観光

◇ 現状

日帰り観光客が多く、限られた時間や場所に多くの人が集中し、混雑することで、市民の負担感のみならず、観光客の満足度の伸び悩みが生じています。

近年、インバウンドによる観光需要も増加していますが、全体の観光消費額の増加につながる影響が小さく、地域振興や市民生活に還元できていないことから、場所によっては市民と観光客に負の側面が生じています。

◆ 課題

受入れ側である市民が感じる観光への負担感を軽減する取組が必要です。

観光における市民の負担感ばかりが強調され、観光振興の恩恵について、市民と共有することができていません。

責任ある観光(レスポンスブルーツリズム)¹¹の推進や、観光振興の恩恵を高めるため、観光消費額の増加を目指すことや受益者負担の導入が必要です。このためには、マナー啓発にあわせて、観光客の滞在時間を延ばす取組や宿泊型観光の推進等が必要です。

また、滞在形態を問わず、観光消費額の増加を目指し、インバウンドが好む高付加価値観光を定着させる取組が必要です。

3-12 交通安全

◇ 現状

生活道路での交通事故が、幹線道路での事故と同じくらいの割合で発生しています。

歩行者や自転車に関わる交通事故や、子どもや高齢者が関係する交通事故が、多く発生しています。

放置自転車は減少傾向にありますが、依然として、市内には放置の状況がみられます。他方で、レンタル自転車の普及により、自転車で移動する観光客が増加しています。

市内の特定の箇所において、観光客の集中により、歩行者が車道に溢れています。

◆ 課題

観光客も含めた自転車等の利用者に対する交通ルールの周知を徹底する必要があります。

特に、子どもや高齢者を中心とした市民と観光客の事故防止対策として、交通マナーの啓発をさらに進める必要があります。

¹¹ 旅行先の地域コミュニティや環境に与える影響に責任を持ち、旅行先に配慮する考え方。

3-13 移動交通

◇ 現状

鉄道とバスによる公共交通ネットワークが形成され、公共交通に用いる車両のユニバーサル化も進んでいますが、老年人口割合の上昇・生産年齢人口割合の低下、働き方の変化等により、公共交通の利用者は減少しています。

全国的な課題でもある運転手不足等の影響を受けたバス便の減少等により、地域の交通課題が顕在化しています。

パーク＆ライド¹²や鎌倉フリー環境手形等の交通渋滞対策を行っています。

主要幹線道路の整備や東海道本線新駅の整備が進められています。

◆ 課題

地理的・歴史的な背景から、幅員が狭い道路や高低差のある道路があることで、駅やバス停まで歩くのが困難な地域もあります。また、高齢者等の移動が困難な人の支援も必要です。

利用者の減少や運転手の不足等により、公共交通事業者による交通サービス水準の維持が難しく、市民の移動が制約される地域が発生しています。

交通渋滞に対して、様々な対策に取り組んでいますが、解消には至っていません。特に、ロードプライシング¹³導入に向けては、その検討を進めていますが、技術面や法制度面に課題があり、実装に至っていません。

交通網の整備を進めるにあたり、近隣自治体との連携を意識した取組が必要です。

3-14 消防

◇ 現状

消防8施設のうち、建設から40年以上が経過した5施設については、「鎌倉市公共施設再編計画」に基づく施設の整理を進めています。

高齢化の進展に伴い、高齢の傷病者が増加し、救急需要が増加しています。

火災件数は減少傾向にありますが、高齢者宅における火災発生リスクの増加や気候変動による自然災害の頻発化が予想されます。

◆ 課題

「鎌倉市公共施設再編計画」による消防施設の統廃合を進めるにあたり、住民ニーズを捉え、地域に安心感を与える消防体制を構築する必要があります。

救急出動件数は増加傾向にありますが、その一方で、救急搬送された患者には軽症者も多く、傷病者対応の強化が必要な状況です。

近年、建物火災においては、高齢者世帯からの出火が多くを占め、高齢者の生活実態等に起因した火災が問題視されています。

¹² 市街地への自動車の流入を抑制するため、市街地周辺部に駐車し、市街地では公共交通機関を利用するシステム。

¹³ 特定区域への進入や特定の道路を通行する自動車利用者に対して課金することにより、自動車利用の合理化や交通行動の転換を促し、自動車交通量の抑制を図る取組。

3-15 歴史**◇ 現状**

わが国初の本格的な武家政権発祥の地である本市には、中世から近代にいたる様々な歴史遺産が存在しており、これらの調査研究を進めながら、文化財指定や登録を行い、適切な保存・活用に向けた整備や修理を行っています。

◆ 課題

市内には埋蔵文化財を含む文化財が極めて多くありますが、それぞれの保存・活用に向けた環境の整備、文化財の保存・展示・調査研究に関する専門的技術・能力を持つ人材の確保と継承が十分ではありません。

また、史跡が広範囲で指定されていますが、整備・公開は一部に留まっており、すべての史跡の十分な公開活用には至っていない状況です。

これらを公開活用する博物館施設はありますが、収蔵スペースを含む環境が十分ではなく、鎌倉の誇る貴重な文化財を公開・発信するための核となる施設の機能拡充を図る必要があります。

オ まちの共創

4-1 都市空間

◇ 現状

まちづくりを取り巻く環境は絶えず変化しています。

まちの魅力や住環境等を維持するため、全市的な視点で、将来都市構造を共有した上で、「鎌倉市まちづくり条例（平成 23 年 10 月条例第 8 号）」等の運用や地域レベルのまちづくりの支援を行い、適正な土地利用の誘導を図っています。

◆ 課題

現状の土地利用の維持・継承を基本にした適正な土地利用が必要です。

環境の変化に対応するための、全市的な取組に加え、地域ごとの個性を生かしたまちづくりが求められています。また、地域ニーズに対応しつつ、地域の魅力を引き出し、それを最大限に生かすまちづくりの推進が求められています。

4-2 道路

◇ 現状

道路や道路施設に係る「鎌倉市道路舗装修繕計画」や「鎌倉市橋りょう長寿命化修繕計画」「鎌倉市道路トンネル長寿命化修繕計画」等を策定し、計画的な修繕等に取り組んでいます。

各道路施設等の健全性の観点から、一部、早急な修繕が必要な状況です。

市内の道路は、幅員が狭く、慢性的に交通渋滞が発生していることに加え、歩道の整備が十分に進んでいないため、歩行者等の安全性が確保されていない状況です。

◆ 課題

各道路施設等の状況に応じて、優先順位を考慮しながら、修繕を進める必要があります。

道路幅員が狭い箇所が多く、歩行者と車両が分離できない状況にありますが、他方で、住宅が道路沿いに張り付いていることで、用地確保が難しいという課題や隣接土地との段差が生じるという課題があり、歩行空間の確保や段差解消等が進まないことがあります。

4-3 河川

◇ 現状

点検や地域住民の要望に関する河川の維持管理を実施しています。

◆ 課題

河川工事は渇水期に行うために、工事発注の時期が限られていることから、予定どおりの工事実施が難しい状況です。

4-4 緑地

◇ 現状

緑は、市民生活に潤いと安らぎを与えるとともに、生態系の維持、大気の浄化、災害防止等の役割を果たしています。

本市は、平成8年（1996年）に全国に先駆けて「緑の基本計画」を策定し、国・県と連携して、地域制緑地¹⁴の指定等により、多くの緑地を保全しています。

本市では、緑地保全や都市緑化への市民意識が高く、土地所有者をはじめとした市民の協力を得ながら、民有緑地の維持管理や接道緑化に取り組んでいます。また、市民・公的な緑化推進団体との連携により、緑化の啓発活動や緑地管理の担い手の育成を行っています。

本市の緑は多くが民有地で占められており、個人・法人の土地所有者により、その保全が支えられています。

◆ 課題

地域制緑地の指定が進んだ一方で、適切な維持管理が行われていない緑地もあります。特に住宅地に接する縁辺部において、手入れの行き届いていない緑地の周辺住民からは、管理に係る要望が継続的に出されていますが、樹木が大径化していることで専門業者による作業が必要となる等、土地所有者の管理負担が増しています。

都市公園以外の市有緑地について、樹林の荒廃による機能低下や自然災害による倒木等の懸念が高まっています。

¹⁴ 緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し土地利用や開発を規制する、法律や条例等に基づく制度による緑地。

4-5 風致景観

◇ 現状

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」や「鎌倉市風致地区条例（平成 25 年 12 月条例第 22 号）」により、寺社や切通し、古くからの建築物等、歴史的文化的価値を有する景観資源が、周囲のまち並みや自然的環境と程よく調和し、都市景観を創り出しています。

また「景観法（平成 16 年法律第 110 号）」に基づく「鎌倉市景観計画」の策定や景観地区の指定により、良好な景観形成に向けた基盤づくりを推進する制度を整えてきており、建築行為等の規制誘導によって、魅力ある都市景観の形成に努めています。

「鎌倉市屋外広告物条例（令和 3 年 12 月条例第 14 号）」を制定し、市の特性に応じた屋外広告物の誘導を行うことにより、違法な屋外広告物の量は減少しています。

◆ 課題

歴史的遺産と一体的に構成される山稜部の保存・管理が必要とされています。

急速な土地利用の転換等により、鎌倉の良好な景観的特性が失われたり、景観的まとまりが薄くなっている箇所が見受けられます。

まち並みと調和した景観形成、市民・事業者・NPO 等とのさらなる協働の推進が必要とされています。

屋外広告物について、デジタルサイネージ等、新たな広告物への対応が求められています。

4-6 海浜

◇ 現状

海浜の環境保全や水質改善のため、ビーチクリーン活動の実施や海岸下水道排水設備の整備等を行っています。

各種イベントを通じて、スポーツ振興や海の賑わいを創出しています。

安全で快適な海水浴場として、ブルーフラッグビーチ¹⁵の認証を受け、また、海水浴場の監視の強化やマナー指導を実施しています。

海の環境教室等、海に係る学習教育を実施しています。

津波避難訓練等を実施し、市民等の防災意識を高めています。

◆ 課題

通年では海のルールや海岸でのペットの散歩に関するルールの違反が、海水浴場開設期間においては海水浴場におけるマナーの違反が一定数確認されています。

海岸でのごみのポイ捨てや海岸利用後のごみの放置、危険生物の被害、犯罪等の被害の発生が確認されています。

¹⁵ 国際 NGO FEE(国際環境教育基金)が実施するビーチ・マリーナ・観光船舶を対象とした世界で最も歴史ある国際環境認証であり、ビーチでは4分野(水質、環境マネジメント、環境教育と情報、安全性とサービス)33 項目の認証基準を満たす必要がある。

4-7 都市拠点

◇ 現状

人口減少等、社会動向に伴う生活基盤の変化や、想定を上回る自然災害の発生に耐える、持続可能な都市拠点の実現を目指しています。

建物や設備の老朽化、市民スペース・耐震性能の不足等の課題がある本庁舎について、市役所新庁舎の整備に向けて取り組んでいます。

◆ 課題

持続可能性を前提として、鎌倉駅周辺・深沢地域・大船駅周辺の三つの拠点が、社会環境の変化にあわせて、それぞれの地域ニーズに応える役割を果たすとともに、互いに影響しあうことで、市域全体の魅力に磨きをかけることが必要です。

市役所新庁舎整備や市庁舎現在地での周辺公共施設の再編による市民の活動や生活を支える拠点の創出に向け、市民との対話や相互理解をさらに深める必要があります。

4-8 下水道

◇ 現状

将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「鎌倉市公共下水道経営戦略」に基づく事業を行っています。

災害時にも機能するよう、自然流下により送水できる持続型下水道幹線の整備に向けた検討や既存施設の耐震化を進めています。

雨水施設の整備として、施設の老朽度を点検・調査し、修繕・改築計画を作成し、実行しています。

◆ 課題

今後、老朽施設がさらに増加することから、事故の発生を抑制するとともに、コストの縮減・平準化につながる施設・設備の管理が必要です。

下水道事業を遅滞なく進めるため、民間委託の活用や技術力の確保等、必要な体制を確保する必要があります。

4-9 公園**◇ 現状**

都市公園用地の取得が進んでいますが、用地取得の同意を得られていない土地所有者とは、引き続き用地買収の交渉を続けています。

「鎌倉市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な施設修繕を行っています。

◆ 課題

一部、予定より早期に修繕する必要性のある公園施設が生じています。

都市公園ごとの特性に応じた整備や、都市公園に対するニーズの多様化により、十分に管理を行うことが困難となっています。

4-10 住宅**◇ 現状**

住宅確保要配慮者である高齢者世帯（特に単身世帯）が増加する中、住宅確保要配慮者は依然として住宅を借りにくい状況です。

空き家の所有者等の高齢化や、空き家の相続関係の複雑化による相続手続きの長期化等が、空き家の適切な管理や売却等に支障を生じさせ、適切な管理がされていない空き家を増加させています。

◆ 課題

家賃が低廉で、かつ、バリアフリー環境が整った住宅等、高齢者世帯が望む条件の住宅が不足しています。また、貸主側は、貸主では対応しきれない問題の発生を恐れ、住宅確保要配慮者との賃貸借契約を断る実態があります。

空き家の所有者等の高齢化や相続関係の複雑化から生じる問題を解消する実効性のある方策が見出せていません。

カ 計画推進体制

(ア) 市民自治

5-1 コミュニティ**◇ 現状**

地域コミュニティをとりまく社会情勢の変化として、人口減少・老年人口割合の上昇・生産年齢人口割合の低下や様々な社会事情による価値観やライフスタイルの変化が生じています。また、コミュニティ活動の担い手不足や高齢化も深刻化しています。

◆ 課題

地域住民の自治会町内会活動に対する関心が低下する等、住民相互のつながりが希薄化しているため、地域コミュニティへの理解を深める取組が必要です。

安定的な自治会町内会運営をするにあたって、新たな担い手の発掘や育成が求められています。

5-2 協働**◇ 現状**

協働は、市民活動や市民参画の手段の一つであり、市民ニーズへのきめ細やかな対応に欠かせないものです。

平成 19 年（2007 年）度から実施していた「相互提案協働事業」を見直し、令和 4 年（2022 年）度から「つながる鎌倉エール事業」を開始しています。

◆ 課題

「市民活動団体に関する理解不足」、「市の中で連携がとれていない」、「協働に消極的である」といった市職員の市民活動や協働に関する理解を改めていく必要があります。

(イ) 市政基本運営

5-3 人事**◇ 現状**

人口減少社会において、生産年齢人口も減少する中で、民間企業や他の自治体との人財獲得競争が激しくなっています。

国・県からの権限移譲、新たな事業の創出、制度の改正に加え、これまでにない新たな課題への対応等、地方自治体が対応すべき事務は増加傾向にあります。

◆ 課題

市民等に必要な行政サービスを提供していくためには、人財の確保や育成だけでなく、職員の働く環境の整備等も含め、体系的に取り組むことが求められています。

5-4 広報**◇ 現状**

これまで市の情報発信は、広報紙やホームページが中心でしたが、現在では SNS や動画等も活用し、市民等の求めている情報を迅速かつ正確に分かりやすく発信していくことが、全国の自治体における広報の標準的な役割となっています。

◆ 課題

広報により市民等が得ている情報は、事業やイベントの開催といった情報に留まっている傾向が強く、市の取組の目的や方針を、市民等に十分に伝えられていると言えない状況です。

5-5 広聴**◇ 現状**

市民との意見交換会や市民から送られる書面を通じ、様々な提案や要望が行政に寄せられています。

市民の多様化する生活スタイルに寄り添い、負担なく行政に意見を寄せられる仕組みづくりが求められています。

◆ 課題

現在の広聴手法では、意見を寄せることが難しい市民であっても、それぞれの生活スタイルに応じて、負担なく行政に提案や要望を発信できる環境の整備が必要です。

市民の意見が、どのように市政に反映されているのかが十分に可視化されておらず、市民は市政への参画を実感しづらい状況です。

5-6 財務**◇ 現状**

健全化判断比率¹⁶は健全な値を保っていますが、大規模事業の実施を見据え、慎重な財政運営が必要です。

ふるさと納税については、制度の見直しの影響を受けながらも、近隣一般市を上回る寄附金収入を獲得しています。

◆ 課題

中長期的な事業計画と連動した財政需要に対する計画的な市債活用と基金運用による持続可能な財政運営体制の確立が求められています。

ふるさと納税制度の見直しに柔軟に対応するほか、常に最も効果的なマーケティング活動を展開する必要があります。

5-7 行政経営**◇ 現状**

市が掲げる目標の実現に向け、経営的視点を持ちながら、計画的に各種施策の企画、立案、運営を行っています。

時代の変化による行政需要の変化に伴い、業務の内容が多岐にわたっていますが、限られた人員や財源の中で、職員が効率よく働く環境の確保や市民にとって満足のあるサービスの向上を目指しています。

◆ 課題

行政需要が変化していることから、これまでと同じように都市経営を行うことが困難となっています。

多岐に渡る業務に対応するための職員数の増加等に起因し、職員の執務スペースや市民利用スペースに制約が生じています。また、市民の利便性やバリアフリー、相談業務におけるプライバシーの確保等にも支障をきたしています。

行政サービスの業務継続性を確保し、多様な人財の確保により、質の高い政策立案及び行政サービスを市民に提供するため、組織としての業務の効率化を軸として、職員の多様な働き方に対応できる環境を整備する必要があります。

¹⁶ 平成 21 年(2009 年)4月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)」にもとづき、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標。

5-8 ファシリティマネジメント

◇ 現状

総務省が全国の自治体等へ策定を要請した「公共施設等総合管理計画」に基づき、ファシリティマネジメント¹⁷の視点で、令和2年（2020年）度末を目標に、施設ごとに「個別施設計画」の策定を進めてきましたが、いまだ策定に至っていない施設もあります。

人口減少等の社会変化により、現時点で設置当初ほどには必要とされていない施設や設置目的と実態が異なる役割となっている施設もあります。

設置から長期間が経過した公共施設や社会基盤施設が多くなっており、突発的な故障による修繕も多くなっています。

◆ 課題

老朽化した公共施設の維持管理は、将来にわたって大きく財政を圧迫する可能性があります。また、すべての公共施設を、このまま同数・同規模で保有し続けると、行政サービスの維持・向上に影響を及ぼす危険性があります。

人口減少社会において、年齢構成も変化していることから、公共施設の果たすべき本来の役割と実際の使われ方に乖離が生じており、施設の役割を再考する必要性が生じています。

老朽化した公共施設や社会基盤施設の修繕は、事後対応が主となっており、予防保全型修繕への切り替えができていません。

5-9 ICT

◇ 現状

人口減少や少子高齢化に伴う労働人口の減少により、ICT活用に対するニーズは今後も高まると想定されます。

ICT活用にあたっては、職員のITリテラシーの向上が必要ですが、現時点では十分な水準にあるとは言えない状況です。

近年、全国的に急速に進んだ行政手続きのオンライン化について、本市では、一部の申請、相談、行政手続きのみでの導入に留まっています。

◆ 課題

自治体クラウドの導入や社会保障・税番号制度導入を踏まえた団体間連携等、自治体の情報システムを取り巻く環境が大きく変化する中で、これらに取り組むための専門的な知識や技術を持つデジタル人財を確保し、育成することが求められます。

自治体がITやICTを活用する際に、具体的な活用イメージを全庁的に共有できるよう、組織的なITリテラシーの向上に取り組むことも必要です。

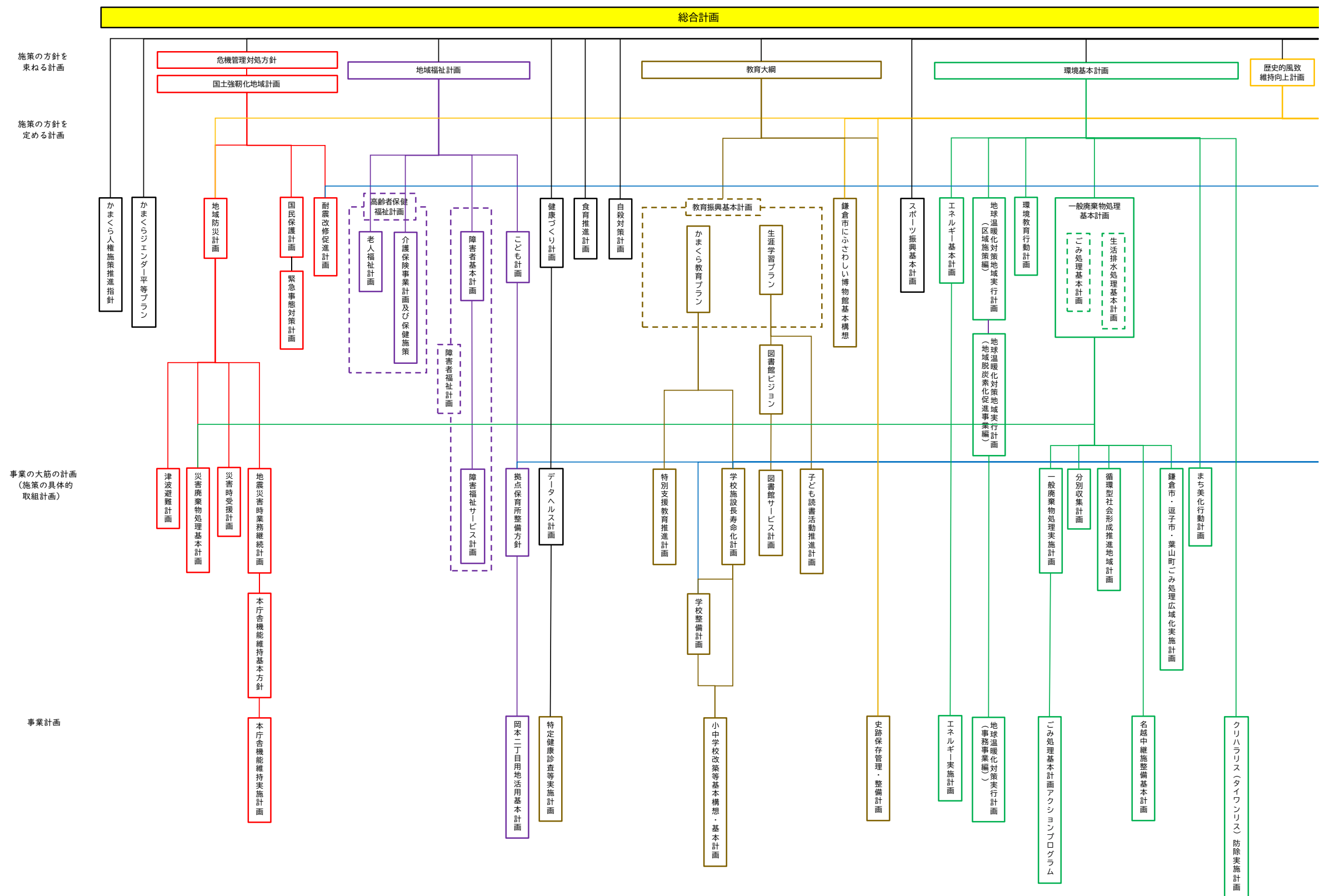
市民や事業者と行政との間で行われるオンライン手続きについて、拡充していく必要があります。

¹⁷ 企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動。

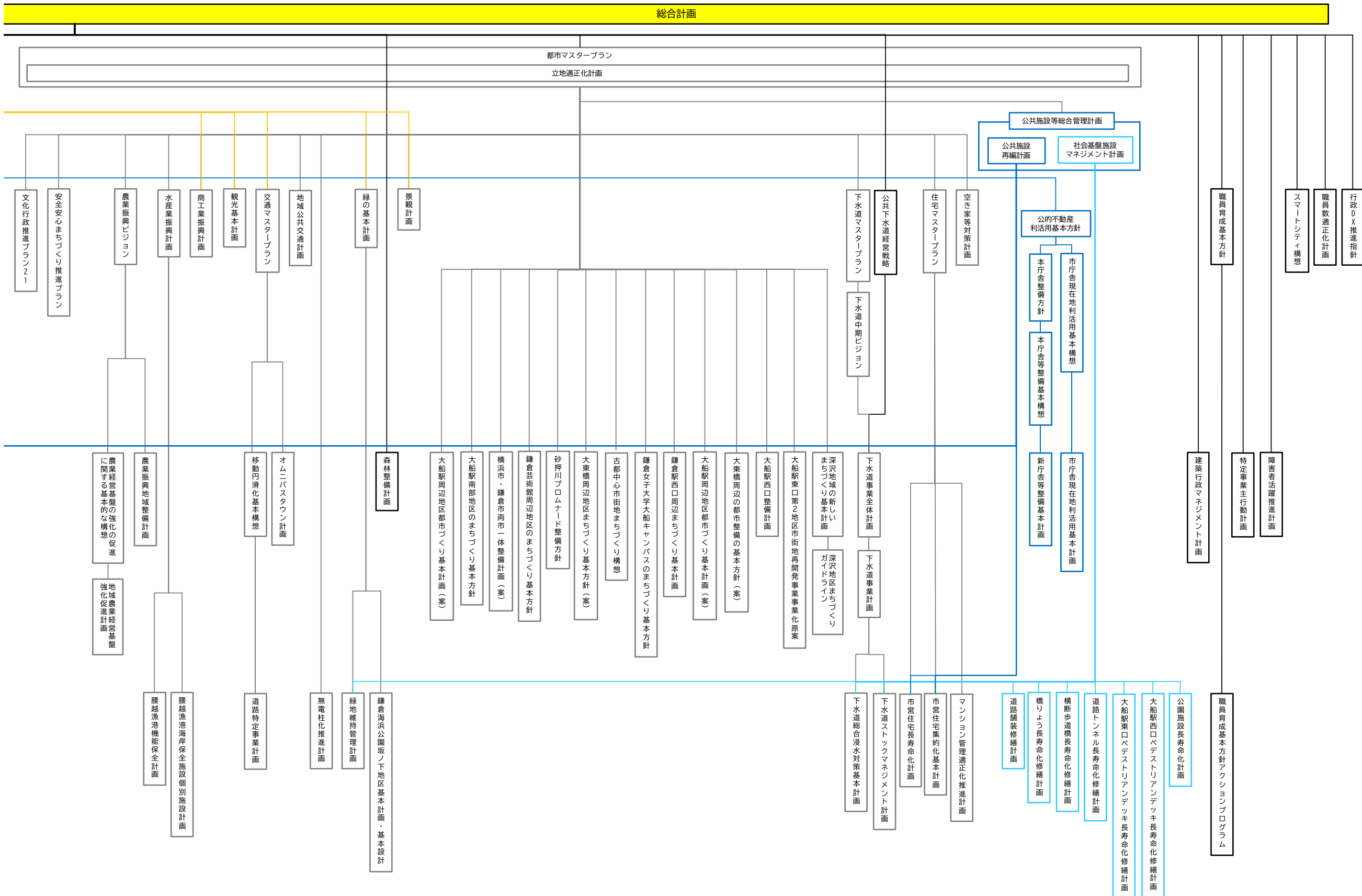
(4) 個別計画

各施策に紐づく個別計画と総合計画の関係は、「鎌倉市行政計画関係図」のとおりです。

図表 3-(4)-① 鎌倉市行政計画関係図(1)



図表 3-(4)-② 鎌倉市行政計画関係図(2)



4 各種調査結果

(1) 市民アンケート調査

ア 調査について

(ア) 目的

鎌倉市の暮らしやすさや、市民の皆様の幸福度・満足度を把握するため、LWCI (Liveable Well-Being City 指標) に基づくアンケート調査を実施しました。

(イ) 調査対象

令和5年(2023年)7月13日時点で住民基本台帳に記載された満18歳以上の市民2,000人(無作為抽出)

(ウ) 調査期間

令和5年(2023年)8月4日から8月28日まで

(エ) 調査内容

以下の項目をアンケート調査により把握しました。

- | |
|--|
| I. 回答者属性(性別、年齢、職業、居住年数、居住地域) |
| II. 幸福度・満足度について(自身の幸福感、地域への満足度 等) |
| III. 地域の生活環境について(医療福祉、子育て・教育、買い物、住宅環境、行政、行政サービス、まちなみ、公共空間、環境、防災 等) |
| IV. 地域の人間関係について(地域とのつながり、多様性、寛容性 等) |
| V. 自身の状態や考えについて(自己効力感、健康状態、文化・芸術、教育機会の豊かさ、雇用・所得、事業創造 等) |

(オ) 調査方法

調査票を郵送配布し、調査票返送、WEB回答の併用により回収

イ LWCI について

一般社団法人スマートシティ・インスティテュートにより設定された Liveable Well-Being City 指標¹⁸の略称であり、客観指標と主観指標で構成されています。

図表 4-(1)-イ-① LWCI の客観指標(1)

市区町村版 暮らしやすさ客観指標のカタログ			
生活環境 (16)			
医療・福祉 ■ 医療施設徒歩圏人口カバー率 ■ 医療施設徒歩圏平均人口密度 (-) ■ 人口あたり国保医療費 (-) ■ 人口あたり後期高齢者医療費 (-) ■ 特定健康診査受診率 ■ 福祉施設徒歩圏人口カバー率 ■ 福祉施設徒歩圏平均人口密度 (-) ■ 人口あたり児童福祉施設数 ■ 人口あたり障害福祉施設数 ■ 人口あたり認知症サポーター数	遊び・娯楽 ■ 人口あたり映画館 (映画館、劇場、スポーツ施設等) の事業所数 子育て ■ 保育所まで1km未満の住宅割合 ■ 可住地面積あたり幼稚園数 ■ 施設あたり幼稚園児童数 (-) ■ 人口あたり待機児童数 (-) ■ 産出総額における教育費の構成比 ■ 合計特殊出生率 初等・中等教育 ■ 可住地面積あたり小学校数 ■ 可住地面積あたり中学校数 ■ 可住地面積あたり高等学校数 ■ 施設あたり小学生数 (-) ■ 施設あたり中学生数 (-) ■ 施設あたり高校生数 (-) 地域行政 ■ 人口あたり体育施設利用者数 ■ 人口あたり図書館利用者数 ■ 人口あたり博物館入館者数 ■ 地域財政指数 デジタル生活 ■ 自治体DX指数 ■ デジタル政策指数 ■ デジタル生活指数	公共空間 ■ 公園緑地徒歩圏人口カバー率 ■ 人口あたり公園の面積 ■ 歩道設置率 ■ ウォーカブル指数 都市景観 ■ 都市景観指数 自然景観 ■ 自然景観指数 事故・犯罪 ■ 人口あたり交通事故件数* (-) ■ 人口あたり刑法犯認知件数* (-) ■ 空家率 (-) 自然の恵み ■ 食料生産ポテンシャル ■ 水供給ポテンシャル ■ 木材供給ポテンシャル ■ 炭素吸収量 ■ 蒸発散量 ■ 地下水涵養量 ■ 土壌流出防止量 ■ 窒素除去量 ■ リン酸除去量 ■ NO₂吸収量 ■ SO₂吸収量 ■ 洪水調整量	自然の恵み ■ 表層崩壊からの安全率 ■ 緑地へのアクセス度 ■ 水域へのアクセス度 ■ オートキャンプ場への立地 環境共生 ■ NOx平均値 (-) ■ PM2.5年平均値 (-) ■ ゴミのリサイクル率 ■ 人口あたり年間CO₂排出量 (-) ■ 人口あたり再生可能エネルギー発電量 ■ 環境政策指数 自然災害 ■ 外水氾濫危険度 ■ 高潮危険度 ■ 土砂災害危険度 ■ 地震動危険度 ■ 津波危険度 ■ ハード対策 ■ 避難・救助 ■ 要配慮者支援 ■ 防災教育 ■ 防災まちづくり ■ 情報・デジタル防災

資料) デジタル庁/一般社団法人スマートシティ・インスティテュート「地域幸福度(Well Being) 指標活用ガイドブック」(以下図表 4-(1)-イ-②、③も同様)

図表 4-(1)-イ-② LWCI の客観指標(2)

市区町村版 暮らしやすさ客観指標のカタログ	
地域の人間関係 (2)	
地域とのつながり ■ 人口あたり自殺者数 (-) ■ 拡大家族世帯割合 ■ 既婚者の割合 ■ 高齢単身世帯の割合 (-) ■ 居住期間が20年以上の人口の割合 ■ 祭り開催数 ■ 自治会・町内会加入率* ■ 人口あたり政治団体等の数 ■ 人口あたり宗教の事業所数 ■ 人口あたりNPOの数 ■ 人口あたり都市再生推進法人・UDCの数 ■ 関係人口創出活動指数 多様性と寛容性 ■ 議会における女性議員の割合 ■ 自治体の管理職職員における女性の割合 ■ 自治体職員における障害者の割合 ■ 人口あたり外国人人口 ■ 多様性政策指数	自分らしい生き方 (6)
	自己効力感 ■ 市長選挙投票率 ■ 市区町村議会選挙の投票率 健康状態 ■ 健康寿命 (平均自立期間) (男性) ■ 健康寿命 (平均自立期間) (女性) 文化・芸術 ■ 芸術家・作家等の割合 ■ 国宝・重要文化財 (建造物) の数 ■ 日本遺産の数 教育機会の豊かさ ■ 大卒・院卒者の割合 ■ 可住地面積あたり大学・短期大学の数 ■ 可住地面積あたり国立・私立中高一貫校数 ■ 人口あたり生涯学習講座数 ■ 人口あたり生涯学習講座受講者数 ■ 人口あたり青少年教育施設利用者数 ■ 人口あたり女性教育施設利用者数
	雇用・所得 ■ 完全失業率 (-) ■ 若年完全失業率 (-) ■ 正規雇用者比率 ■ 高齢者有業率 ■ 高卒者道路未定着者 (-) ■ 市区町村内で定業している者の割合 ■ 創業比率 ■ 納税者あたり課税対象所得 事業創造 ■ クリエイティブ産業事業所の構成比 ■ 新規設立法人の割合 ■ 従業員数あたりコワーキングスペースの数 ■ 大学発ベンチャー企業数

¹⁸ 一般社団法人スマートシティ・インスティテュートが開発した地域幸福度(Well-Being) 指標であり、「客観指標と主観指標のデータをバランスよく活用し、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-Being)」を指標で数値化可視化したもの」。

図表 4-(1)-イ-③ LWCI の主観指標

主観（ウェルビーイング）評価指標 ～ 全50問

地域における幸福度・生活満足度（4）

■ 現在、あなたはどの程度幸せですか？

■ 現在、あなたの町内（集落）の人々は、大抵において、どれくらい幸せだと思えますか？

■ 現在、あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか。

■ 自分だけでなく、身近な周りの人も幸せに感じていると思う

生活環境（16）	地域の人間関係（2）	自分らしい生き方（6）
医療・福祉（2） ■ 医療機関が充実している ■ 介護・福祉施設の利用がしやすい 買物・飲食（2） ■ 日常の買い物に全く不便がない ■ 飲食を楽しむ場所が充実している 住宅環境（3） ■ 自宅には、心地よい場所がある ■ [近]自宅の近辺では、騒音に悩まされている ■ 適度な費用で住居を確保できる 移動・交通（1） ■ 公共交通機関で好きな時に好きなところへ移動ができる 遊び・娯楽（1） ■ 楽しい時間を過ごせる娯楽施設がある	子育て（2） ■ 子育て支援・補助が手厚い ■ 子どもたちがいそいそと暮らせる 初等・中等教育（2） ■ 教育環境（小・中学校）が整っている ■ 通学しやすい場所に学校がある 地域行政（2） ■ 地域の行政は、地域のことを真剣に考えている ■ 公共施設は使い勝手良く便利である デジタル生活（2） ■ 行政サービスのデジタル化が進んでいる ■ 仕事や日常生活の場でデジタルサービスを利用しやすい 公共空間（2） ■ 地域の雰囲気は、自分にとって心地よい ■ まちなか、公園、川沿い等で、心地よく歩ける場所がある	都市景観（1） ■ 自慢できる都市景観がある 事故・犯罪（2） ■ 防犯対策（交番・街灯・防犯カメラ・住民の見守り等）が整っており、治安が良い ■ 歩道や信号が整備されていて安心である 自然景観（1） ■ 自慢できる自然景観がある 自然の恵み（2） ■ 身近に自然を感じることができる ■ 暮らしている地域の空気や水は澄んでいてきれいだと感じる 環境共生（1） ■ リサイクルや再生可能エネルギー活用等、環境への取り組みが盛んである 自然災害（1） ■ 暮らしている地域では、防災対策がしっかりとっている。

23

ウ 調査結果（概要）

(ア) 回答者属性

回答者数は1,015名（回収率：50.75%）で、回答者の構成は、性別では女性（54.3%）、年齢では75歳以上（22.0%）、職業では会社員（28.3%）、居住年数では10年以上（76.7%）、居住地域では鎌倉地域（25.9%）が、それぞれ最も多い回答者となりました。

図表 4-(1)-ウ-(ア)-① 回答者属性の割合一覧

①性別		②年齢		③職業		④居住年数		⑤居住地域	
性別	割合	年齢	割合	職業	割合	年数	割合	地域	割合
男性	44.1%	10代	1.2%	会社員	28.3%	2年未満	4.2%	鎌倉地域	25.9%
女性	54.3%	20代	5.2%	主婦・主夫	19.6%	2～5年	10.2%	腰越地域	14.2%
無回答	1.6%	30代	9.4%	パート・アルバイト	11.6%	6～9年	8.4%	深沢地域	20.6%
		40代	15.9%	自営業	10.6%	10年以上	76.7%	大船地域	23.7%
		50代	20.8%	公務員	3.7%	無回答	0.5%	玉縄地域	15.3%
		60～64歳	9.1%	学生	2.8%			無回答	0.3%
		65～69歳	8.2%	無職	19.4%				
		70～74歳	8.3%	その他	3.6%				
		75歳以上	22.0%	無回答	0.3%				
		無回答	0.1%						

(イ) 幸福度・満足度について

「あなたの現在の幸福度」「町内の人々の幸福度」「あなたの5年後の幸福度」について、0pt（幸福でない）～10pt（幸福である）で評価を尋ねたところ、「あなたの現在の幸福度」は8pt（26.1%）、「町内の人々の幸福度」は7pt（26.7%）、「あなたの5年後の幸福度」は8pt（19.8%）が、それぞれ最も高い結果となりました。また、6pt以上の合計が最も多いのは「あなたの現在の幸福度」でした。

図表 4-(1)-ウ-(イ)-① 現在の幸福度



(ウ) 主観因子について

「生活環境」「地域の人間関係」「自分らしい生き方」の3つの視点で構成される計24因子に対応について、主観因子得点を算出※しました。

※ アンケートでは、主観評価指標に対応した設問について「まったくあてはまらない」～「非常にあてはまる」の5段階での回答を求めた。調査結果の分析にあたって、「まったくあてはまらない」を1pt、「あまりあてはまらない」を2pt、「どちらともいえない」を3pt、「ある程度あてはまる」を4pt、「非常にあてはまる」を5ptとし、指標ごとの平均値を主観評価指標の得点として算出した。

その後、LWCIの因子ごとの分析を行うため、LWCIの因子ごとに対応する各主観評価指標の得点の平均値を「主観因子得点」として算出している。）

a 地域の生活環境について

生活環境因子に関しては、「自然の恵み(3.84)」「公共空間(3.73)」「自然景観(3.71)」で得点が高く、「遊び・娯楽(2.24)」「デジタル生活(2.63)」「地域行政(2.77)」で得点が低くなっています。

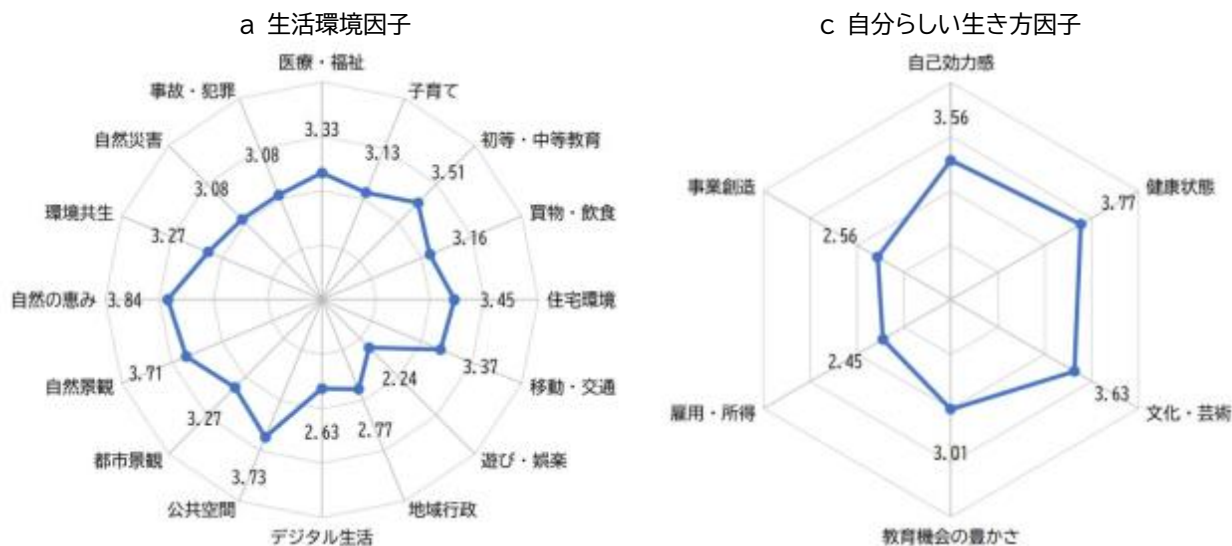
b 地域の人間関係について

地域の人間環境因子に関しては、「地域とのつながり」が3.28である一方、「多様性と寛容性」は2.55となっています。

c 自身の状態や考えについて

自分らしい生き方因子については、「健康状態(3.77)」「文化・芸術(3.63)」で得点が高く、「雇用・所得(2.45)」「事業創造(2.56)」で得点が低くなっています。

図表 4-(1)-ウ-(ウ)-① 視点ごとの因子の得点



b 地域の人間関係因子

因子	得点
地域とのつながり	3.28
多様性と寛容性	2.55

d 他自治体との比較について

全国の LWCI の平均値、標準偏差に基づき鎌倉市の主観因子得点の偏差値を算出し、鎌倉市と他自治体※との比較を行ったところ、生活環境因子では「住宅環境」「公共空間」「都市景観」「自然景観」「自然の恵み」「環境共生」、地域の人間関係因子では「地域とのつながり」、自分らしい生き方因子では「自己効力感」「健康状態」「文化・芸術」において、比較対象とした 17 自治体の平均値に比べて偏差値が高くなっています。

※ 地域性が共通する「東京圏」で、財政規模（一般会計当初予算額）が同等程度の自治体及び鎌倉市の周辺自治体、鎌倉市との転出入数上位自治体のうち、市が比較対象として選定した団体を「ベンチマーク自治体」として設定した。ベンチマーク自治体は次のとおり。

神奈川県（8 団体）：平塚市、茅ヶ崎市、小田原市、秦野市、海老名市、座間市、藤沢市、大磯町

埼玉県（2 団体）：上尾市、熊谷市

千葉県（2 団体）：浦安市、八千代市

東京都（8 団体）：千代田区、港区、品川区、目黒区、世田谷区、武蔵野市、日野市、多摩市

なお、上尾市、武蔵野市は主観指標のサンプル数が 20 未満であること、また、大磯町は主観指標データがないことから、これら 2 市 1 町は主観指標の比較から除外している。

図表 4-(1)-ウ-(ウ)-d-① 視点ごとの因子の得点

a 生活環境因子の偏差値



b 人間関係因子／c 自分らしい生き方因子の偏差値



(エ) 客観因子と主観因子の比較について

主観因子得点の偏差値と、一般社団法人スマートシティ・インスティテュートが公表する令和5年（2023年）度 Well-being アンケートダッシュボードの客観指標に基づく偏差値の一覧は次のとおりです。

図表 4-(1)-ウ-(エ)-① 主観因子得点の偏差値と客観指標に基づく偏差値の一覧

因子	偏差値	
	客観	主観
生活環境		
医療・福祉	47.3	47.4
買物・飲食	49.4	39.9
住宅環境	48.6	57.2
移動・交通	53.0	43.9
遊び・娯楽	47.8	33.5
子育て	46.7	54.1
初等・中等教育	53.6	53.4
地域行政	50.2	36.0
デジタル生活	54.2	35.8
公共空間	53.0	67.4
都市景観	57.8	61.4
事故・犯罪	55.1	47.4
自然景観	41.6	72.0
自然の恵み	45.4	66.4
環境共生	56.6	72.5
自然災害	50.5	50.1

因子	偏差値	
	客観	主観
地域の人間関係		
地域とのつながり	53.8	73.0
多様性と寛容性	57.5	38.7
自分らしい生き方		
自己効力感	50.3	80.0
健康状態	64.0	80.0
文化・芸術	63.4	72.9
教育機会の豊かさ	55.3	51.6
雇用・所得	49.9	35.6
事業創造	51.5	39.9

主観因子得点の偏差値と、客観指標に基づく偏差値の比較を行ったところ、以下の10因子で、客観指標に基づく偏差値に比べ、主観指標に基づく偏差値が5ポイント以上高い結果となり、これらの因子は客観的な市の状況に比べて市民の評価は高いといえます。

図表 4-(1)-ウ-(I)-② 客観指標に基づく偏差値に比べ、主観指標に基づく偏差値が5ポイント以上高い因子

因子	子育て		住宅環境		公共空間		自然景観		自然の恵み		環境共生	
	客観	主観	客観	主観	客観	主観	客観	主観	客観	主観	客観	主観
偏差値	46.7	54.1	48.6	57.2	53.0	67.4	41.6	72.0	45.4	66.4	56.6	72.5
因子	地域とのつながり		自己効力感		健康状態		文化・芸術					
	客観	主観	客観	主観	客観	主観	客観	主観				
偏差値	53.8	73.0	50.3	80↑	64.0	80↑	63.4	72.9				

一方で、以下の9因子においては、客観指標に基づく偏差値に比べ、主観指標に基づく偏差値が5ポイント以上低い結果となり、これらの因子は客観的な市の状況に比べて市民の評価が低いといえます。

図表 4-(1)-ウ-(I)-③ 客観指標に基づく偏差値に比べ、主観指標に基づく偏差値が5ポイント以上低い因子

因子	買物・飲食		移動・交通		遊び・娯楽		地域行政		デジタル生活		事故・犯罪	
	客観	主観	客観	主観	客観	主観	客観	主観	客観	主観	客観	主観
偏差値	49.4	39.9	53.0	43.9	47.8	33.5	50.2	36.0	54.2	35.8	55.1	47.4
因子	多様性と寛容性		雇用・所得		事業創造							
	客観	主観	客観	主観	客観	主観						
偏差値	57.5	38.7	49.9	35.6	51.5	39.9						

(2) 希望出生率の算出に係る調査

ア 希望出生率について

希望出生率とは、結婚・妊娠・出産、子育ての希望がかなう場合に想定される出生率であり、平成 27 年（2015 年）に国が掲げた出生率の目標を指します。

希望出生率の算出式は国によって示されており、鎌倉市も同様の算出式を採用しています。

今回実施した調査により算出した鎌倉市の希望出生率は 1.65 となりました。

$\text{希望出生率} = (\text{有配偶者割合} \times \text{夫婦の予定子ども数} + \text{独身者割合} \times \text{独身者のうち結婚を希望する者の割合} \times \text{独身者の希望子ども数}) \times \text{離死別等の影響} = 1.65$

項目	活用データ	数値※
有配偶者割合	総務省統計局「国勢調査(令和2(2020)年)」における鎌倉市の 20 歳～34 歳の有配偶者の割合(女性)。	26.8%
夫婦の予定子ども数	今回のアンケート調査の結果(18 歳～49 歳女性の既婚者の予定子ども数)。	1.84 人
独身者割合	1－有配偶者割合によって算出。	73.2%
独身者のうち結婚を希望する者の割合	今回のアンケート調査の結果(18 歳～34 歳女性独身者のうち「結婚を希望する」旨の回答した割合を調査)。	83.9%
独身者の希望子ども数	今回のアンケート調査の結果(18 歳～34 歳の女性独身者のうち「結婚を希望する」旨の回答した者の希望子ども数)。	1.98 人
離死別等の影響	社人研「日本の将来推計人口(令和 5(2023)年4月推計)」における出生中位の家庭に用いられた離死別等の影響。	0.966
希望出生率	上記の項目により算出	1.65

※ アンケート調査の単純集計と集計対象となる年齢が異なるため、本表と本文の数値が一致しない箇所がある。

イ 調査について

(ア) 対象

令和6年（2024年）4月1日時点で住民基本台帳に記載された満18歳以上49歳以下の市民（女性）2,000人（無作為抽出）

(イ) 調査期間

令和6年（2024年）6月3日から6月24日まで

(ウ) 調査方法

調査票を郵送配布し、調査票返送、WEB回答の併用により回収

(エ) 調査内容

以下の項目をアンケートで把握しました。

Ⅰ．回答者属性（年齢、婚姻状況）

＜婚姻状態にある方への質問＞

Ⅱ．理想的な子どもの人数

Ⅲ．予定している子どもの人数

Ⅳ．理想的な子どもの人数が予定している子どもの人数よりも少ない理由

＜婚姻状態にない方への質問＞

Ⅴ．今後の結婚に対する考え

4．結婚後にほしい子どもの人数

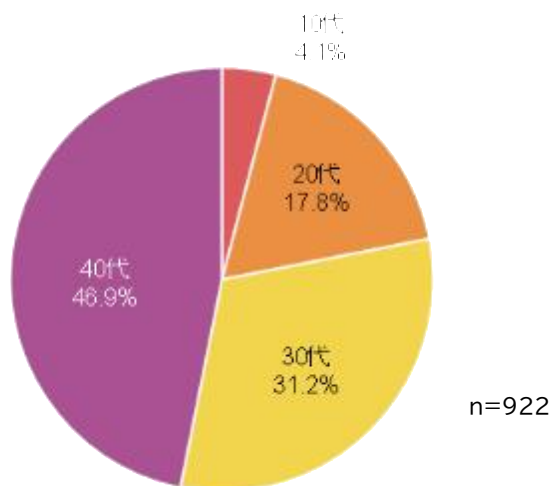
ウ 調査結果（概要）

(ア) 回答者属性

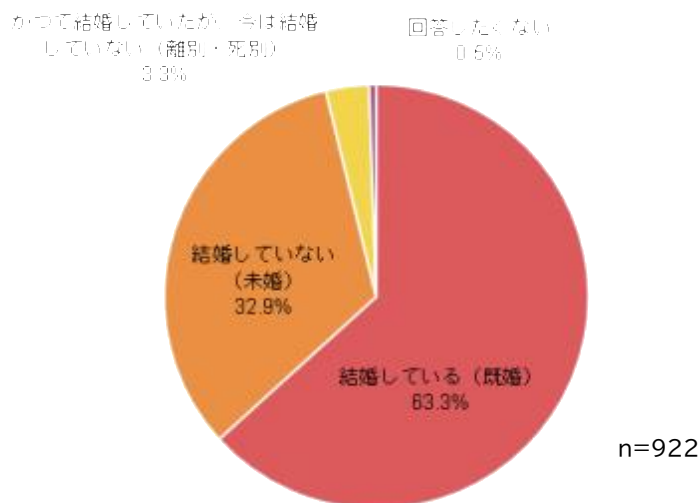
回答者数は 922 名（回収率：46.1%）で、回答者の構成は、10 代 4.1%、20 代 17.8%、30 代 31.2%、40 代 46.9%でした。

また、回答者のうち、既婚者が 63.3%、未婚者が 32.9%、離別・死別が 3.3%でした。

図表 4-(2)-ウ-(ア)-① アンケート調査回答者の年代



図表 4-(2)-ウ-(ア)-② アンケート調査回答者の婚姻状態

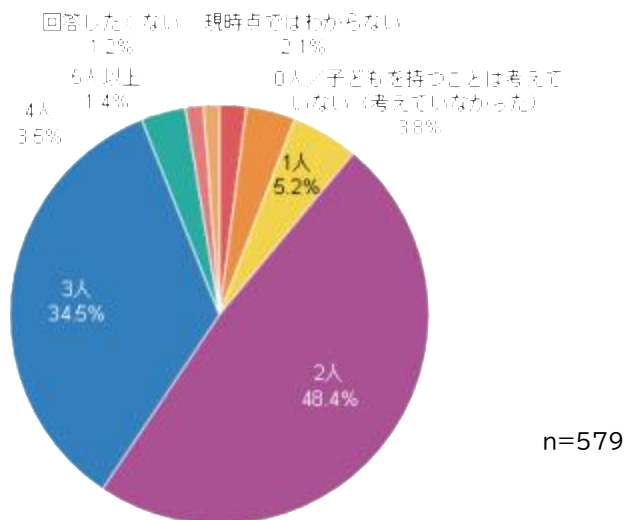


(イ) 理想的な子どもの人数・予定している子どもの人数

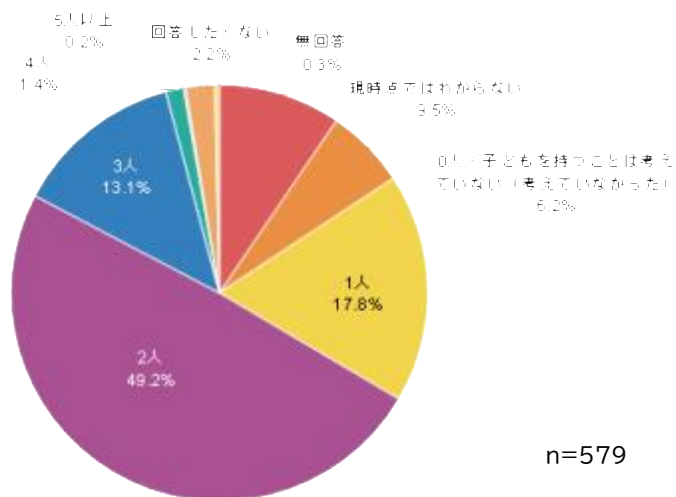
既婚者に理想的な子どもの人数を聞いたところ、2人が最も多く（48.4%）、次いで3人（34.5%）、1人（5.2%）となりました。「現時点ではわからない」及び「回答したくない」を除いて集計すると、既婚者の理想的な子どもの人数の平均は2.34人となりました。

他方で、既婚者の予定している子どもの人数の平均は1.84人となり、理想的な子どもの人数の平均よりも0.5人少ない結果となりました。

図表 4-(2)-ウ-(イ)-① 理想的な子どもの人数(既婚者)



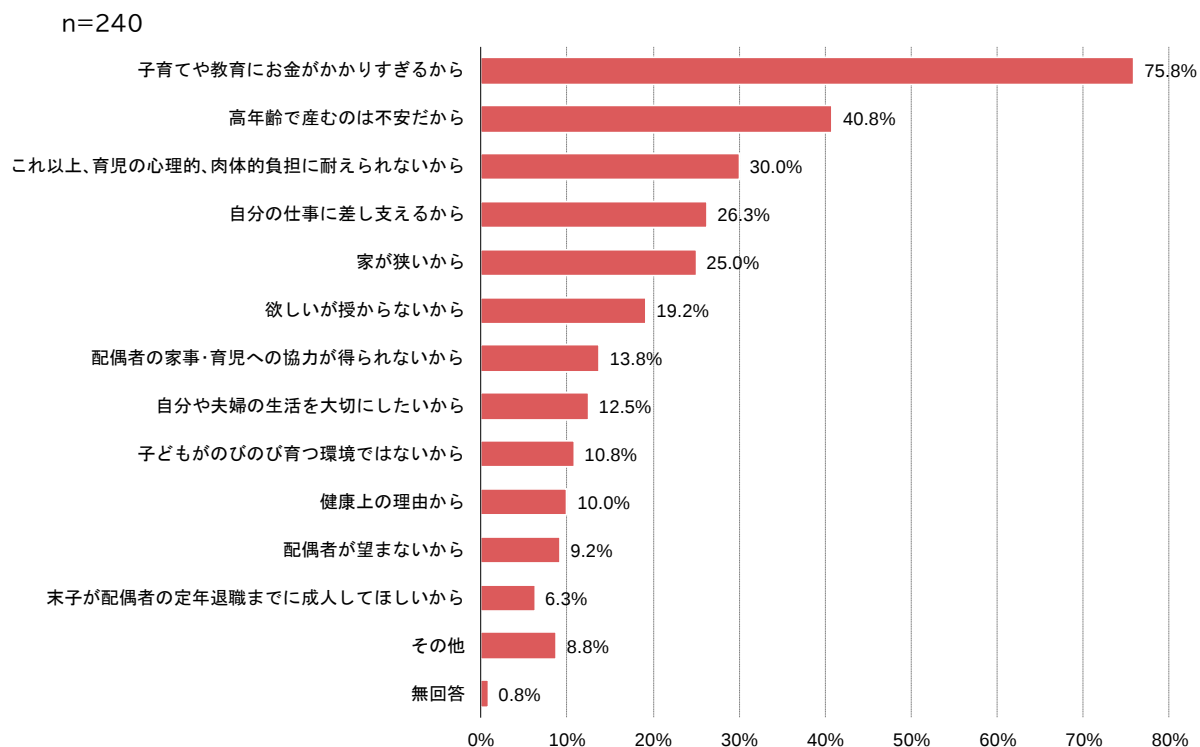
図表 4-(2)-ウ-(イ)-② 予定している子どもの人数(既婚者)



(ウ) 予定している子どもの人数が理想的な子どもの人数よりも少ない理由

予定している子どもの人数が、理想的な子どもの人数よりも少ない回答者に対して、その理由を尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（75.8%）が最も多く、次いで、「高年齢で産むのは不安だから」（40.8%）、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」（30.0%）が理由として挙げられました。

図表 4-(2)-ウ-(ウ)-① 持つ予定の子ども的人数が、理想的な子ども的人数より少ない理由
(当てはまるものすべて)

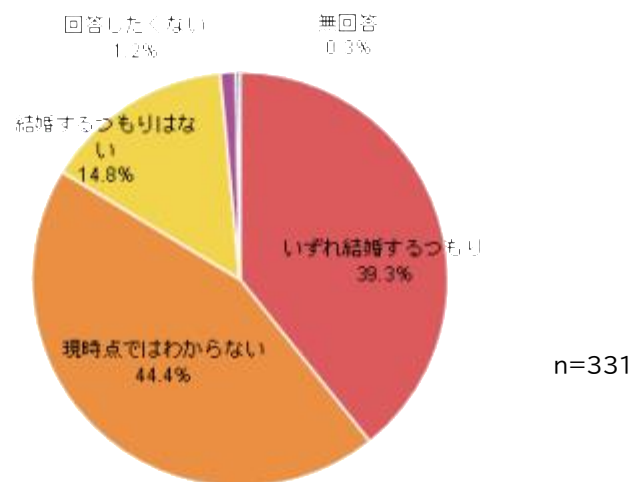


(エ) 今後の結婚に対する考え・結婚後にほしい子どもの人数

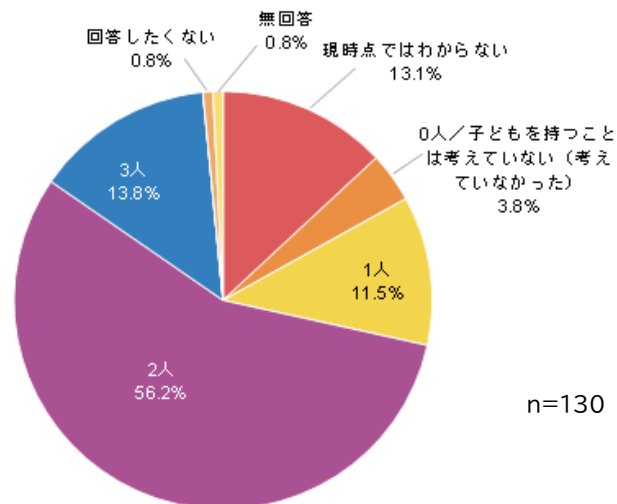
独身者（未婚又は離別・死別）に、今後の結婚に対する考えを尋ねたところ、「現時点ではわからない」が最も多く（44.4%）、次いで「いずれ結婚するつもり」（39.3%）、「結婚するつもりはない」（14.8%）となりました。

「いずれ結婚するつもり」と回答した独身者に対して、結婚後に欲しい子どもの人数を尋ねたところ、「2人」が最も多く（56.2%）、次いで、「3人」（13.8%）、「現時点ではわからない」（13.1%）となりました。「現時点ではわからない」及び「回答したくない」、「無回答」を除いて集計すると、平均は 1.94人 となりました。

図表 4-(2)-ウ-(エ)-① 今後の結婚に対する考え(独身者)



図表 4-(2)-ウ-(エ)-② 結婚後に欲しい子どもの人数(独身者)



5 市民参画

(1) 鎌倉こどもミライミーティング

ア 日時及び場所

(ア) 1回目

令和6年(2024年)5月19日(日)午前10時30分から正午まで

MUJIcom メトロポリタン鎌倉

(イ) 2回目

令和6年(2024年)5月19日(日)午後1時30分から午後3時まで

MUJIcom メトロポリタン鎌倉

イ 参加者

市内在住又は在学の小学生及び中学生の中から応募のあった21名(1回目は13名、2回目は8名)

ウ 結果

図表 5-(1)-ウ-① こどもミライミーティング1回目(午前の部)の結果



図表 5-(1)-ウ-② こどもミライミーティング2回目(午後の部)の結果



(2) 市民ワークショップ「わたしたちが描く 미래の鎌倉」

ア 第1回「鎌倉への想いを聞く」

(ア) オンライン意見聴取

a 意見聴取期間

令和6年（2024年）4月26日（金）から令和6年（2024年）5月12日（日）
まで

b 意見数

計28件（問1は19件、問2は9件）

(イ) 市民ワークショップ「わたしたちが描く 未来の鎌倉」

a 日時及び場所

(a) 鎌倉会場

令和6年（2024年）5月18日（土）午後2時から午後4時まで
鎌倉市役所講堂

(b) 大船会場

令和6年（2024年）5月26日（日）午後2時30分から午後4時30分まで
玉縄学習センター分室第3集会室

b 参加者

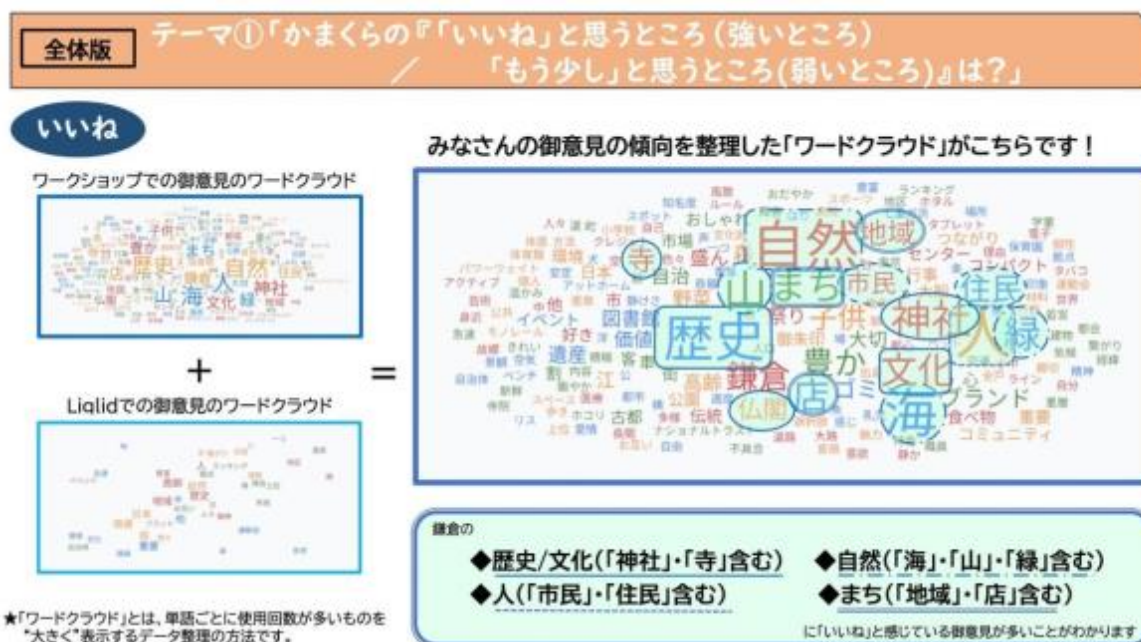
市内在住の小学生以上の方で参加を申し込んだ市民70名のうち、

(a) 鎌倉会場 31名

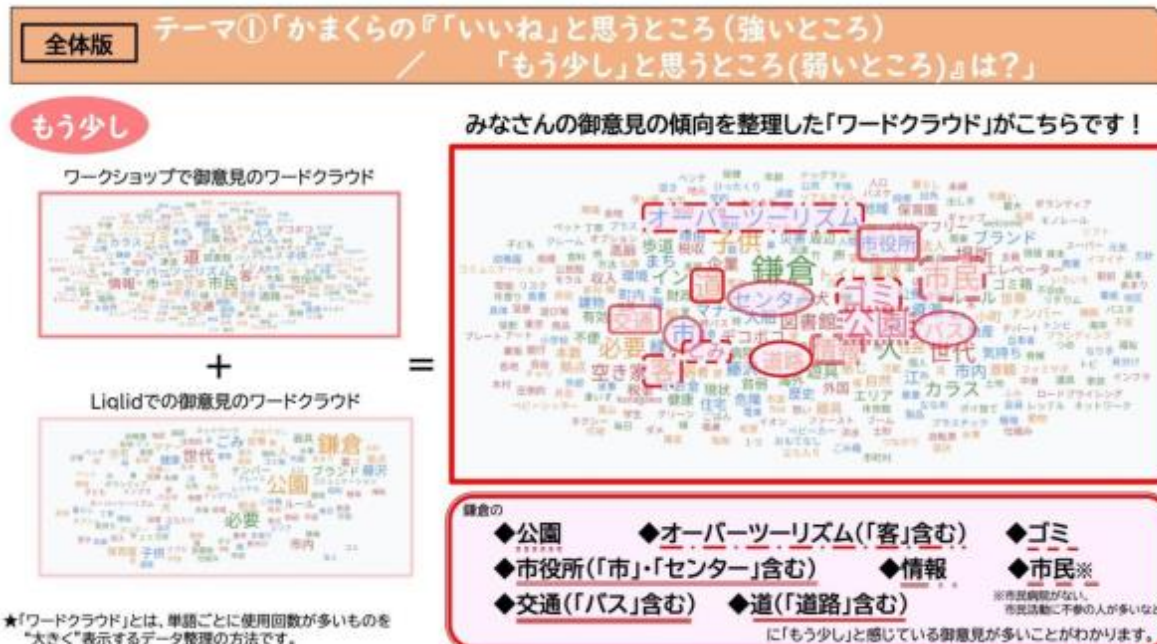
(b) 大船会場 18名

(ウ) 結果

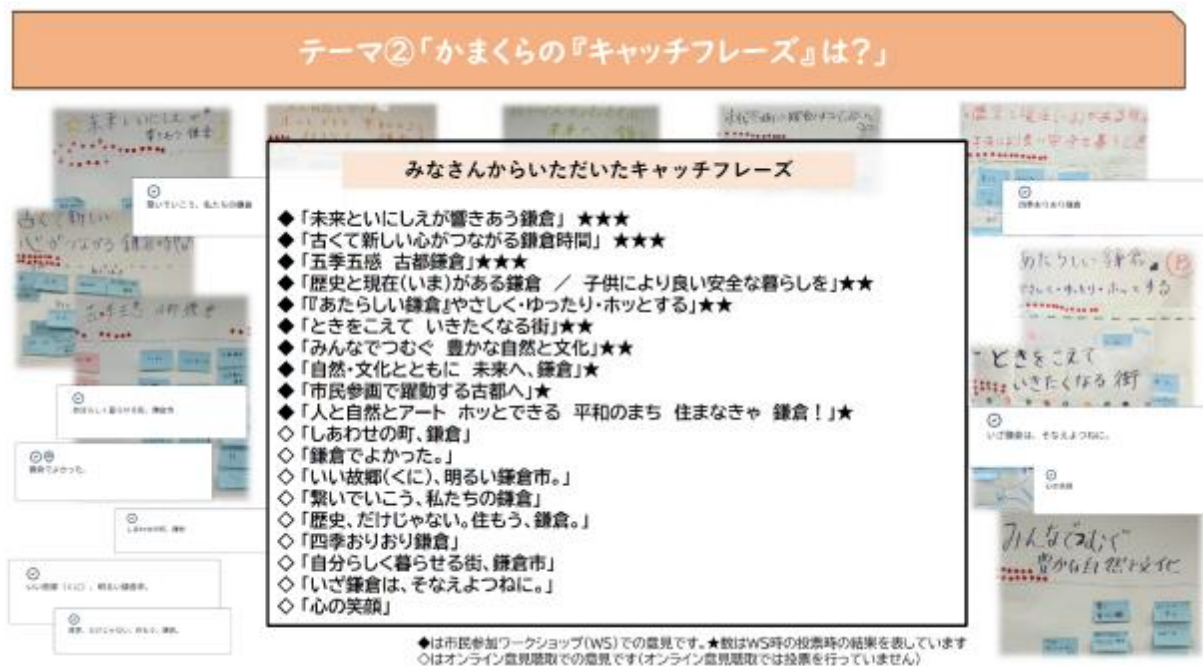
図表 5-(2)-ア-(ウ)-① 「かまぐらの『「いいね」と思うところ(強いところ)』は？」の結果



図表 5-(2)-ア-(ウ)-② 「かまぐらの『「もう少し」と思うところ(弱いところ)』は？」の結果



図表 5-(2)-ア-(ウ)-③ 「かまくらの『キャッチフレーズ』は？」の結果



イ 第2回「理想の鎌倉を思い描く」

(ア) オンライン意見聴取

a 意見聴取期間

令和6年（2024年）6月3日（月）から令和6年（2024年）6月16日（日）まで

b 意見数

計19件（問1は11件、問2は8件）

(イ) 市民ワークショップ「わたしたちが描く 미래の鎌倉」

a 日時及び場所

(a) 大船会場

令和6年（2024年）6月23日（日）午後2時から午後4時まで
鎌倉芸術館会議室1

(b) 鎌倉会場

令和6年（2024年）6月29日（土）午後2時から午後4時まで
鎌倉市役所全員協議会室

b 参加者

市内在住の小学生以上の方で参加を申し込んだ市民70名のうち、

(a) 大船会場 26名

(b) 鎌倉会場 15名

(ウ) 結果

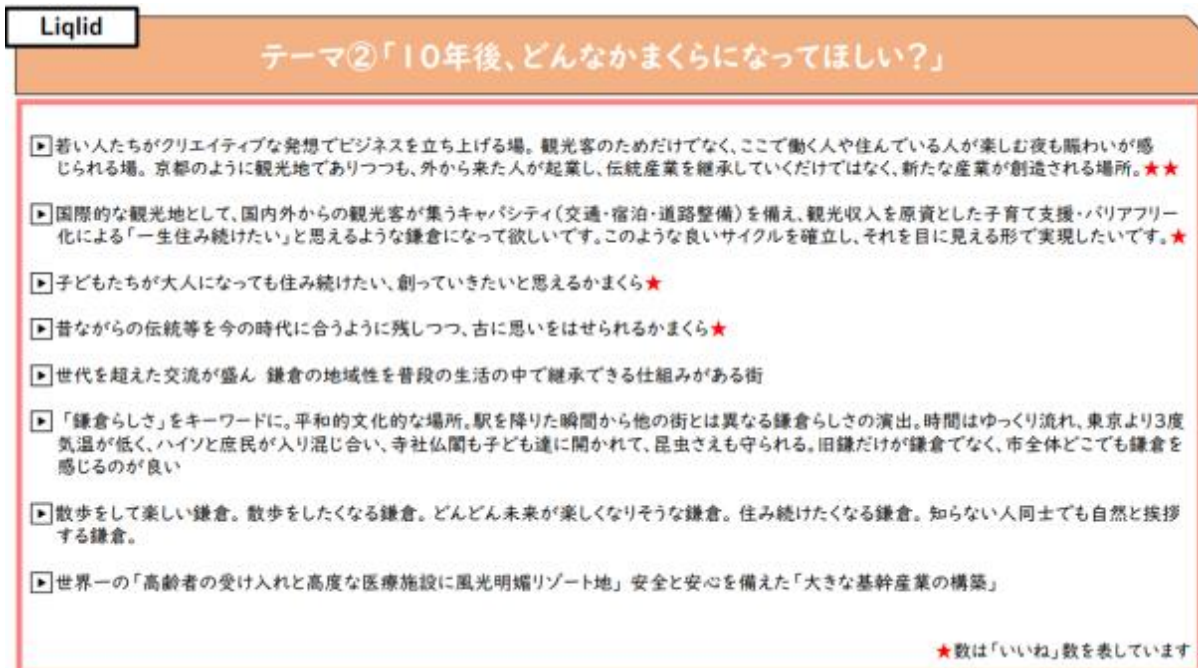
図表 5-(2)-イ-(ウ)-① 「10年後のかまくらに必要なこと、ものは？」のオンライン意見聴取の結果



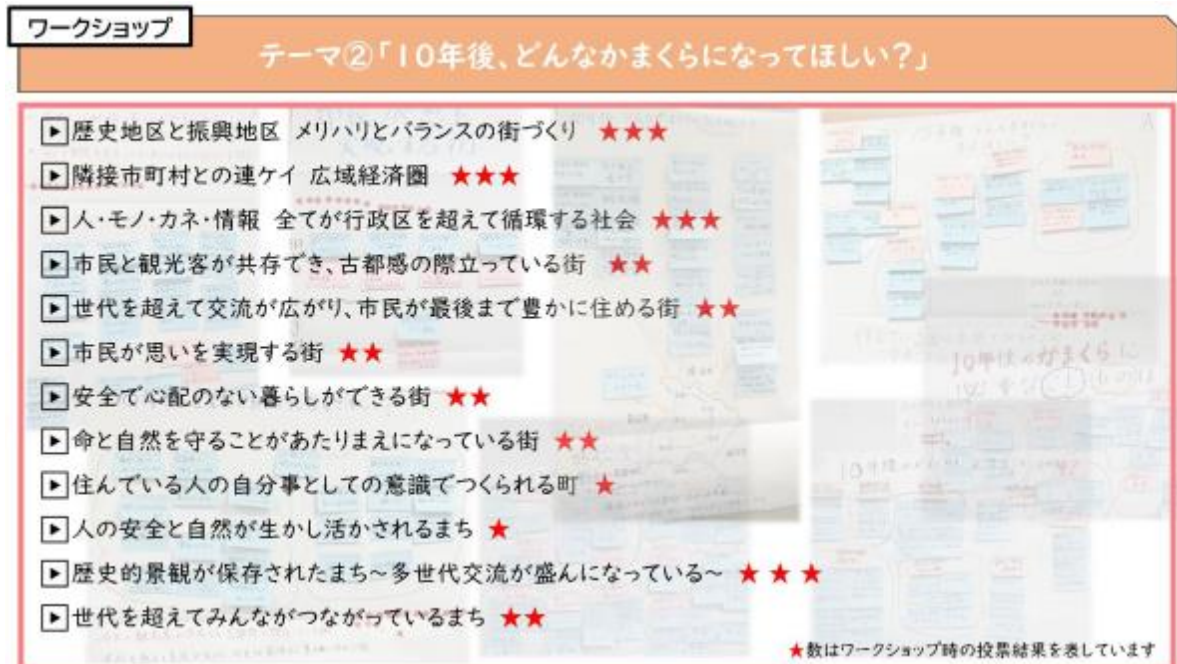
図表 5-(2)-イ-(ウ)-② 「10年後のかまくらに必要なこと、ものは？」の市民ワークショップの結果



図表 5-(2)-イ-(ウ)-③ 「10年後、どんなかまくらになってほしい？」のオンライン意見聴取の結果



図表 5-(2)-イ-(ウ)-④ 「10年後、どんなかまくらになってほしい？」の市民ワークショップの結果



ウ 第3回「具体的にイメージする」

(ア) オンライン意見聴取

a 意見聴取期間

令和6年（2024年）7月1日（月）から令和6年（2024年）7月15日（月・祝）
まで

b 意見数

計72件（問1は62件、問2は10件）

(イ) 市民ワークショップ「わたしたちが描く 미래の鎌倉」

a 日時及び場所

(a) 鎌倉会場

令和6年（2024年）7月20日（土）午前10時から午前12時まで
鎌倉生涯学習センター第6集会室

(b) 大船会場

令和6年（2024年）7月28日（日）午前10時から午前12時まで
玉縄学習センター分室第3集会室

b 参加者

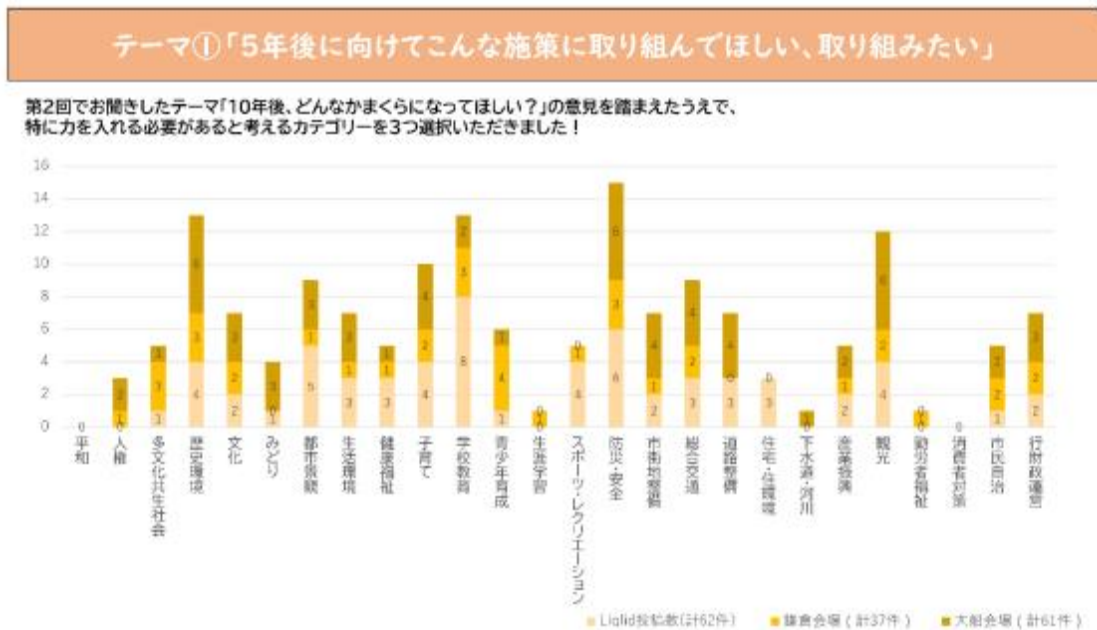
市内在住の小学生以上の方で参加を申し込んだ市民70名のうち、

(a) 鎌倉会場 14名

(b) 大船会場 15名

(ウ) 結果

図表 5-(2)-ウ-(ウ)-① 「5年後に向けてこんな施策に取り組んでほしい、取り組みたい」の結果



図表 5-(2)-ウ-(ウ)-② 「5年後の施策目標を考えよう」のオンライン意見聴取の結果(1)

Liquid **テーマ②「5年後の施策目標を考えよう」**
(5年後(10年後の中間年度)に実現させたい具体的な取組は?)

総合交通 **道路整備** **市街地整備**

2029年は深沢地区の再開発において街開きされたタイミングになり、市内外から見て魅力的な街作りを行う土壌としての条例(迷惑防止・交通・公共施設)が早期に整備・修正されていてほしい。戸塚・藤沢・村岡等と連携したパーク＆ライドなど、鎌倉市で補えないキャパシティを考慮して検討願います。

観光

国内外の観光客から宿泊税や入域税を徴収して、市民生活に還元されている 【Liqid/投稿内容(1)】

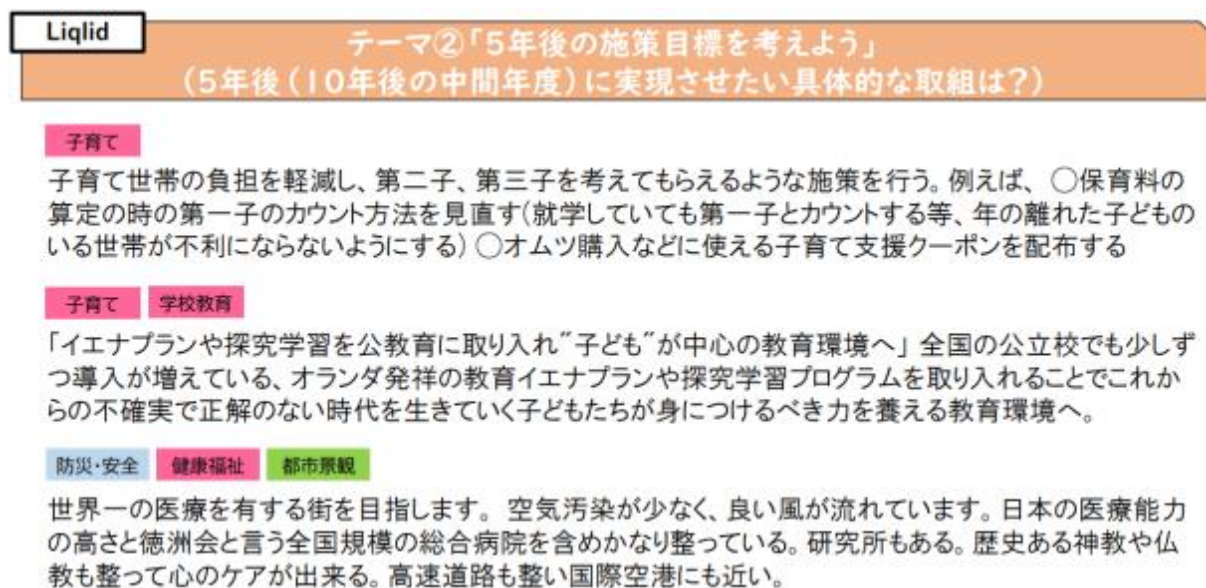
子育て **みどり**

現存する緑地を削らずに保全し、自然豊かな子育て環境を守る市であって欲しい。鎌倉野菜を多く育てる関谷城廻地区において、山や森を削る開発は悪影響しかない。緑に囲まれた土地に魅力を感じて移住してきた子育て世帯が転出してしまう前に、自然環境と鎌倉野菜を守り、財政に活かす取り組みを。

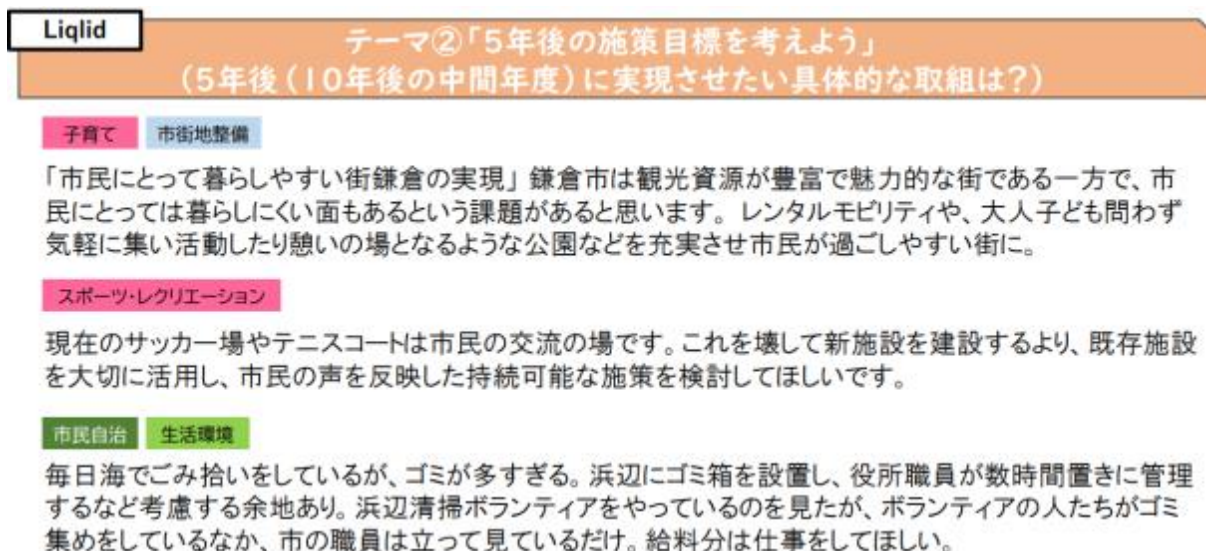
分類なし

住宅はストックも沢山ある為、鎌倉にこれ以上の造成開発はいらない。すでに鎌倉山は岡化している。今ある土地を有効にかつ、安全に使える様にする。産業発展や開発を促進する為にそういった地域を設け、集約すると良い。鎌倉はほぼ住宅地で音の出る様な開発に不向きになりつつある。打開すべき。

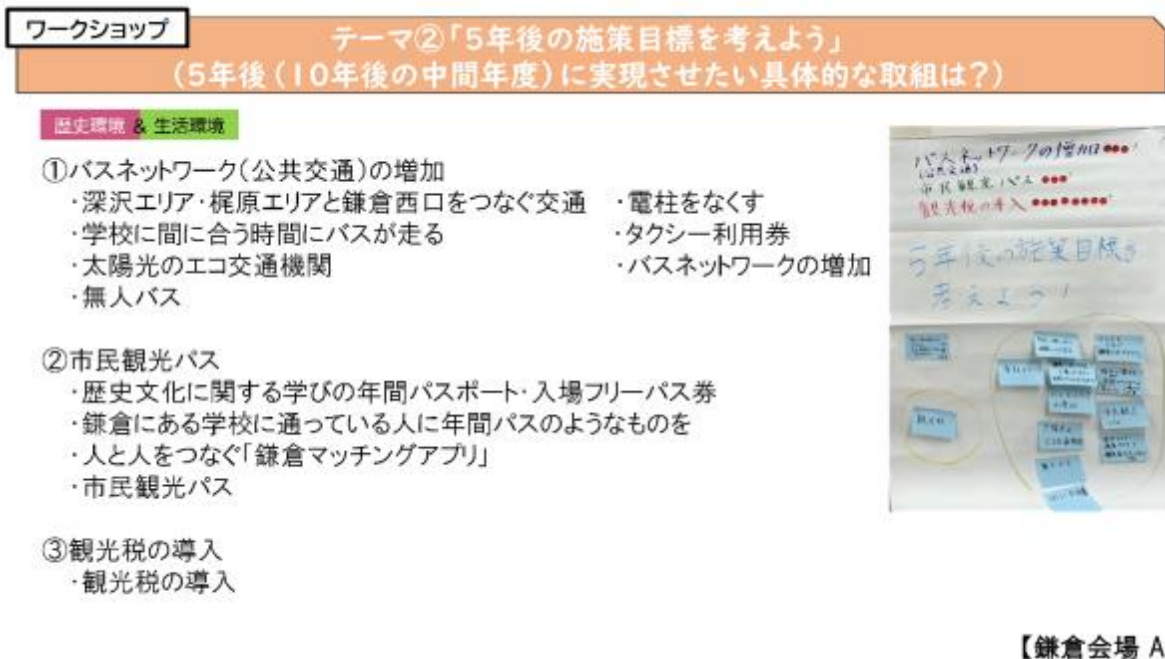
図表 5-(2)-ウ-(ウ)-③ 「5年後の施策目標を考えよう」のオンライン意見聴取の結果(2)



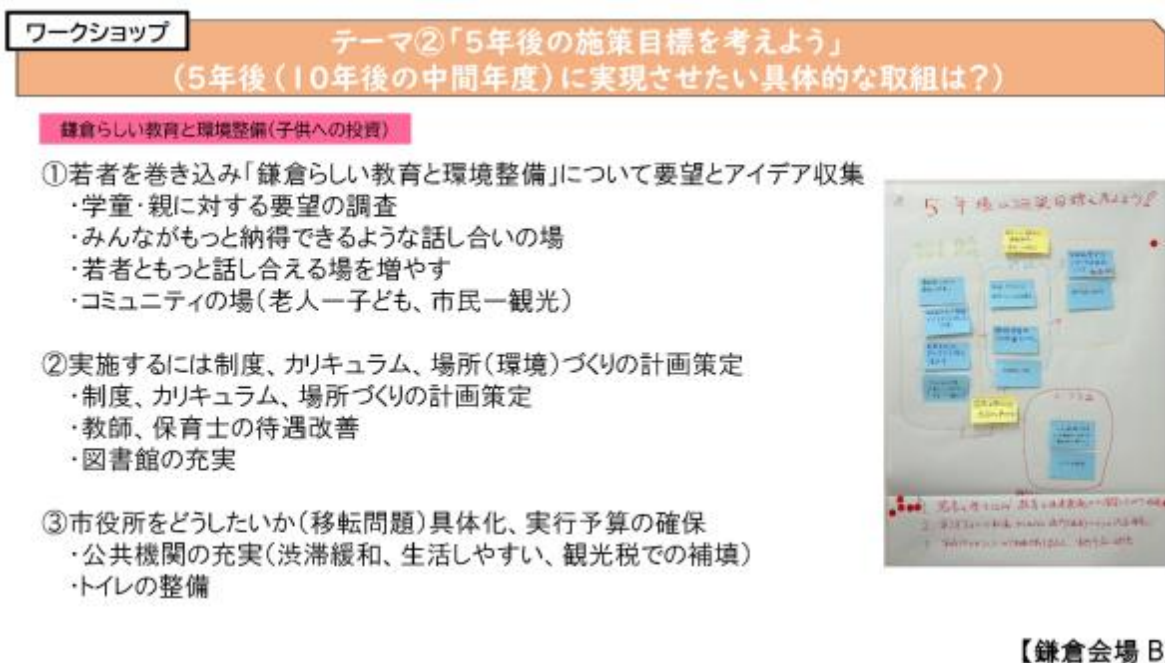
図表 5-(2)-ウ-(ウ)-④ 「5年後の施策目標を考えよう」のオンライン意見聴取の結果(3)



図表 5-(2)-ウ-(ウ)-⑤ 「5年後の施策目標を考えよう」の市民ワークショップの結果(1)



図表 5-(2)-ウ-(ウ)-⑥ 「5年後の施策目標を考えよう」の市民ワークショップの結果(2)



図表 5-(2)-ウ-(ウ)-⑦ 「5年後の施策目標を考えよう」の市民ワークショップの結果(3)

ワークショップ **テーマ②「5年後の施策目標を考えよう」**
(5年後(10年後の中間年度)に実現させたい具体的な取組は?)

市民自治・行財政運営

- ① Chief Kamakura Future Officer(チーフ・カマクラ・フューチャー・オフィサー)を設定する。
 - ・市民・行政等から選出し、鎌倉の取組を広くわかりやすく発信
 - ・鎌倉市のPR大使を委嘱
- ② 情報発信・収集統一アプリの開発
 - ・市民が市で何が起きているのか、何が必要なのか、認識を統一する
 - ・防災アプリ
 - ・収支結果報告
- ③ 開かれた市長・議会
 - ・市長の顔を知る



【鎌倉会場 C】

図表 5-(2)-ウ-(ウ)-⑧ 「5年後の施策目標を考えよう」の市民ワークショップの結果(4)

ワークショップ **テーマ②「5年後の施策目標を考えよう」**
(5年後(10年後の中間年度)に実現させたい具体的な取組は?)

多文化共生社会

- ① 町内会の活用
 - ・自治会サミットの開催(参加町内会への支援)
- ② ふらっと参加できる日常づくり
 - ・多世代交流の機会創出
 - ・用事がなくても行くことができる交流拠点(銭湯・図書館など…)の整備
 - ・共生イベント・お祭りの開催
- ③ 市民自身による地元プロデュース・発信
 - ・市民伝言板の開設
 - ・自分の住むところの市内ツアー



【鎌倉会場 D】

図表 5-(2)-ウ-(ウ)-⑨ 「5年後の施策目標を考えよう」の市民ワークショップの結果(5)

ワークショップ **テーマ②「5年後の施策目標を考えよう」**
(5年後(10年後の中間年度)に実現させたい具体的な取組は?)

次世代・子育て

- ①市民の声を伝える手段を作る(LINEとか)
 - ・市民の声(困っていること)を伝える手段を作る(LINEで言えるとか)
 - ・市民の力をルールを変えるパワーに
 - ・実態を知る仕組み
- ②観光の収入化の施策を実行する
 - ・観光と収入の関係の明確化・ディスクローズ
 - ・観光を収入に結びつける方法の列挙・選択
 - ・観光税の差別化 ・プラごみを減らす→プラ税の導入
- ③有料化でも良いので施設を整備する(トイレ、図書館、オムツスペース)
 - ・施設のバリアフリー化
 - ・子供にやさしい施設→市からショッピングセンター・こども施設に働きかける
 - ・役所(図書館etc)をリフォームする
 - ・オムツ替えスペースにもなる多目的トイレ設置 ・有料でも施設(トイレ・休憩場所)整備

【大船会場 A】



図表 5-(2)-ウ-(ウ)-⑩ 「5年後の施策目標を考えよう」の市民ワークショップの結果(6)

ワークショップ **テーマ②「5年後の施策目標を考えよう」**
(5年後(10年後の中間年度)に実現させたい具体的な取組は?)

観光・鎌倉らしさ

- ①トイレやwifiなどを有料化し観光客からお金をとる
 - ・有料トイレ(地下) ・コンビニにトイレの使用代を補助
 - ・有料wifi ・外国人wifi有料
 - ・有料化の対象を大幅に増やす
 - ・宿泊税を取る ・観光税をとる(車)
- ②鎌倉らしさの強化プロジェクト
 - ・日本人観光客への着物無料貸出
 - ・外国語表記を減らす
- ③地元住民の便宜を図る
 - ・立ち食いできる店への規制 ・たばこの吸う場所を明確化
 - ・鎌倉の人(会員制)スーパーを作る ・お巡りさんの巡回
 - ・避難塔作る

【大船会場 B】



図表 5-(2)-ウ-(ウ)-⑪ 「5年後の施策目標を考えよう」の市民ワークショップの結果(7)

ワークショップ **テーマ②「5年後の施策目標を考えよう」**
(5年後(10年後の中間年度)に実現させたい具体的な取組は?)

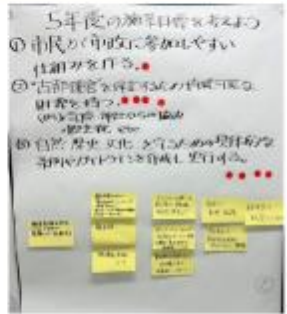
市民参画ベースの命を意思決定の中心におく市民自治

①市民が市政に参加しやすい仕組みを作る。
 ・タウンホールミーティング市民参加でゴール・進捗の確認・是正を行う。
 年2～3回
 ・インフラに関して即座に調査対応する！

②“古都鎌倉”を保全するため持続可能な財源を持つ。
 (例)寺院・神社からの協力 観光税 etc.
 ・観光税
 ・市民優先車両ルート
 ・観光客からの“参拝料”(寺院・神社)について観光による
 現状・改善策財政に充てる

③自然・歴史・文化…を守るための具体的な条例やガイドラインを作成し、実行する。
 ・具体的な実行アクションを明確にする。抽象的にしない
 ・条例で自然保護 ・市民参加で具体的な条例、ガイドライン、説明会
 ・超本気の防災訓練 ・鎌倉音頭を周知してもらうために盆踊りを企画する

【大船会場 C】



図表 5-(2)-ウ-(ウ)-⑫ 「5年後の施策目標を考えよう」の市民ワークショップの結果(8)

ワークショップ **テーマ②「5年後の施策目標を考えよう」**
(5年後(10年後の中間年度)に実現させたい具体的な取組は?)

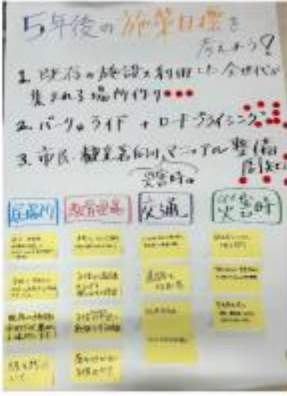
子どもの未来を支える生活環境

①既存の施設を利用した全世代が集まれる場所作り
 ・既存の施設を全世代が集まれる場所に作る
 ・遊び・多様性、保護者の快適のデザインされた全天候遊び施設

②パーク＆ライド＋ロードプライシング
 ・パークアンドライドの更なる導入
 ・市中心部への車進入禁止
 ・ロードプライシングの導入
 ・市民専用車両

③市民・観光客向け災害時のマニュアル整備(周知)
 ・市民に対する災害発生時の対応マニュアルの周知徹底
 ・災害発生時の市民・観光客に対する対応マニュアル作成
 ・観光客を避難させる空間

【大船会場 D】



6 職員参画

(1) 参加者（所属は参加当時）

所属	氏名	所属	氏名
共生共創部デジタル戦略課	岸 拓海	こどもみらい部こども支援課	岡本 直樹
共生共創部秘書課	加藤 万理子	環境部環境センター	野村 心平※
共生共創部文化課	里原 茉以子	まちづくり計画部都市計画課	水谷 司
総務部財政課	溝呂木 直人	まちづくり計画部都市計画課	大森 颯
総務部公的不動産活用課	齋藤 清香	都市景観部都市景観課	藤本 まゆ※
総務部公的不動産活用課	田邊 怜	都市景観部みどり公園課	原 彬
総務部資産税課	伊藤 姫華	都市整備部都市整備総務課	工藤 祐作
総務部市民税課	中立 成美	都市整備部道路課	鈴木 亮平

※ 市民ワークショップの運営に参加した者

(2) 結果

ア 第1回目

令和6年4月19日（金）午後3時30分から4時まで 総合計画に関するインプット

イ 第2回目

令和6年4月25日（金）午前10時から11時まで

図表 6-(2)-イ-① 職員ワークショップ2回目の結果(1)

わたしたちが描く 미래の鎌倉 #職員 第2回	
2	テーマ1のまとめ
かまぐらの『「いいね」と思うところ(強いところ) / 「もう少し」と思うところ(弱いところ)』は？	
※（ ）内は得票数	
<「いいね」と思うところ(強いところ)>	
自然	山と海があり自然豊か(1)、時の流れがゆっくり・おだやかになれる等
観光	鎌倉ファンが多い(2)、歴史文化(1)、外人からも人気・ブランド力がある(1)等
文化	文化財(1)、歴史を感じられる等
生活環境	ICT教育(1)、市民の帰属意識の高さ、住宅地は静か、都心へのアクセス、景観のよさ等
共生社会	かまぐらに対しての興味・関心が高い(1)、市民が活動的・アクティブ(1)、鎌倉市民としての誇りをもっている(1)等
交通	江ノ電とモノレールにブランド力ある
<「もう少し」と思うところ(弱いところ)>	
自然	災害、風化、キケンなガケ等
観光	電車混んでる(オーバーツーリズム)、観光客多いのに収益少ない、日帰り客が多い・宿少ない(宿が作れない?)等
文化	保存に金かかる、風致地区など制限多い等
生活環境	新しいコトへの許容度の低さ(2)、夜が閑散としている(1)、災害時の分断(1)、大型商業施設の少なさ(1)等
共生社会	デジタル化の遅れ(1)、高齢化、行政に対して固定観念がある等
交通	渋滞(1)、市内の移動不便(1)、道路が狭い等
土地	土地利用の制限多(1)、使える土地が少ない(1)
財政	法人税少ない、施設の老朽化等

図表 6-(2)-イ-② 職員ワークショップ2回目の結果(2)

わたしたちが描く 未来の鎌倉 #職員 第2回	
3	テーマ2のまとめ
かまぐらの『キャッチフレーズ』は？	
・「全ての人が愛着を持ち挑戦し続けるまち」(3) ・「観光と生活の共存」(2) ・「文化と自然を守りながら、皆が歴史を育む未来へ」(2) ・「心の安らぎと生活を守るまち」(1) ・「変化しないために変化する」(0) ・「誰も負けない街」(0)	
※（ ）内は得票数	

ウ 第3回目

令和6年6月18日（火）午前10時から11時まで

図表 6-(2)-ウ-① 職員ワークショップ3回目の結果(1)

わたしたちが描く 미래の鎌倉 #職員 第3回																									
2 テーマ1のまとめ 》》																									
10年後のかまくらに必要なこと、もの（大事にしたいこと、もの）は？																									
グループA <table> <tr> <td>財源の確保</td><td>子ども、少子高齢化、大きい企業に来てもらう、収入源、不必要な事業をやめる</td></tr> <tr> <td>行政サービスの効率化</td><td>生存戦略、デジタル化</td></tr> <tr> <td>防災・減災</td><td>災害、防災・減災、せまい道路</td></tr> <tr> <td>観光・交通</td><td>緑を守る、残すものと壊すもの、歴史的なまちなみを守る、施設、観光（歴史、スラダン etc.）、オーバーツーリズム、市内交通、交通不便（住みやすいか？）</td></tr> </table> グループB <table> <tr> <th colspan="2">鎌倉を！！もっと住みやすくする！</th></tr> <tr> <td>もっと！住み たくなる</td><td>生活用品の調達先、住みたくなる環境づくり、地域の個性を高める（大船、鎌倉、深沢）、観光客も住民も居心地のよい（住んでいる人、観光にくる人）、住みやすい環境づくり（子ども、大人になっても住みつけたいまちをつくる）</td></tr> <tr> <td>もっと！人と 自然を守る</td><td>安全と安心（人と環境、共存）</td></tr> <tr> <td>もっと！学び たくなる</td><td>学びの場、歴史の継承、文化資源を守る</td></tr> <tr> <td>もっと！働き やすくなる</td><td>働きやすい環境づくり、労働力、移動の足（交通）</td></tr> </table> グループC <table> <tr> <td>自然を未来につなげる</td><td>緑の維持管理、自然</td></tr> <tr> <td>にぎわいのある空間をつくる</td><td>にぎわいのある広場、多世代での交流、子育て世代を増やす</td></tr> <tr> <td>みんなが移動しやすい街にする</td><td>交通、インフラ、市内の移動性を高める、住民と観光客の関係性を良くする、移動手段・交通手段、観光</td></tr> </table>		財源の確保	子ども、少子高齢化、大きい企業に来てもらう、収入源、不必要な事業をやめる	行政サービスの効率化	生存戦略、デジタル化	防災・減災	災害、防災・減災、せまい道路	観光・交通	緑を守る、残すものと壊すもの、歴史的なまちなみを守る、施設、観光（歴史、スラダン etc.）、オーバーツーリズム、市内交通、交通不便（住みやすいか？）	鎌倉を！！もっと住みやすくする！		もっと！住み たくなる	生活用品の調達先、住みたくなる環境づくり、地域の個性を高める（大船、鎌倉、深沢）、観光客も住民も居心地のよい（住んでいる人、観光にくる人）、住みやすい環境づくり（子ども、大人になっても住みつけたいまちをつくる）	もっと！人と 自然を守る	安全と安心（人と環境、共存）	もっと！学び たくなる	学びの場、歴史の継承、文化資源を守る	もっと！働き やすくなる	働きやすい環境づくり、労働力、移動の足（交通）	自然を未来につなげる	緑の維持管理、自然	にぎわいのある空間をつくる	にぎわいのある広場、多世代での交流、子育て世代を増やす	みんなが移動しやすい街にする	交通、インフラ、市内の移動性を高める、住民と観光客の関係性を良くする、移動手段・交通手段、観光
財源の確保	子ども、少子高齢化、大きい企業に来てもらう、収入源、不必要な事業をやめる																								
行政サービスの効率化	生存戦略、デジタル化																								
防災・減災	災害、防災・減災、せまい道路																								
観光・交通	緑を守る、残すものと壊すもの、歴史的なまちなみを守る、施設、観光（歴史、スラダン etc.）、オーバーツーリズム、市内交通、交通不便（住みやすいか？）																								
鎌倉を！！もっと住みやすくする！																									
もっと！住み たくなる	生活用品の調達先、住みたくなる環境づくり、地域の個性を高める（大船、鎌倉、深沢）、観光客も住民も居心地のよい（住んでいる人、観光にくる人）、住みやすい環境づくり（子ども、大人になっても住みつけたいまちをつくる）																								
もっと！人と 自然を守る	安全と安心（人と環境、共存）																								
もっと！学び たくなる	学びの場、歴史の継承、文化資源を守る																								
もっと！働き やすくなる	働きやすい環境づくり、労働力、移動の足（交通）																								
自然を未来につなげる	緑の維持管理、自然																								
にぎわいのある空間をつくる	にぎわいのある広場、多世代での交流、子育て世代を増やす																								
みんなが移動しやすい街にする	交通、インフラ、市内の移動性を高める、住民と観光客の関係性を良くする、移動手段・交通手段、観光																								
2																									

図表 6-(2)-ウ-② 職員ワークショップ3回目の結果(2)

わたしたちが描く 未来の鎌倉 #職員 第3回	
3 テーマ2のまとめ 》》	
10年後、どんなかまくらになってほしい？（こんなかまくらにしたい！）	
・「生きがいを持ちつづけられる町」（9） ・「市民と観光客がお互いを尊重できるまち」（8） ・「居心地良く暮らせる町」（7） ・「みんなが知り合いになれる街」（7） ・「暮らしとまちなみを守るまち」（4） ・「みんなが会いにいける街」（4） ・「100年先も持続可能な町」（3）	
3	

エ 第4回目及び5回目

令和6年7月23日（火）午前10時から11時まで

7月30日（火）午前10時から11時まで

図表 6-(2)-エ-① 職員ワークショップ4回目・5回目の結果(1)

わたしたちが描く 미래の鎌倉 #職員 第4回

2 テーマ1のまとめ

5年後に向けてこんな施策に取り組んでほしい、取り組みたい

文化と生涯学習 (歴史環境)	伝統文化のなり手（後継者）の確保、文化財収蔵庫の拡充が必要、学芸員（専門職）の不足
観光	鎌倉に来たいという人たちを惹きつけ続ける、観光客は沢山来るのに税金取れない、居住者にメリットない
産業振興	法人税少ない、企業撤退 等
子育て	若い世代が鎌倉に住んでほしい、居住を促進するためには医療保障などの充実が必要となる、共働きの多い時代だから、学童など横浜市に比べて劣るものがある 等
みどり	緑地や街路樹の整備が必要、倒木などにより市民の命に関わる、鎌倉らしさを守ることにつながるから
健康・福祉	高度医療が受けられる病院の不足、産院の不足、健康で豊かな生活が全ての市民活動の基盤となる 等
多文化共生	相互理解が足りない、鎌倉市の特色、誇れる部分を伸ばしたい 等

市民自治	地域のつながり・見守り 等
都市景観	守るものと変えていくものの共通認識が低い、鎌倉の魅力維持には自然との調和が不可欠
住宅・住環境	生活の基盤となる、長く住みたいと思える人を増やす、安心して暮らせるまちになってほしい、観光客との共存、自然災害対策 等
防災・安全	災害対応によって救える命があるから、自然災害の発生に備えて市民・観光客が多い鎌倉として対策が必要、近年の頻発する自然災害と市特有の地理条件（海沿い、山、崖） 等
市街整備	鎌倉らしさの継承と共に新規で情勢等を踏まえたまちの形成が必要、限りある財源でコンパクトな都市構造 等
道路整備	道路の舗装が悪い所があり快適に通行できない、道路形状によって渋滞を引き起こすこともある、優先順位づけされている？ 等
総合交通	観光渋滞対策、住む人も来る人も移動しやすい交通システムが必要 等

2

図表 6-(2)-エ-② 職員ワークショップ4回目・5回目の結果(2)

わたしたちが描く 미래の鎌倉 #職員 第5回	
2	テーマ2のまとめ
5年後の施策目標を考えよう - ①選んだ分野での心配ごと	
Aチーム 子育ての困りごと 通学路の安全（道が狭い、江ノ電）、障がいのある子へのサポート 教育、他市の子育て施策に見劣りがち、金銭的余裕、ひとり親世帯への支援、不妊治療の助成が少ない、出産助成金をもっと、病気になった時の託児所、保育所が足りていない、待機児童数、保育園に入れない（待機児童）、労働人口を増やしたい、公園・施設・レジャースポットが少ない、家族世帯向けの住居が見つげづらい	Bチーム 減災（レジリエンス）の困りごと 災害のタイミングが予測できない、鎌倉らしさをどう残すか、古都保存法（高さ制限）、古い建物が多く避難路の安全が心配、地理的制約（道路状況）、谷戸での倒木・土砂崩れ、倒木などが心配、緊急輸送道路の確保、支援の受入体制、観光客への周知、住民合意、避難経路等が認知されていない、全市民への広報手段
Cチーム 行政手続きの困りごと 平日に来る必要性があり仕事等を休まなければいけない、来庁日にその後の予定を立てづらい、時間がかかる・1日つぶれる、来庁者の混雑、1階ロビーが狭い、窓口毎に同じ説明を繰り返す必要がある、重複した手続きが多い、手続きの煩雑さ、それぞれの手続き毎に書類がバラバラ（同じものを複数提出しなければならない）、手続きが多岐にわたる、手続きによって窓口が変わる、たらい回しされる、多言語の対応、人への伝え方、掲示が下手、わかりづらい、HPが分かりづらい、欲しい情報が届かない	2

図表 6-(2)-エ-③ 職員ワークショップ4回目・5回目の結果(3)

わたしたちが描く 未来の鎌倉 #職員 第5回	
2	テーマ2のまとめ
5年後の施策目標を考えよう - ②具体的な施策	
Aチーム ・「子育て世帯への切れ目のない支援」（8票） ・「保育環境の充実」（3票） ・「子育てに寛容なまち」（3票）	
Bチーム ・「興味を持ってもらえる避難訓練を実施し。」（8票） ・「誰も逃げ遅れないまち」（5票） ・「市民が観光客を導けるように」（1票）	
Cチーム ・「来庁する前に役所に行く必要があるのかを一括して調べることができるように」（9票） ・「同じ情報（基本4情報等）は一度記入すれば全ての手続きで使えるように」（4票）	3

7 鎌倉市総合計画審議会

(1) 委員、幹事及び事務局名簿（委嘱期間 R6. 1. 31～R8. 3. 31）

区分	役職名	専門分野	氏名	備考
市民			掛川 一代	
教育委員会委員	教育委員会委員		長尾 直美	
農業委員会委員	農業委員会委員		市川 幸子	
公共団体及び 公共的団体の 代表者	鎌倉商工会議所専務理事		波多辺 弘三	
	鎌倉市観光協会専務理事		大津 定博	
	鎌倉市社会福祉協議会常務理事		田中 良一	職務代理者
	鎌倉市自治町内会総連合会会長		新津 豊	
	（三浦半島地域連合議長）		及川 政昭	～R6. 9. 9
	三浦半島地域連合副議長		内田 和彰	R6. 9. 10～
	（鎌倉市市民活動センター運営会議副事務局長）		菊田 豊明	～R6. 10. 29
	（鎌倉市市民活動センター運営会議事務局長）		雨宮 正明	R6. 10. 30～ R7. 4. 10
	鎌倉市市民活動センター運営会議理事長		小島 政行	R7. 4. 11～
学識経験を 有する者	鎌倉女子大学短期大学部学部長・教授	子育て	小泉 裕子	
	文教大学国際学部国際観光学科教授	観光	海津 ゆりえ	
	関東学院大学法学部地域創生学科教授	地域創生	木村 乃	職務代理者
	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	環境	亀山 康子	
	東京大学大学院工学系研究科教授	都市計画	村山 顕人	
	北九州市立大学法学部政策科学科准教授	SDGs	高木 超	会長
幹事	（鎌倉市共生共創部長）		服部 基己	～R6. 3. 31
	鎌倉市共生共創部長		能條 裕子	R6. 4. 1～
	鎌倉市共生共創部次長		吉田 寛樹	
	鎌倉市共生共創部企画課長		安富 誠人	
事務局	鎌倉市共生共創部企画課課長補佐兼担当係長		塩海 晋平	
	鎌倉市共生共創部企画課担当係長		中川 侑香	
	鎌倉市共生共創部企画課		沢崎 悠美	
	鎌倉市共生共創部企画課		磯崎 美穂里	
	鎌倉市共生共創部企画課		西澤 遥	
	鎌倉市共生共創部企画課		工藤 祐作	R7. 4. 1～

※ 役職名は答申時（R7. 7. 25）のもの。

ただし、委嘱期間中に退任等した者の役職名は委嘱時のもの。（括弧書）

(2) 開催経過

令和6年1月31日（水）午後3時から5時まで 於：鎌倉市役所講堂	
第1回	1. 会長の選任 2. 鎌倉市長からの諮問 3. 報告 鎌倉市の総合計画について 4. 審議 (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針（案）について 5. その他
令和6年4月2日（火）午後3時から5時まで 於：鎌倉市役所全員協議会室	
第2回	1. 審議 (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針（案）について 2. 報告 (1) 新たな総合計画の策定に係る参考資料について (2) 市民参画・職員参画の実施について 3. その他
令和6年7月5日（金）午前11時から正午まで 於：鎌倉市役所全員協議会室	
第3回	1. 審議 新たな総合計画に位置付ける施策について 2. その他
令和6年10月11日（金）午後3時から5時まで 於：鎌倉市役所全員協議会室	
第4回	1. 審議 (仮称) 第4次鎌倉市総合計画の全体像案について 2. 報告 市民参画・職員参画の結果について 3. 審議 将来目標案について 4. 報告・審議 人口推計の結果と人口の基本方針案について 5. その他

令和6年11月19日（火）午後3時から4時30分まで 於：鎌倉市役所講堂	
第5回	1. 審議 (1) 基本構想の将来目標（修正案）について (2) （仮称）第4次鎌倉市総合計画の計画期間について (3) 基本計画の基礎条件案について ア 人口案について イ 土地利用案について (4) 基本計画の基本方針案について 2. その他 (1) 基本計画の施策案について (2) その他
令和6年12月17日（火）午後3時から4時20分まで 於：鎌倉市役所講堂	
第6回	1. 審議 (1) （仮称）第4次鎌倉市総合計画のリーディングプロジェクトについて (2) （仮称）第4次鎌倉市総合計画のリーディングプロジェクトの取組について (3) （仮称）第4次鎌倉市総合計画の施策体系案について (4) （仮称）第4次鎌倉市総合計画の施策体系案とSDGsについて 2. その他
令和7年1月31日（金）午前10時から11時15分まで 於：鎌倉市役所講堂	
第7回	1. 審議 (1) 次期総合計画素案（案）について (2) 次期総合計画の施策とSDGsについて 2. その他
令和7年5月30日（金）午前10時から11時30分まで 於：鎌倉市役所講堂	
第8回	1. 審議 (1) 鎌倉市総合計画-鎌倉ビジョン2034-鎌倉ミライ共創プラン2030-（案）のパブリックコメントの結果について (2) 鎌倉市の新たな地方創生総合戦略の策定に向けた考え方について 2. 答申に向けて 3. その他
令和7年6月27日（金）午前10時から 於：鎌倉市役所402会議室	
第9回	1. 審議 新たな鎌倉市総合計画の策定に係る答申内容について 2. その他

令和7年7月25日（金）午前10時から 於：鎌倉市役所全員協議会室	
第10回	1. 審議 新たな鎌倉市総合計画の策定に係る答申内容について 2. その他 3. 鎌倉市長への答申

8 鎌倉市総合計画専門委員

玉村雅敏（慶應義塾大学総合政策学部教授） 令和5年（2023年）7月3日選任

9 計画期間

	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度
基本構想	鎌倉ビジョン2034（9年）								
基本計画	鎌倉ミライ共創プラン（5年）								

10 鎌倉市総合計画条例

○鎌倉市総合計画条例

平成 24 年 6 月 29 日条例第 1 号

改正

平成 24 年 9 月 27 日条例第 12 号

鎌倉市総合計画条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画を総称する。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた将来目標及びその方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための政策又は施策の体系及びその方針を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業概要を示すものをいう。

(計画の策定)

第 3 条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(市政運営の基本方針)

第 4 条 市は、その事務を処理するに当たっては、基本構想に即して行うものとする。

(総合計画審議会)

第 5 条 市長の附属機関として、鎌倉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、総合計画の策定その他その実施に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市教育委員会委員
 - (2) 市農業委員会委員
 - (3) 公共団体又は公共的団体の代表者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 市民
- 6 委員の任期は、審議会の所掌事務の処理が終わるまでの期間とする。

7 第5項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第7条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、市民等から意見を聴くものとする。

(策定過程における報告)

第8条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

(議会の議決)

第9条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第10条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、総合計画に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(総合計画審議会条例の廃止)

2 鎌倉市総合計画審議会条例（昭和41年10月条例第23号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている第3次鎌倉市総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。

付 則（平成24年9月27日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

11 平和都市宣言

平和都市宣言

われわれは、
 日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
 核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
 全世界の人々と相協力してその実現を期する。
 多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
 ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年（1958 年）8 月 10 日

鎌倉市

12 鎌倉市民憲章

鎌倉市民憲章

制定 昭和 48 年（1973 年）11 月 3 日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。